

DCニッセイワールドセレクトファンド (債券重視型) / (標準型) / (株式重視型)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ◆本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。
- ◆「DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型） / (標準型) / (株式重視型)」は、主に国内外の株式および債券を投資対象としますので、組入株式の価格の下落、組入株式の発行会社の倒産または財務状況の悪化等の影響により、もしくは金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。
- ◆本書により行う当ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月21日に関東財務局長に提出しており、2023年11月22日にその届出の効力が生じております。

発行者名	ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 大関 洋
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	57
第3【ファンドの経理状況】	62
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	230
第三部【委託会社等の情報】	231
第1【委託会社等の概況】	231
約款	巻末

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

- DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）
- DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）
- DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）

以下、上記のそれぞれをまたは総称して「ファンド」、「ベビーファンド」または「DCニッセイワールドセレクトファンド」といいます。また、DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）を「債券重視型」、DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）を「標準型」、DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）を「株式重視型」ということがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

① 契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

② 委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2023年11月22日から2024年5月21日まで

- 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

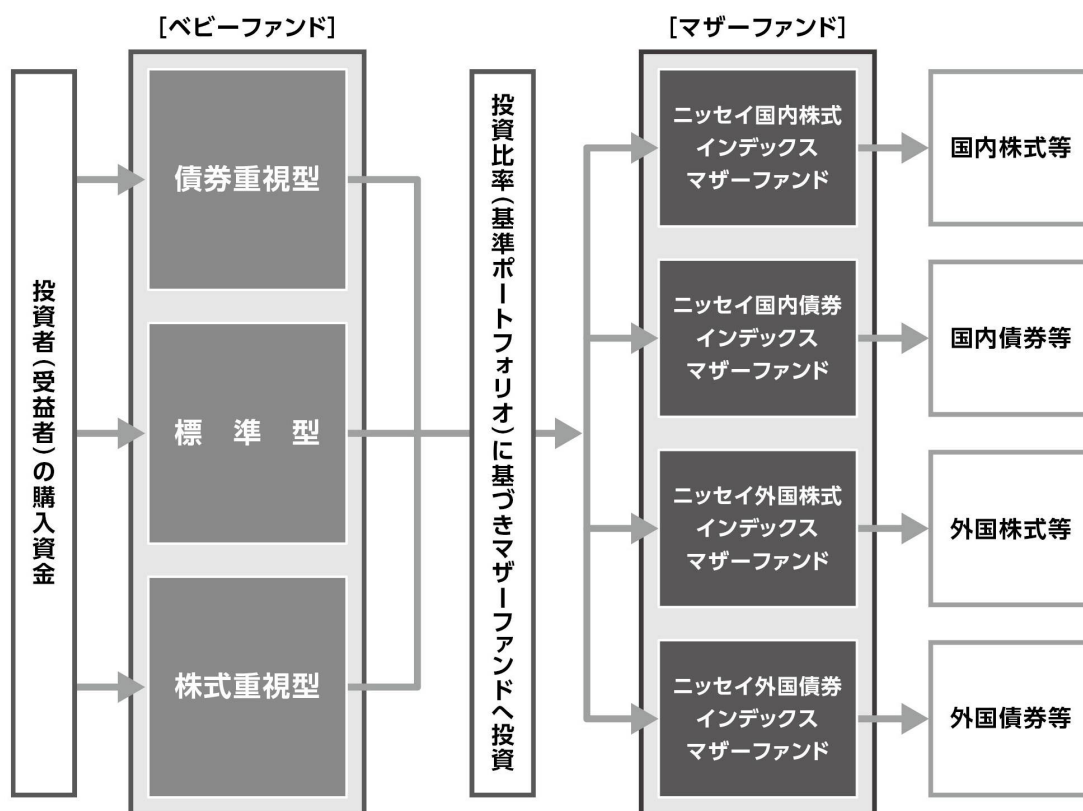
① 基本方針

ファンドは、「ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド」、「ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド」、「ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド」および「ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド」を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標に運用を行います。

② ファンドの特色

1 マザーファンドを通じて、実質的に国内株式・国内債券・外国株式・外国債券に投資します。

- 各ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



1 マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

2 主要投資対象とする4つのマザーファンドを通じて、バランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることをめざします。

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド(以下「国内株式インデックス」ということがあります)

国内の証券取引所上場株式に投資することにより、TOPIX(東証株価指数)^{*1}(配当込み)の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド(以下「国内債券インデックス」ということがあります)

国内の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合^{*2}の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド(以下「外国株式インデックス」ということがあります)

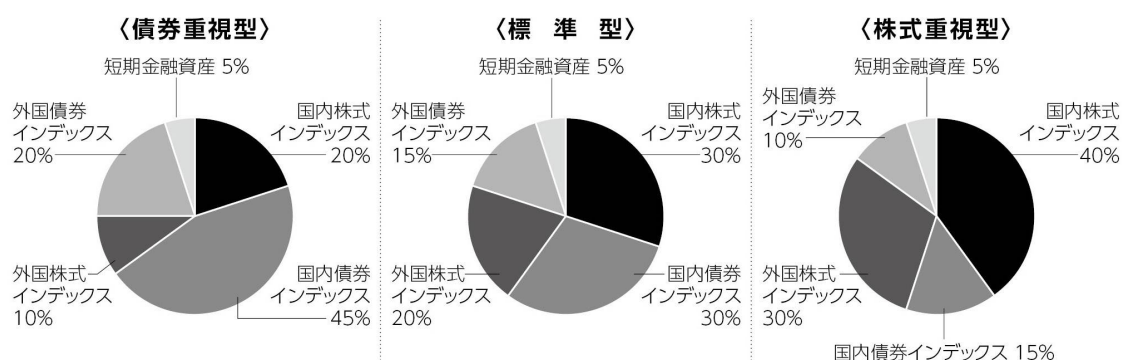
日本を除く世界の主要先進国の株式に投資することにより、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)^{*3}の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド(以下「外国債券インデックス」ということがあります)

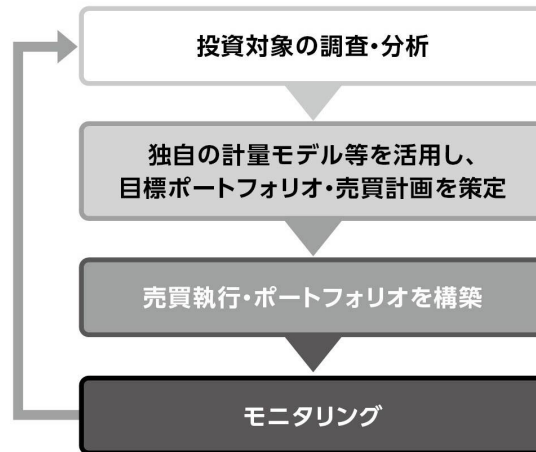
日本を除く世界の主要国の国債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)^{*4}の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

- ※1 TOPIX(東証株価指数)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により株式会社JPX総研が算出する株価指数です。
TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- ※2 NOMURA-BPI総合とは、日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。
- ※3 MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く世界の主要先進国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
- ※4 FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
なお、「円換算ベース」とは同インデックスをもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

●運用にあたっては、以下の各マザーファンドへの投資比率(基準ポートフォリオ)を基本とします。



〈各マザーファンドの運用プロセス〉



- 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5%未満に変動幅を抑制します。ただし、ファンドの購入または換金等にもなう資金フローの影響により、一時的に基準ポートフォリオの配分から乖離する場合があります。

<MSCI 指数にかかる免責条項等>

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI Inc. が独占的に所有しています。MSCI Inc. およびMSCI 指数は、MSCI Inc. およびその関係会社のサービスマークであり、ニッセイアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます)は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc. とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc. により決定、作成および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc. は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI 指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約に基づき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI 指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI 指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc. の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc. に問合せることなく、当ファンドを保証、推奨、売買または宣伝するためにいかなるMSCI Inc. のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc. の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc. との関係は一切主張することはできません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

③ 信託金の上限

各ファンドにつき、5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの分類

追加型投信／内外／資産複合に属します。

○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月)	日 本 北 米 欧 州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あ り ()
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式・債券) 資産配分固定型))	日 々 その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマー ジング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

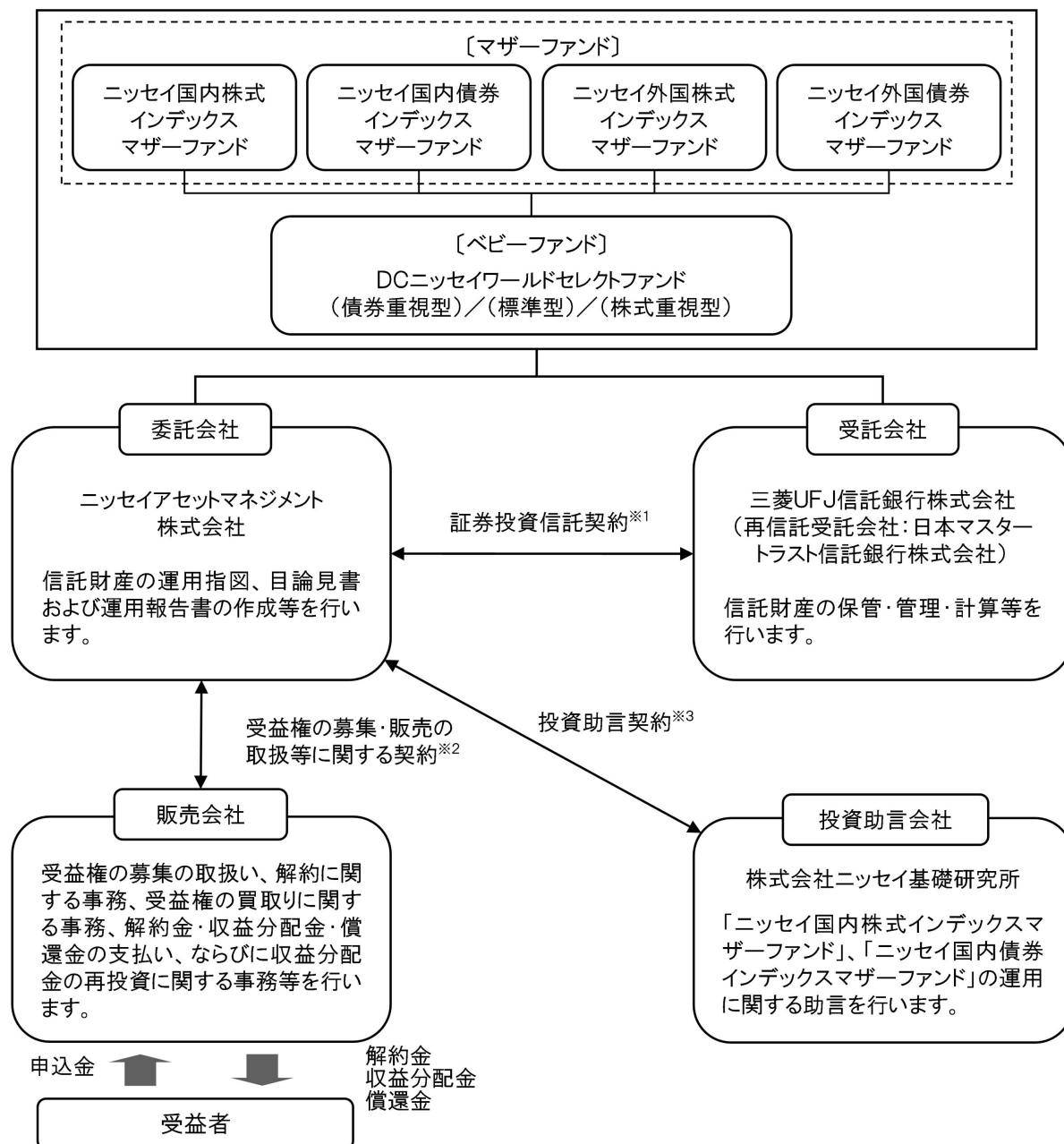
商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
属性区分表	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分固定型)	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券(マザーファンド)とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、主として株式および公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本含む)	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2003年1月10日	信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
2014年3月7日	ファンドの仕組みをファンド・オブ・ファンズ方式から、ファミリーファンド方式へ変更し、購入・換金の際に適用される基準価額を購入・換金申込受付日の翌々営業日から翌営業日へ変更、換金代金の支払開始日を換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から5営業日目へと短縮する変更、および実質的な運用管理費用(信託報酬)の料率(年率)を引下げ

(3) 【ファンドの仕組み】



- ※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- ※2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- ※3 委託会社と投資助言会社との間で結ばれ、投資助言会社が委託会社に対して運用に関する助言を行うことを定めた契約です。

委託会社の概況（2023年8月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- ・ 設立年月日：1995年4月4日
- ・ 資本金の額：100億円
- ・ 沿革
 - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
 - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
 - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
 - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。
- ・ 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① 下記の各マザーファンドを主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

- ② 各マザーファンドへの投資比率（基準ポートフォリオ）は、以下を基本とします。

	債券重視型	標準型	株式重視型
国内株式インデックス	20%	30%	40%
国内債券インデックス	45%	30%	15%
外国株式インデックス	10%	20%	30%
外国債券インデックス	20%	15%	10%
短期金融資産	5%	5%	5%

- ③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5%未満に変動幅を抑制します。ただし、追加設定・一部解約等にもなう資金フローの影響により、一時的に上記②の配分から乖離する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、国内の株式市場の動きをとらえることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 国内の証券取引所上場株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）の動きに連動する成果を目標として運用を行います。
- ② 株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。
- ③ 株式以外の資産の組入比率は50%以下とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、主に国内の公社債への投資を行うことにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 国内の公社債に投資し、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 原則として、ニッセイアセットマネジメント株式会社と株式会社ニッセイ基礎研究所が共同開発したクオンツモデルを利用し、ポートフォリオを構築します。
- ③ 組入銘柄は、原則として投資適格銘柄に限定し、信用リスクを抑制します。
- ④ 公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 投資対象資産は、国内の通貨建てまたはユーロ円建て表示であるものに限りません。
- ④ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 主として日本を除く世界主要先進国の株式に投資することにより、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の国債を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 主として、日本を除く世界主要先進国の国債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
- ② 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑦ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 【投資対象】

a 主な投資対象

下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。また、各マザーファンドはそれぞれ下記の指数の動きに連動する投資成果をめざします。

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

…T O P I X (東証株価指数) (配当込み)

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド

…N O M U R A - B P I 総合

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

…M S C I コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

…F T S E 世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)

なお、直接、株式、公社債等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5) 投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 ③ 先物取引等、④ スワップ取引 および⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限り)

ハ. 金銭債権 (イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます)

ニ. 約束手形 (イ. に掲げるものを除きます)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド」、「ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド」、「ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド」および「ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド」 (以下「マザーファンド」といいます) のほか、次の1. から22. までに掲げる有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます) に投資します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引受権付社債券」といいます) の新株引受権証券を除きます)

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券 (金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます)

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ) および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます)

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品

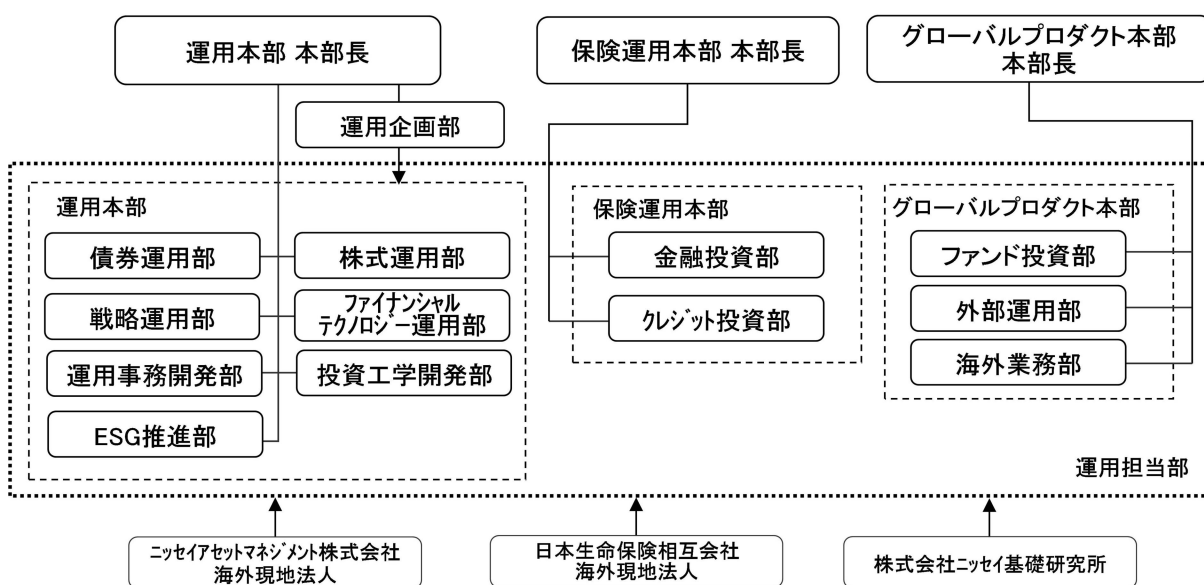
信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

④ 前記②にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することができます。

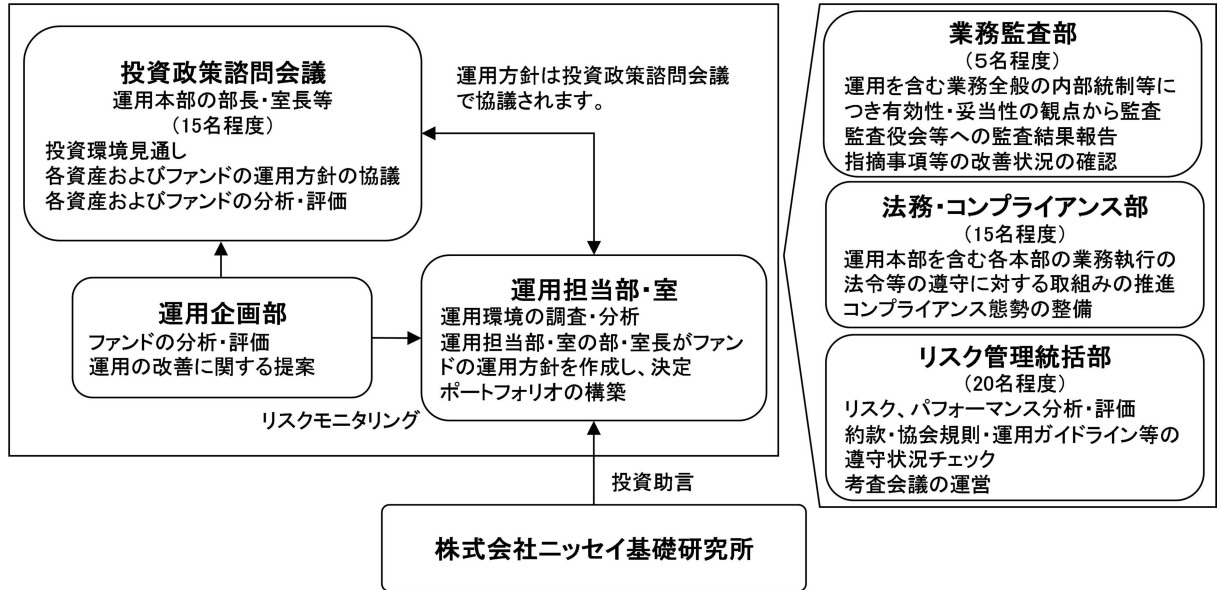
(3) 【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



<受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

3. 留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

- ② 分配時期

毎決算日とし、決算日は2月21日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

- ③ 支払方法

<分配金受取コースの場合>

税金を差引いた後※、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

<分配金再投資コースの場合>

税金を差引いた後※、自動的に無手数料で再投資されます。

※ 確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

- 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

① 株式への実質投資割合

債券重視型	信託財産の純資産総額の45%以下
標準型	信託財産の純資産総額の65%以下
株式重視型	信託財産の純資産総額の85%以下

② 外貨建資産への実質投資割合

債券重視型	信託財産の純資産総額の45%以下
標準型	信託財産の純資産総額の50%以下
株式重視型	信託財産の純資産総額の55%以下

③ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限

① 投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所[※]に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

② 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1. の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

③ 先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所にお

けるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。

2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

④ スワップ取引

1. 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引

1. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑥ 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
 - i. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

⑦ 有価証券の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記⑧により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑧ 有価証券の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとしします。
2. 前記1. は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとしします。
4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

⑨ 外国為替予約等

1. 外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記1. の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとしします。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとしします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩ 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。
2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととしします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c. 法令に定める投資制限

① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとしします。

② 信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとしします。

③ 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとしします。

3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

・短期金融資産の運用に関するリスク

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

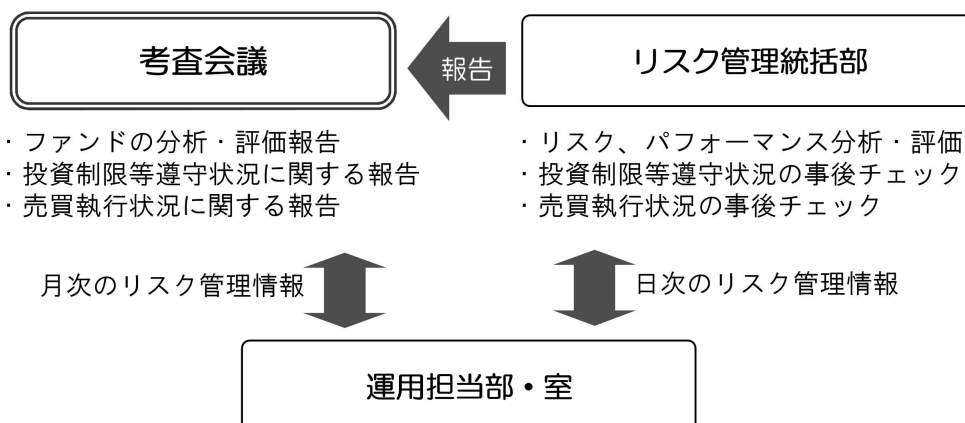
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付を中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付を取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

(2) 投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
 - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
 - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
 2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。
- 上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

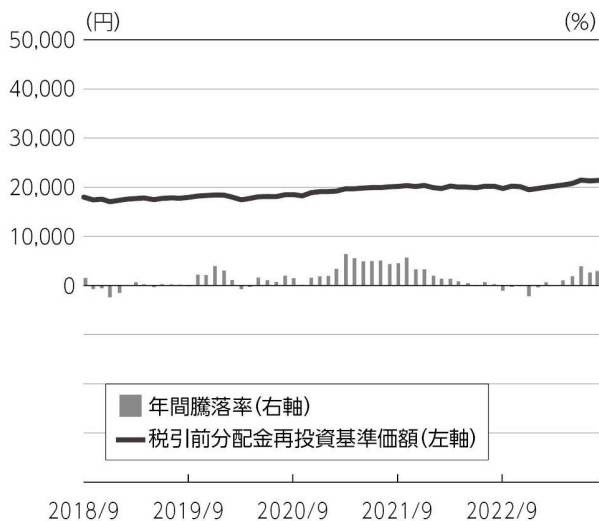
<流動性リスクに関する管理体制>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

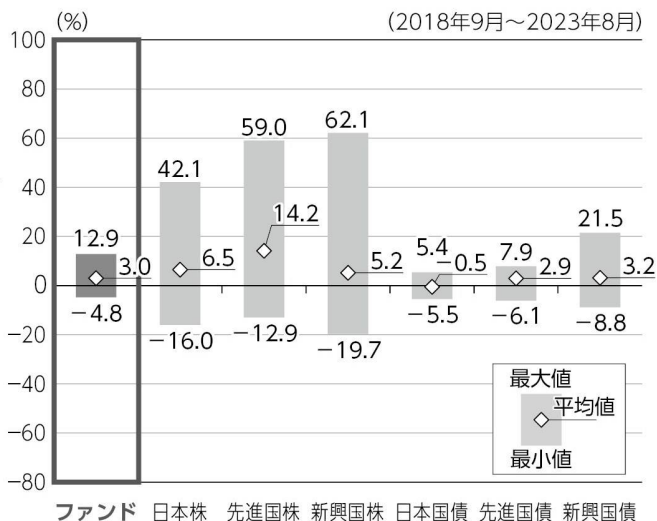
(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

●DCニッセイワールドセレクトファンド(債券重視型)

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

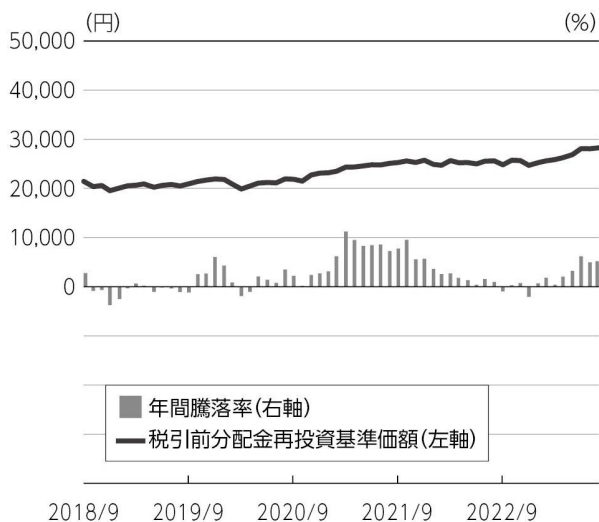


②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

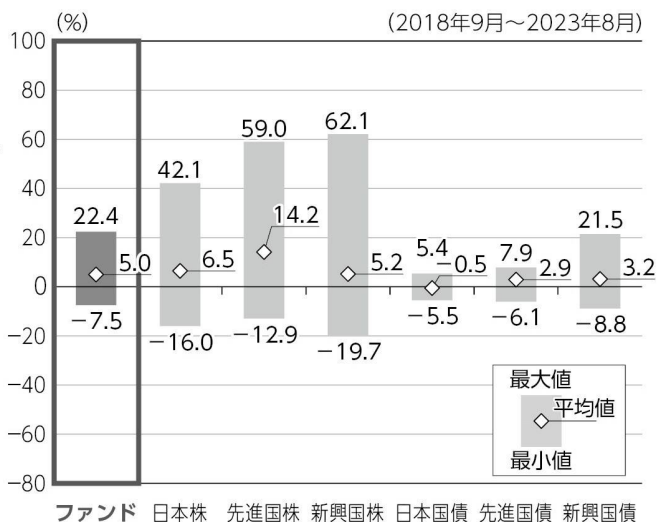


●DCニッセイワールドセレクトファンド(標準型)

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

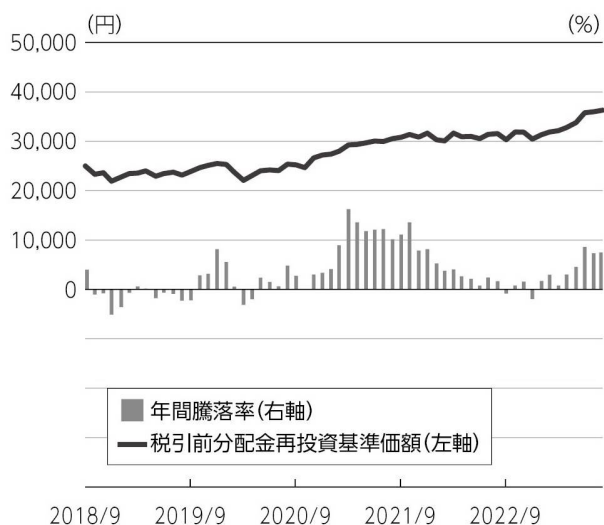


②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

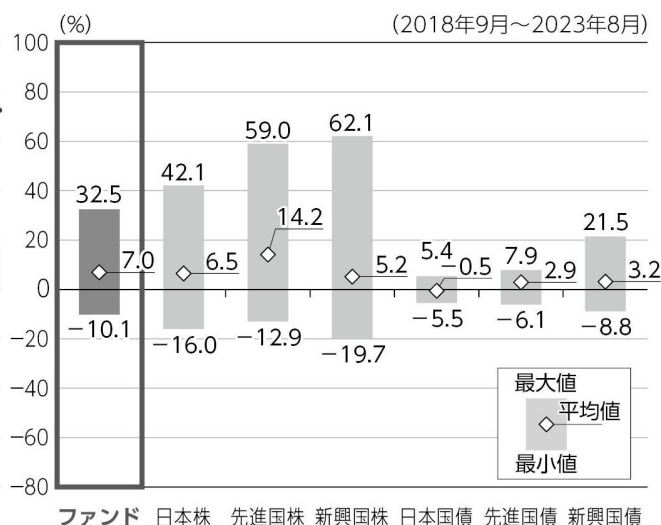


●DCニッセイワールドセレクトファンド(株式重視型)

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。

・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

❗前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIEマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.154%（税抜0.14%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.06%	0.06%	0.02%

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

- ② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0022% (税抜0.002%)
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0055% (税抜0.005%)
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0077% (税抜0.007%)
10億円以下 の部分	年 0.0110% (税抜0.010%)

- ③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

- ④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

- ⑤ 信託財産留保額

ありません。

- 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

(5) 【課税上の取扱い】

《確定拠出年金としてファンドを取得した場合》

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

《確定拠出年金としてではなくファンドを取得した場合》

課税対象

分 配 時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。

解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額※の差益に対して課税されます。

法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。

買 取 請 求 時 : 買取請求時の買取価額と取得価額※の差益に対して課税されます。

※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

分 配 時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収※され申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

解約請求・償還・買取請求時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

- 確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

<少額投資非課税制度について>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」の対象です。

N I S Aをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

ただし、2024年1月1日の税法の改正により、以降は一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。対象は税法上の要件を満たしたファンドを購入した場合に限られ、当ファンドは2024年1月1日以降、N I S A（つみたて投資枠（特定累積投資勘定）および成長投資枠（特定非課税管理勘定））の対象となります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い（分配時・解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収※されます。

益金不算入制度の適用はありません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

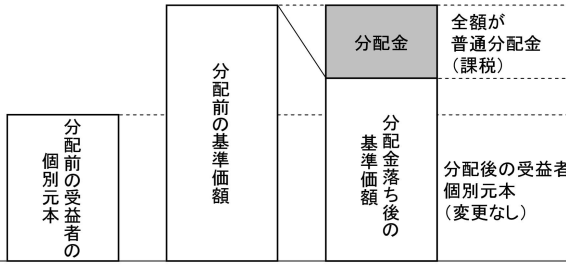
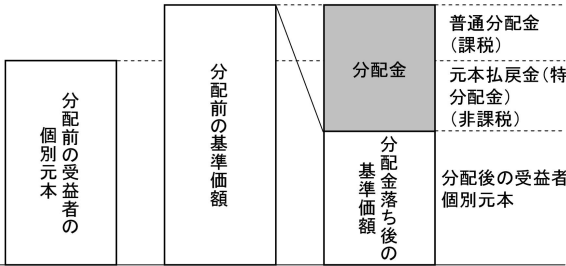
税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出※されます。
 - ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- ※ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
 <p>分配前の受益者の個別元本</p> <p>分配前の基準価額</p> <p>分配金</p> <p>全額が普通分配金(課税)</p> <p>分配後の受益者の個別元本(変更なし)</p>	 <p>分配前の受益者の個別元本</p> <p>分配前の基準価額</p> <p>分配金</p> <p>普通分配金(課税)</p> <p>元本払戻金(特別分配金)(非課税)</p> <p>分配後の受益者の個別元本</p>
<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。</p>	<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。</p>

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）

2023年8月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	26,593,457,567	95.33
内 日本	26,593,457,567	95.33
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,302,891,719	4.67
純資産総額	27,896,349,286	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）

2023年8月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	63,616,933,753	95.58
内 日本	63,616,933,753	95.58
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,944,308,720	4.42
純資産総額	66,561,242,473	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）

2023年8月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	38,774,657,180	95.79
内 日本	38,774,657,180	95.79
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,703,541,564	4.21
純資産総額	40,478,198,744	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

2023年8月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	189,804,769,390	97.57
内 日本	189,804,769,390	97.57
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,736,205,964	2.43
純資産総額	194,540,975,354	100.00

その他資産の投資状況

2023年8月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）	4,730,915,000	2.43
内 日本	4,730,915,000	2.43

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	67,012,936,600	99.18
内 日本	67,012,936,600	99.18
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	556,920,237	0.82
純資産総額	67,569,856,837	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	732,574,063,788	93.77
内 アメリカ	528,959,499,233	67.71
内 イギリス	30,589,895,552	3.92
内 カナダ	25,402,089,442	3.25
内 フランス	24,500,846,763	3.14
内 スイス	24,187,931,916	3.10
内 ドイツ	18,062,120,908	2.31
内 オーストラリア	14,575,047,737	1.87
内 オランダ	13,141,328,699	1.68
内 アイルランド	10,493,900,538	1.34
内 デンマーク	7,074,359,620	0.91
内 スウェーデン	6,704,982,400	0.86
内 スペイン	5,634,099,169	0.72
内 イタリア	4,688,766,060	0.60
内 香港	4,384,781,063	0.56
内 シンガポール	2,378,716,643	0.30
内 ベルギー	2,026,509,027	0.26
内 フィンランド	1,895,414,917	0.24
内 ノルウェー	1,444,291,227	0.18
内 ジャージー	1,355,745,052	0.17
内 オランダ領キュラソー	1,164,552,006	0.15
内 イスラエル	1,103,291,576	0.14
内 バミューダ	766,957,630	0.10
内 ケイマン諸島	491,031,613	0.06
内 ポルトガル	452,573,715	0.06
内 ニュージーランド	408,506,591	0.05
内 オーストリア	397,645,392	0.05
内 ルクセンブルグ	289,179,299	0.04
投資証券	14,724,741,885	1.88
内 アメリカ	12,642,233,478	1.62
内 オーストラリア	918,902,993	0.12
内 シンガポール	297,887,510	0.04
内 イギリス	283,056,395	0.04
内 フランス	265,191,375	0.03
内 香港	177,035,637	0.02
内 カナダ	74,863,398	0.01
内 ベルギー	65,571,099	0.01
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	33,957,558,200	4.35
純資産総額	781,256,363,873	100.00

その他資産の投資状況

2023年8月31日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 (買建)	32,669,789,224	4.18
内 アメリカ	24,175,827,542	3.09
内 ドイツ	6,072,491,030	0.78
内 イギリス	2,421,470,652	0.31

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド

2023年8月31日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	68,200,430,862	98.86
内 アメリカ	33,130,299,845	48.03
内 フランス	5,701,190,712	8.26
内 イタリア	5,233,155,547	7.59
内 ドイツ	4,499,320,147	6.52
内 中国	4,090,807,924	5.93
内 スペイン	3,396,774,026	4.92
内 イギリス	3,383,757,950	4.91
内 カナダ	1,371,352,242	1.99
内 ベルギー	1,256,432,244	1.82
内 オランダ	1,022,433,428	1.48
内 オーストラリア	1,005,456,755	1.46
内 オーストリア	829,745,410	1.20
内 メキシコ	690,813,154	1.00
内 アイルランド	404,047,940	0.59
内 フィンランド	358,972,816	0.52
内 マレーシア	353,643,425	0.51
内 ポーランド	345,976,346	0.50
内 シンガポール	302,658,230	0.44
内 デンマーク	222,766,738	0.32
内 イスラエル	206,993,489	0.30
内 ニュージーランド	150,479,383	0.22
内 スウェーデン	133,177,333	0.19
内 ノルウェー	110,175,778	0.16
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	784,230,492	1.14
純資産総額	68,984,661,354	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）

2023年8月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	9,566,364,115	1.3021 12,457,066,519	1.3028 12,463,059,169	— —	44.68
2	ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	3,480,266,300	1.4878 5,178,254,148	1.6249 5,655,084,710	— —	20.27
3	ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,070,771,497	2.3262 4,817,034,968	2.7286 5,650,307,106	— —	20.25
4	ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	774,122,868	3.1041 2,402,983,230	3.6493 2,825,006,582	— —	10.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年8月31日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内		95.33
	小計		95.33
合計 (対純資産総額比)			95.33

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）

2023年8月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	7,505,983,357	2.3261 17,460,150,377	2.7286 20,480,826,187	— —	30.77
2	ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	15,066,666,657	1.3026 19,627,208,109	1.3028 19,628,853,320	— —	29.49
3	ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	3,679,623,948	3.1046 11,423,871,562	3.6493 13,428,051,673	— —	20.17
4	ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	6,202,967,920	1.4890 9,236,355,421	1.6249 10,079,202,573	— —	15.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年8月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内		95.58
	小計		95.58
合 計 (対純資産総額比)			95.58

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

DCニッセイワールドセレクトファンド (株式重視型)

2023年8月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	6,067,867,753	2.3357	2.7286	—	40.90
				14,172,852,091	16,556,783,950	—	
2	ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	3,343,633,421	3.1141	3.6493	—	30.14
				10,412,560,751	12,201,921,443	—	
3	ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	4,563,717,620	1.3041	1.3028	—	14.69
				5,951,658,242	5,945,611,315	—	
4	ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,504,979,059	1.4932	1.6249	—	10.06
				3,740,533,355	4,070,340,472	—	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年8月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内		95.79
	小計		95.79
合 計 (対純資産総額比)			95.79

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

2023年8月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機 器	3,142,700	1,913.11	2,515.00	—	4.06
				6,012,351,025	7,903,890,500	—	
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	404,900	11,485.36	12,145.00	—	2.53
				4,650,422,353	4,917,510,500	—	
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	3,530,200	1,001.78	1,163.50	—	2.11
				3,536,496,188	4,107,387,700	—	
4	キーエンス 日本	株式 電気機器	57,300	58,507.50	60,520.00	—	1.78
				3,352,480,321	3,467,796,000	—	
5	日本電信電話 日本	株式	18,388,300	158.91	168.30	—	1.59

	日本	情報・通信業		2,922,224,011	3,094,750,890	—	
6	日立製作所 日本	株式 電気機器	281,100	7,095.17 1,994,453,344	9,694.00 2,724,983,400	— —	1.40
7	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	400,700	5,997.39 2,403,155,990	6,681.00 2,677,076,700	— —	1.38
8	三菱商事 日本	株式 卸売業	369,200	4,705.39 1,737,231,020	7,196.00 2,656,763,200	— —	1.37
9	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	121,100	15,315.26 1,854,678,057	21,575.00 2,612,732,500	— —	1.34
10	三井物産 日本	株式 卸売業	429,800	3,947.80 1,696,764,464	5,432.00 2,334,673,600	— —	1.20
11	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	508,100	4,265.13 2,167,113,155	4,508.00 2,290,514,800	— —	1.18
12	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	435,600	3,836.42 1,671,146,119	5,220.00 2,273,832,000	— —	1.17
13	任天堂 日本	株式 その他製品	361,300	5,486.88 1,982,412,670	6,267.00 2,264,267,100	— —	1.16
14	信越化学工業 日本	株式 化学	476,500	3,861.59 1,840,050,061	4,659.00 2,220,013,500	— —	1.14
15	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	465,200	3,485.16 1,621,299,125	4,703.00 2,187,835,600	— —	1.12
16	第一三共 日本	株式 医薬品	500,100	4,274.55 2,137,705,199	4,299.00 2,149,929,900	— —	1.11
17	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	373,100	4,148.07 1,547,645,358	5,472.00 2,041,603,200	— —	1.05
18	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	815,300	2,150.30 1,753,141,575	2,410.00 1,964,873,000	— —	1.01
19	HOYA 日本	株式 精密機器	121,300	13,460.80 1,632,795,814	16,155.00 1,959,601,500	— —	1.01
20	KDDI 日本	株式 情報・通信業	443,600	4,045.51 1,794,588,769	4,325.00 1,918,570,000	— —	0.99
21	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	283,200	5,764.07 1,632,385,525	6,545.00 1,853,544,000	— —	0.95
22	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	557,200	2,874.60 1,601,729,861	3,227.00 1,798,084,400	— —	0.92
23	ダイキン工業 日本	株式 機械	69,000	23,487.49 1,620,637,177	25,225.00 1,740,525,000	— —	0.89
24	オリエンタルランド 日本	株式 サービス業	311,400	4,327.66 1,347,633,536	5,249.00 1,634,538,600	— —	0.84
25	ソフトバンク 日本	株式 情報・通	922,600	1,533.20 1,414,531,510	1,670.00 1,540,742,000	— —	0.79

		信業					
26	村田製作所 日本	株式 電気機器	173,600	7,425.76 1,289,113,276	8,185.00 1,420,916,000	— —	0.73
27	SMC 日本	株式 機械	18,700	67,161.84 1,255,926,500	70,600.00 1,320,220,000	— —	0.68
28	セブン&アイ・ホールディングス 日本	株式 小売業	208,700	6,125.31 1,278,353,199	5,981.00 1,248,234,700	— —	0.64
29	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	542,300	1,891.20 1,025,599,183	2,214.50 1,200,923,350	— —	0.62
30	デンソー 日本	株式 輸送用機器	118,100	7,444.40 879,184,548	9,959.00 1,176,157,900	— —	0.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年8月31日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	16.89
		輸送用機器	8.15
		情報・通信業	7.90
		卸売業	6.67
		銀行業	6.44
		化学	5.82
		機械	5.38
		医薬品	5.01
		サービス業	4.79
		小売業	4.28
		食料品	3.30
		陸運業	2.90
		精密機器	2.33
		その他製品	2.23
		保険業	2.20
		建設業	2.06
		不動産業	1.84
		電気・ガス業	1.35
		その他金融業	1.13
		鉄鋼	0.97
		証券、商品先物取引業	0.72
		ゴム製品	0.67
		ガラス・土石製品	0.67
		海運業	0.65
		非鉄金属	0.65
		金属製品	0.50
空運業	0.48		
石油・石炭製品	0.45		
繊維製品	0.41		
鋳業	0.35		
パルプ・紙	0.17		
倉庫・運輸関連業	0.14		
水産・農林業	0.08		
	小計		97.57
合計 (対純資産総額比)			97.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	第346回 利付国債(10年) 日本	国債証券	5,072,000,000	99.95 5,069,709,740	99.98 5,071,087,040	0.1 2027/3/20	7.50
2	第350回 利付国債(10年) 日本	国債証券	5,071,000,000	99.79 5,060,628,190	99.61 5,051,527,360	0.1 2028/3/20	7.48
3	第134回 利付国債(20年) 日本	国債証券	4,530,000,000	111.38 5,045,626,530	110.61 5,010,678,300	1.8 2032/3/20	7.42
4	第342回 利付国債(10年) 日本	国債証券	4,655,000,000	100.37 4,672,352,840	100.13 4,661,470,450	0.1 2026/3/20	6.90
5	第338回 利付国債(10年) 日本	国債証券	4,374,000,000	100.86 4,411,963,030	100.65 4,402,780,920	0.4 2025/3/20	6.52
6	第358回 利付国債(10年) 日本	国債証券	4,025,000,000	98.69 3,972,443,460	98.39 3,960,559,750	0.1 2030/3/20	5.86
7	第160回 利付国債(20年) 日本	国債証券	4,089,000,000	97.15 3,972,724,180	96.82 3,959,133,360	0.7 2037/3/20	5.86
8	第354回 利付国債(10年) 日本	国債証券	3,582,000,000	98.71 3,536,055,630	99.07 3,548,687,400	0.1 2029/3/20	5.25
9	第176回 利付国債(20年) 日本	国債証券	3,895,000,000	88.45 3,445,130,890	88.44 3,444,815,900	0.5 2041/3/20	5.10
10	第46回 利付国債(30年) 日本	国債証券	2,918,000,000	103.52 3,020,803,960	101.73 2,968,744,020	1.5 2045/3/20	4.39
11	第340回 利付国債(10年) 日本	国債証券	2,688,000,000	100.97 2,714,075,780	100.78 2,709,208,320	0.4 2025/9/20	4.01
12	第148回 利付国債(20年) 日本	国債証券	2,502,000,000	108.95 2,726,058,160	108.07 2,703,911,400	1.5 2034/3/20	4.00
13	第70回 利付国債(30年) 日本	国債証券	3,335,000,000	82.29 2,744,414,020	80.48 2,684,108,050	0.7 2051/3/20	3.97
14	第4回 利付国債(40年) 日本	国債証券	2,145,000,000	116.36 2,496,062,480	113.86 2,442,447,150	2.2 2051/3/20	3.61
15	第143回 利付国債(20年) 日本	国債証券	2,021,000,000	109.28 2,208,662,200	109.17 2,206,487,380	1.6 2033/3/20	3.27
16	第152回 利付国債(20年) 日本	国債証券	2,033,000,000	104.15	104.56	1.2	3.15

	0年)	日本	券		2,117,562,170	2,125,704,800	2035/3/20	
17	第136回 利付国債 (20年)	日本	国債証券	1,818,000,000	108.96 1,980,965,520	108.97 1,981,110,960	1.6 2032/3/20	2.93
18	第344回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	1,384,000,000	100.09 1,385,259,440	100.09 1,385,259,440	0.1 2026/9/20	2.05
19	第158回 利付国債 (5年)	日本	国債証券	1,196,000,000	99.61 1,191,419,320	99.61 1,191,407,360	0.1 2028/3/20	1.76
20	第34回 利付国債 (30年)	日本	国債証券	1,024,000,000	115.40 1,181,753,030	115.16 1,179,269,120	2.2 2041/3/20	1.75
21	第362回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	1,156,000,000	97.35 1,125,408,310	97.40 1,126,048,040	0.1 2031/3/20	1.67
22	第30回 利付国債 (30年)	日本	国債証券	930,000,000	117.18 1,089,809,970	117.02 1,088,286,000	2.3 2039/3/20	1.61
23	第12回 利付国債 (40年)	日本	国債証券	1,220,000,000	72.99 890,501,120	69.33 845,935,800	0.5 2059/3/20	1.25
24	第38回 利付国債 (30年)	日本	国債証券	369,000,000	109.59 404,422,800	107.96 398,376,090	1.8 2043/3/20	0.59
25	第8回 利付国債 (40年)	日本	国債証券	324,000,000	97.98 317,466,780	94.81 307,194,120	1.4 2055/3/20	0.45
26	第366回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	275,000,000	97.35 267,727,280	97.26 267,467,750	0.2 2032/3/20	0.40
27	第14回 利付国債 (30年)	日本	国債証券	107,000,000	118.43 126,730,480	117.21 125,421,120	2.4 2034/3/20	0.19
28	第151回 利付国債 (5年)	日本	国債証券	105,000,000	99.94 104,945,810	99.64 104,628,300	0.005 2027/3/20	0.15
29	第16回 利付国債 (40年)	日本	国債証券	27,000,000	87.84 23,717,070	87.84 23,716,800	1.3 2063/3/20	0.04
30	第94回 利付国債 (20年)	日本	国債証券	10,000,000	107.15 10,715,500	107.07 10,707,000	2.1 2027/3/20	0.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年8月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
公社債券	国内	国債証券	99.18
	小計		99.18
合計 (対純資産総額比)			99.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド

2023年8月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	APPLE INC アメリカ	株式 テクノロジー・ ハード ウェアおよび機器	1,504,247	25,655.69 38,592,497,733	27,434.42 41,268,159,024	— —	5.28
2	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	672,321	46,610.67 31,337,333,953	48,069.09 32,317,864,036	— —	4.14
3	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	877,738	17,046.90 14,962,714,031	19,747.23 17,332,897,676	— —	2.22
4	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	234,829	46,179.77 10,844,351,068	72,023.96 16,913,316,381	— —	2.16
5	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 メディア ア・娯楽	566,126	17,945.30 10,159,301,058	19,865.65 11,246,464,368	— —	1.44
6	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 メディア ア・娯楽	510,781	18,017.37 9,202,933,532	20,019.16 10,225,409,628	— —	1.31
7	TESLA, INC. アメリカ	株式 自動車・ 自動車部 品	271,189	26,831.35 7,276,367,961	37,558.77 10,185,527,989	— —	1.30
8	META PLATFORMS INC-A アメリカ	株式 メディア ア・娯楽	210,562	36,052.52 7,591,291,915	43,143.61 9,084,406,914	— —	1.16
9	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サー ビス	123,430	48,328.86 5,965,231,446	52,786.97 6,515,495,953	— —	0.83
10	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケ	88,694	69,982.66 6,207,042,777	71,861.68 6,373,700,378	— —	0.82

		ア機器・ サービス						
11	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 エネルギー	385,927	15,537.08 5,996,180,553	16,210.65 6,256,129,838	— —	0.80	
12	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	76,797	64,725.02 4,970,687,994	80,116.13 6,152,679,049	— —	0.79	
13	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	278,691	20,361.93 5,674,688,543	21,660.99 6,036,723,521	— —	0.77	
14	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	247,061	23,242.52 5,742,321,490	23,937.32 5,913,979,698	— —	0.76	
15	VISA INC-CLASS A SHARES アメリカ	株式 金融サー ビス	154,495	34,117.17 5,270,932,360	35,998.82 5,561,638,622	— —	0.71	
16	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	39,640	100,399.05 3,979,818,591	130,451.33 5,171,090,959	— —	0.66	
17	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用 品・パー ソナル用 品	224,314	22,385.46 5,021,373,758	22,520.64 5,051,696,635	— —	0.65	
18	MASTERCARD INC-CLASS A アメリカ	株式 金融サー ビス	80,927	56,396.66 4,564,013,169	60,513.64 4,897,187,506	— —	0.63	
19	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	96,283	42,584.26 4,100,141,050	48,338.10 4,654,137,859	— —	0.60	
20	NESTLE SA スイス	株式 食品・飲 料・タバ コ	261,463	18,918.78 4,946,563,250	17,700.15 4,627,935,260	— —	0.59	
21	NOVO-NORDISK A/S デンマーク	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ	157,389	24,638.92 3,877,896,290	27,627.59 4,348,280,336	— —	0.56	

		イフサイ エンス					
22	CHEVRON CORP アメリカ	株式 エネルギー	171,132	22,697.73 3,884,309,119	23,418.31 4,007,623,253	— —	0.51
23	MERCK & CO INC アメリカ	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	241,268	16,871.30 4,070,506,663	16,112.70 3,887,479,386	— —	0.50
24	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	38,328	102,941.87 3,945,556,081	97,614.28 3,741,360,430	— —	0.48
25	ABBVIE INC アメリカ	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	167,739	21,186.46 3,553,796,155	21,684.38 3,637,316,887	— —	0.47
26	ADOBE INC アメリカ	株式 ソフト ウェア・ サービス	43,609	54,610.08 2,381,491,298	79,731.63 3,477,016,739	— —	0.45
27	PEPSICO INC アメリカ	株式 食品・飲 料・タバ コ	130,965	28,020.35 3,669,686,102	26,473.89 3,467,153,789	— —	0.44
28	COCA-COLA CO アメリカ	株式 食品・飲 料・タバ コ	390,833	9,176.79 3,586,595,698	8,840.71 3,455,242,774	— —	0.44
29	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE フランス	株式 耐久消費 財・アパ レル	26,254	139,639.50 3,666,095,604	128,511.35 3,373,937,245	— —	0.43
30	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需 品流通・ 小売り	42,165	72,736.10 3,066,917,855	79,278.41 3,342,774,241	— —	0.43

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年8月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	ソフトウェア・サービス	9.03
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.28
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.65
		資本財	6.41
		金融サービス	6.28
		半導体・半導体製造装置	5.96
		メディア・娯楽	5.81
		銀行	5.04
		エネルギー	4.91
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.32
		ヘルスケア機器・サービス	4.25
		素材	3.87
		食品・飲料・タバコ	3.73
		保険	2.91
		公益事業	2.64
		自動車・自動車部品	2.11
		消費者サービス	2.01
		運輸	1.76
		生活必需品流通・小売り	1.63
		家庭用品・パーソナル用品	1.61
		耐久消費財・アパレル	1.56
商業・専門サービス	1.49		
電気通信サービス	1.11		
不動産管理・開発	0.33		
エクイティ不動産投資信託 (REIT)	0.04		
	小計		93.77
投資証券	外国		1.88
	小計		1.88
合計 (対純資産総額比)			95.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。株式 (外国) の業種はG I C S分類 (産業グループ) によるものです。なお、G I C Sに関する知的財産所有権はS & P及びMSCI Inc. に帰属します。

ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド

2023年8月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	1,283,636,000	96.60 1,240,096,458	96.45 1,238,156,776	2.25 2024/11/15	1.79
2	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	1,198,840,000	95.56 1,145,708,797	95.26 1,142,074,926	2.125 2025/5/15	1.66
3	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	1,179,834,000	95.94 1,131,941,510	95.60 1,128,027,489	2 2025/2/15	1.64
4	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	1,016,090,000	95.62 971,595,418	94.66 961,871,437	2.25 2025/11/15	1.39
5	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	1,033,634,000	93.79 969,466,001	92.88 960,101,277	1.625 2026/2/15	1.39
6	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	991,236,000	92.97 921,581,273	92.40 915,961,538	1.625 2026/5/15	1.33
7	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	890,358,000	93.54 832,855,215	91.82 817,562,329	2.25 2027/11/15	1.19

8	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	865,504,000	95.08 822,930,524	93.84 812,249,538	2.875 2028/5/15	1.18
9	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	839,188,000	95.51 801,552,216	93.55 785,060,374	2.75 2028/2/15	1.14
10	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	817,258,000	95.26 778,523,995	94.60 773,134,240	2 2025/8/15	1.12
11	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	790,942,000	96.54 763,633,948	96.13 760,348,363	2.75 2025/6/30	1.10
12	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	783,632,000	93.85 735,455,050	92.20 722,532,212	2.25 2027/8/15	1.05
13	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	697,374,000	93.98 655,422,143	91.91 641,005,259	2.625 2029/2/15	0.93
14	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	628,660,000	95.36 599,540,093	93.62 588,582,925	2.875 2028/8/15	0.85
15	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	627,198,000	94.55 593,057,940	92.93 582,873,917	2.375 2027/5/15	0.84
16	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	627,198,000	93.74 587,964,659	92.48 580,057,798	2 2026/11/15	0.84
17	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	578,952,000	94.50 547,150,166	94.98 549,911,767	0.375 2024/9/15	0.80
18	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	580,414,000	92.51 536,951,694	90.43 524,909,009	2.375 2029/5/15	0.76
19	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	552,636,000	92.60 511,780,717	91.56 506,026,679	1.5 2026/8/15	0.73
20	WI TREASURY SEC. アメリカ	国債証 券	625,736,000	81.22 508,264,260	79.19 495,576,654	0.625 2030/5/15	0.72
21	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	517,548,000	94.38 488,492,855	92.87 480,688,231	2.25 2027/2/15	0.70
22	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	485,384,000	96.47 468,298,483	96.19 466,915,138	2.25 2024/12/31	0.68
23	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	549,712,000	86.85 477,472,641	84.67 465,468,636	1.5 2030/2/15	0.67
24	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	526,320,000	88.44 465,486,165	86.46 455,056,272	1.625 2029/8/15	0.66
25	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	473,688,000	88.92 421,225,986	86.82 411,274,869	1.75 2029/11/15	0.60
26	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	419,594,000	96.82 406,286,282	96.27 403,955,731	2.625 2025/3/31	0.59
27	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	377,196,000	95.34 359,629,982	94.22 355,416,702	2.25 2026/3/31	0.52
28	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	327,488,000	97.12 318,082,544	97.19 318,315,061	2.375 2024/8/15	0.46
29	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	318,716,000	103.23 329,021,404	99.78 318,043,509	4.125 2032/11/15	0.46
30	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	315,792,000	98.35 310,589,091	95.06 300,198,191	3.5 2033/2/15	0.44

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年8月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
公社債券	外国	国債証券	98.86
	小計		98.86
合計 (対純資産総額比)			98.86

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

DCニッセイワールドセレクトファンド (債券重視型)

該当事項はありません。

DCニッセイワールドセレクトファンド (標準型)

該当事項はありません。

DCニッセイワールドセレクトファンド (株式重視型)

該当事項はありません。

(参考)

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

DCニッセイワールドセレクトファンド (債券重視型)

該当事項はありません。

DCニッセイワールドセレクトファンド (標準型)

該当事項はありません。

DCニッセイワールドセレクトファンド (株式重視型)

該当事項はありません。

(参考)

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

2023年8月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物 0 509月	買建	203	4,628,256,650	4,730,915,000	2.43

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド
該当事項はありません。

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド

2023年8月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	シカゴ商品 取引所	S&P 500 EMINI FUTURE 202309	買建	731	23,846,762,775	24,175,827,542	3.09
	E U R E X 取引所	DJ EURO STOXX 50 202309	買建	878	6,147,037,369	6,072,491,030	0.78
	I C E - E U	FTSE 100 INDEX FUTURE 202309	買建	174	2,434,096,099	2,421,470,652	0.31

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）

直近日（2023年8月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第11計算期間末 (2014年2月21日)	3,385,973,341	3,385,973,341	1.4672	1.4672
第12計算期間末 (2015年2月23日)	3,980,051,806	3,980,051,806	1.6341	1.6341
第13計算期間末 (2016年2月22日)	3,885,525,955	3,885,525,955	1.5825	1.5825
第14計算期間末 (2017年2月21日)	4,330,175,126	4,330,175,126	1.6728	1.6728
第15計算期間末 (2018年2月21日)	8,063,626,857	8,063,626,857	1.7587	1.7587
第16計算期間末 (2019年2月21日)	10,111,525,053	10,111,525,053	1.7614	1.7614
第17計算期間末 (2020年2月21日)	14,127,179,670	14,127,179,670	1.8561	1.8561
第18計算期間末 (2021年2月22日)	19,046,053,868	19,046,053,868	1.9431	1.9431
第19計算期間末 (2022年2月21日)	22,732,694,346	22,732,694,346	1.9791	1.9791
第20計算期間末 (2023年2月21日)	25,112,526,201	25,112,526,201	1.9943	1.9943
2022年8月末日	24,620,867,780	—	2.0208	—
9月末日	24,281,951,280	—	1.9747	—
10月末日	25,042,445,333	—	2.0232	—
11月末日	25,023,789,992	—	2.0120	—
12月末日	24,476,098,238	—	1.9493	—
2023年1月末日	24,820,746,036	—	1.9759	—
2月末日	25,191,883,049	—	2.0009	—
3月末日	25,773,482,443	—	2.0243	—
4月末日	26,026,955,277	—	2.0461	—
5月末日	26,632,335,504	—	2.0793	—
6月末日	27,679,580,472	—	2.1454	—
7月末日	27,597,022,522	—	2.1300	—
8月末日	27,896,349,286	—	2.1401	—

DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）

直近日（2023年8月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第11計算期間末 (2014年2月21日)	11,279,655,180	11,279,655,180	1.6089	1.6089
第12計算期間末 (2015年2月23日)	13,482,628,252	13,482,628,252	1.8574	1.8574
第13計算期間末 (2016年2月22日)	12,635,415,827	12,635,415,827	1.7401	1.7401
第14計算期間末 (2017年2月21日)	14,588,527,021	14,588,527,021	1.9186	1.9186
第15計算期間末 (2018年2月21日)	20,339,334,655	20,339,334,655	2.0634	2.0634
第16計算期間末 (2019年2月21日)	24,036,451,161	24,036,451,161	2.0548	2.0548
第17計算期間末 (2020年2月21日)	32,729,549,548	32,729,549,548	2.2096	2.2096
第18計算期間末 (2021年2月22日)	41,565,072,750	41,565,072,750	2.3873	2.3873
第19計算期間末 (2022年2月21日)	50,637,554,080	50,637,554,080	2.4790	2.4790
第20計算期間末 (2023年2月21日)	57,667,388,246	57,667,388,246	2.5589	2.5589
2022年8月末日	55,567,804,324	—	2.5613	—
9月末日	54,306,005,864	—	2.4814	—
10月末日	56,690,669,995	—	2.5753	—
11月末日	56,750,269,272	—	2.5667	—
12月末日	55,413,214,597	—	2.4704	—
2023年1月末日	56,659,375,602	—	2.5239	—
2月末日	57,699,798,119	—	2.5615	—
3月末日	58,991,735,782	—	2.5876	—
4月末日	59,947,950,331	—	2.6274	—
5月末日	61,840,136,276	—	2.6890	—
6月末日	65,266,325,169	—	2.8103	—
7月末日	65,464,365,799	—	2.8087	—
8月末日	66,561,242,473	—	2.8272	—

DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）

直近日（2023年8月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第11計算期間末 (2014年2月21日)	6,450,070,317	6,450,070,317	1.7349	1.7349
第12計算期間末 (2015年2月23日)	7,804,670,283	7,804,670,283	2.0739	2.0739
第13計算期間末 (2016年2月22日)	7,049,086,725	7,049,086,725	1.8772	1.8772
第14計算期間末 (2017年2月21日)	8,327,982,509	8,327,982,509	2.1564	2.1564
第15計算期間末 (2018年2月21日)	10,879,143,991	10,879,143,991	2.3709	2.3709
第16計算期間末 (2019年2月21日)	12,332,756,808	12,332,756,808	2.3458	2.3458
第17計算期間末 (2020年2月21日)	16,619,730,165	16,619,730,165	2.5721	2.5721
第18計算期間末 (2021年2月22日)	21,780,985,562	21,780,985,562	2.8551	2.8551
第19計算期間末 (2022年2月21日)	28,100,805,563	28,100,805,563	3.0209	3.0209
第20計算期間末 (2023年2月21日)	33,393,591,976	33,393,591,976	3.1923	3.1923
2022年8月末日	31,604,791,787	—	3.1569	—
9月末日	30,748,007,625	—	3.0320	—
10月末日	32,504,948,922	—	3.1876	—
11月末日	32,595,234,288	—	3.1838	—
12月末日	31,560,576,501	—	3.0444	—
2023年1月末日	32,577,624,499	—	3.1347	—
2月末日	33,373,344,811	—	3.1883	—
3月末日	34,208,122,211	—	3.2158	—
4月末日	34,962,038,328	—	3.2802	—
5月末日	36,341,202,042	—	3.3808	—
6月末日	39,055,974,138	—	3.5780	—
7月末日	39,511,331,119	—	3.5993	—
8月末日	40,478,198,744	—	3.6298	—

②【分配の推移】

DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）

	1口当たりの分配金（円）
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
2023年2月22日～2023年8月21日	—

DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）

	1口当たりの分配金（円）
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
2023年2月22日～2023年8月21日	—

DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）

	1口当たりの分配金（円）
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
2023年2月22日～2023年8月21日	—

③【収益率の推移】

DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）

	収益率（%）
第11計算期間	11.9
第12計算期間	11.4
第13計算期間	△3.2
第14計算期間	5.7
第15計算期間	5.1
第16計算期間	0.2
第17計算期間	5.4
第18計算期間	4.7
第19計算期間	1.9
第20計算期間	0.8
2023年2月22日～2023年8月21日	5.7

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）

	収益率（%）
第11計算期間	16.8
第12計算期間	15.4
第13計算期間	△6.3
第14計算期間	10.3
第15計算期間	7.5
第16計算期間	△0.4
第17計算期間	7.5
第18計算期間	8.0
第19計算期間	3.8
第20計算期間	3.2
2023年2月22日～2023年8月21日	8.1

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）

	収益率（%）
第11計算期間	21.8
第12計算期間	19.5
第13計算期間	△9.5
第14計算期間	14.9
第15計算期間	9.9
第16計算期間	△1.1
第17計算期間	9.6
第18計算期間	11.0
第19計算期間	5.8
第20計算期間	5.7
2023年2月22日～2023年8月21日	10.4

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

（４）【設定及び解約の実績】

DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第11計算期間	433,711,623	414,973,021	2,307,741,264
第12計算期間	400,729,347	272,919,476	2,435,551,135
第13計算期間	470,047,100	450,270,647	2,455,327,588
第14計算期間	410,584,996	277,359,669	2,588,552,915
第15計算期間	2,361,820,149	365,488,159	4,584,884,905
第16計算期間	1,655,374,012	499,770,847	5,740,488,070
第17計算期間	2,521,627,930	650,916,773	7,611,199,227
第18計算期間	3,349,785,978	1,159,166,367	9,801,818,838
第19計算期間	2,931,115,272	1,246,490,259	11,486,443,851
第20計算期間	2,316,630,394	1,211,155,989	12,591,918,256
2023年2月22日～ 2023年8月21日	1,180,370,011	777,445,422	12,994,842,845

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第11計算期間	1,017,362,567	1,021,084,150	7,010,883,824
第12計算期間	937,661,500	689,801,801	7,258,743,523
第13計算期間	943,466,343	940,757,157	7,261,452,709
第14計算期間	928,099,553	585,769,447	7,603,782,815
第15計算期間	3,154,753,330	901,476,667	9,857,059,478
第16計算期間	2,639,726,677	799,319,778	11,697,466,377
第17計算期間	4,420,105,679	1,305,239,903	14,812,332,153
第18計算期間	4,457,846,329	1,859,533,952	17,410,644,530
第19計算期間	4,720,130,092	1,703,835,982	20,426,938,640
第20計算期間	3,940,594,899	1,831,397,366	22,536,136,173
2023年2月22日～ 2023年8月21日	2,062,504,773	1,199,593,886	23,399,047,060

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第11計算期間	756,063,221	791,114,819	3,717,737,621
第12計算期間	620,216,297	574,658,447	3,763,295,471
第13計算期間	684,049,192	692,168,947	3,755,175,716
第14計算期間	586,496,868	479,619,455	3,862,053,129
第15計算期間	1,365,271,724	638,735,089	4,588,589,764
第16計算期間	1,229,209,838	560,358,494	5,257,441,108
第17計算期間	1,961,765,805	757,768,658	6,461,438,255
第18計算期間	2,425,818,267	1,258,493,198	7,628,763,324
第19計算期間	2,886,289,935	1,212,865,927	9,302,187,332
第20計算期間	2,324,599,896	1,165,981,454	10,460,805,774
2023年2月22日～ 2023年8月21日	1,385,137,802	780,101,038	11,065,842,538

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

3.運用実績

2023年8月末現在

DCニッセイワールドセレクトファンド(債券重視型)

●基準価額・純資産の推移



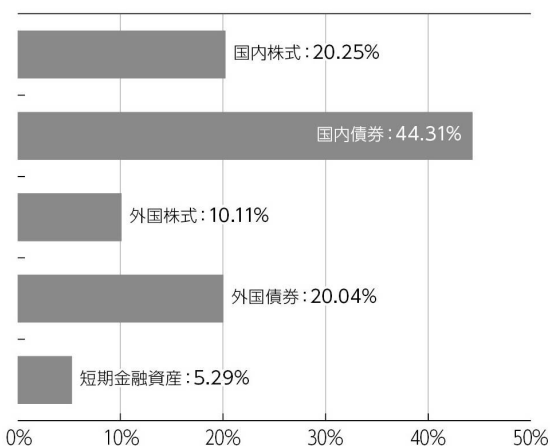
・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
 ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したもものとして計算しております。

基準価額	21,401円
純資産総額	278億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

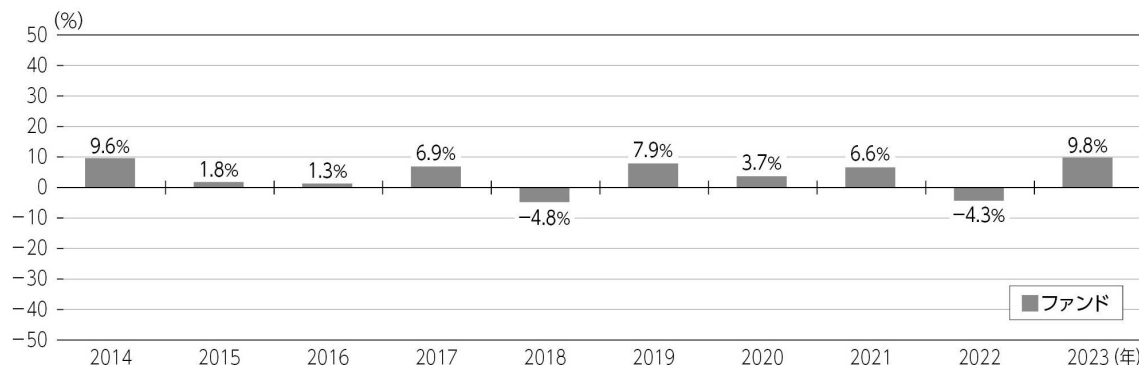
2019年 2月	0円
2020年 2月	0円
2021年 2月	0円
2022年 2月	0円
2023年 2月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。
 ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したもものとして計算しております。
 ・2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
 最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

DCニッセイワールドセレクトファンド(標準型)

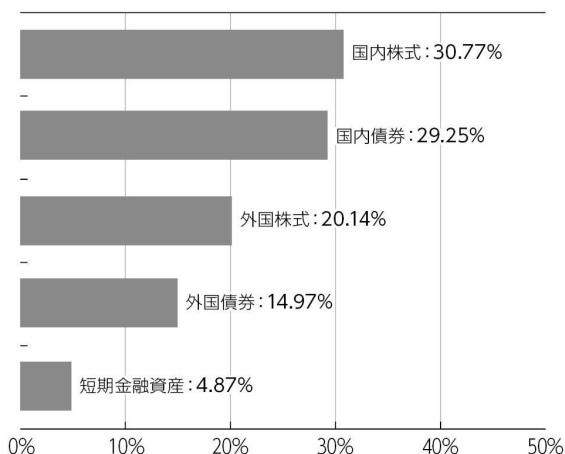
●基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

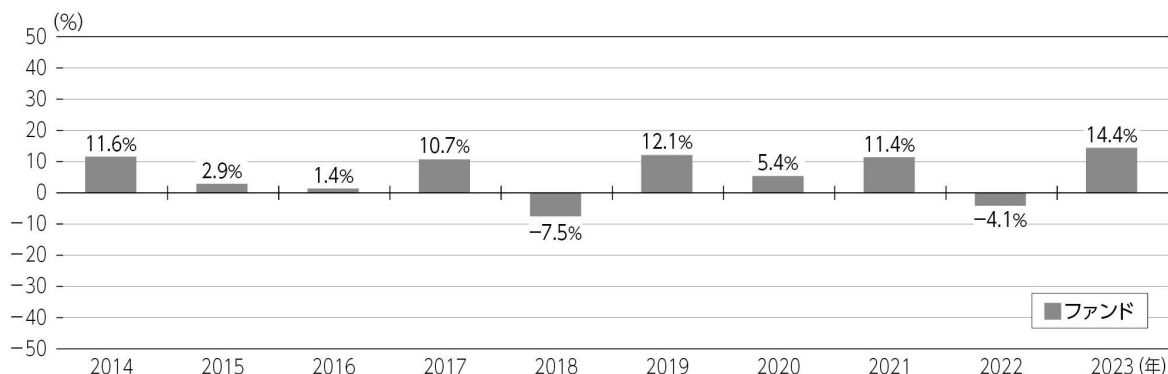
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

●資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

基準価額	28,272円
純資産総額	665億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2019年 2月	0円
2020年 2月	0円
2021年 2月	0円
2022年 2月	0円
2023年 2月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

DCニッセイワールドセレクトファンド(株式重視型)

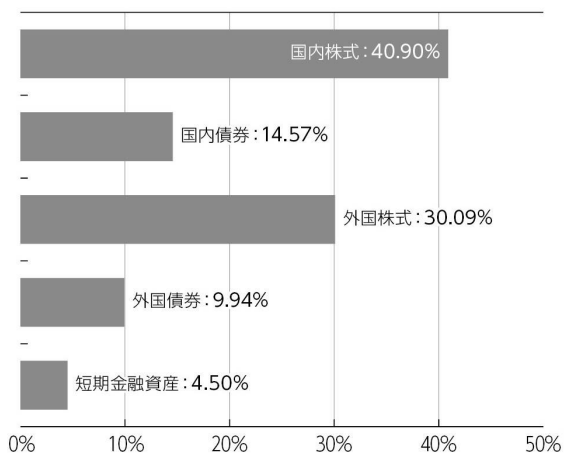
●基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

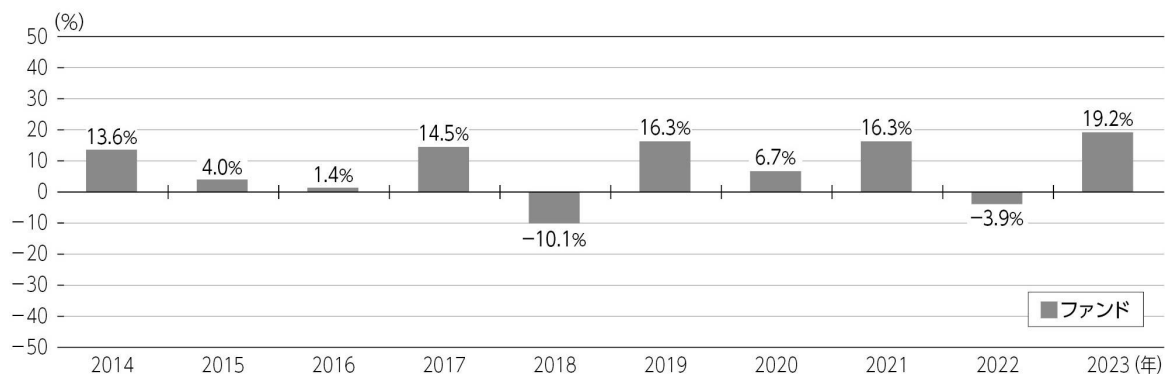
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

●資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

基準価額	36,298円
純資産総額	404億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2019年 2月	0円
2020年 2月	0円
2021年 2月	0円
2022年 2月	0円
2023年 2月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③ 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料

ありません。

⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。

3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

2【換金（解約）手続等】

① 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

③ 換金単位

各販売会社が定める単位とします。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 換金価額

<解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

<買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○ 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

○ 換金手数料はありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
- ② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	証券取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。
外国株式	証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。
国内株式先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。
国内債券先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。

- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限です。

(4) 【計算期間】

毎年2月22日から翌年2月21日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5) 【その他】

① 繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - i. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ii. やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
 4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
 5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 前記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
 9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「② 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
 10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。
- ② 約款の変更
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
 4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1. の約款の変更をしません。
 5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1. から5. の規定にしたがいます。
- ③ 反対者の買取請求権
- 前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「① 繰上償還 3.」または「② 約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。
- ④ 公告
- 電子公告により行い、委託会社のホームページ (<https://www.nam.co.jp/>) に掲載します。

○ 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資助言会社との間で締結された「投資助言契約」は、契約期間満了の1ヵ月前までに委託会社、投資助言会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後※、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後※、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 ③ 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第3【ファンドの経理状況】

DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2022年2月22日から2023年2月21日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2022年2月22日から2023年2月21日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2022年2月22日から2023年2月21日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）の2022年2月22日から2023年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）の2023年2月21日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 2022年2月21日現在	第20期 2023年2月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,487,283	40,494,675
コール・ローン	1,160,437,146	1,237,020,473
親投資信託受益証券	21,583,760,398	23,854,764,989
未収入金	7,302,008	11,033,326
流動資産合計	22,757,986,835	25,143,313,463
資産合計	22,757,986,835	25,143,313,463
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,488,338	11,178,701
未払受託者報酬	2,474,194	2,728,212
未払委託者報酬	14,845,481	16,369,502
その他未払費用	484,476	510,847
流動負債合計	25,292,489	30,787,262
負債合計	25,292,489	30,787,262
純資産の部		
元本等		
元本	11,486,443,851	12,591,918,256
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,246,250,495	12,520,607,945
（分配準備積立金）	2,107,328,439	2,057,589,773
元本等合計	22,732,694,346	25,112,526,201
純資産合計	22,732,694,346	25,112,526,201
負債純資産合計	22,757,986,835	25,143,313,463

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期 自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	第20期 自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
営業収益		
受取利息	19,669	25,837
有価証券売買等損益	358,291,328	206,826,238
営業収益合計	358,310,997	206,852,075
営業費用		
支払利息	609,723	609,447
受託者報酬	4,710,092	5,305,406
委託者報酬	28,260,963	31,832,888
その他費用	969,083	1,035,332
営業費用合計	34,549,861	38,783,073
営業利益又は営業損失(△)	323,761,136	168,069,002
経常利益又は経常損失(△)	323,761,136	168,069,002
当期純利益又は当期純損失(△)	323,761,136	168,069,002
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	62,741,051	16,733,252
期首剰余金又は期首欠損金(△)	9,244,235,030	11,246,250,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,923,979,853	2,311,188,891
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,923,979,853	2,311,188,891
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,182,984,473	1,188,167,191
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,182,984,473	1,188,167,191
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	11,246,250,495	12,520,607,945

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第20期	
	自 2022年2月22日	至 2023年2月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第19期	第20期
	2022年2月21日現在	2023年2月21日現在
1. 期首元本額	9,801,818,838円	11,486,443,851円
期中追加設定元本額	2,931,115,272円	2,316,630,394円
期中一部解約元本額	1,246,490,259円	1,211,155,989円
2. 受益権の総数	11,486,443,851口	12,591,918,256口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第19期	第20期
	自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(261,230,587円)、収益調整金(9,139,484,585円)及び分配準備積立金(1,846,097,852円)より分配対象収益は11,246,813,024円(1万口当たり9,791.38円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(151,385,884円)、収益調整金(10,463,577,149円)及び分配準備積立金(1,906,203,889円)より分配対象収益は12,521,166,922円(1万口当たり9,943.81円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第19期	第20期
	自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 2022年2月21日現在	第20期 2023年2月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第19期 2022年2月21日現在	第20期 2023年2月21日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	182,254,892	129,594,064
合計	182,254,892	129,594,064

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第19期 2022年2月21日現在	第20期 2023年2月21日現在
1口当たり純資産額	1,9791円	1,9943円
(1万口当たり純資産額)	(19,791円)	(19,943円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年2月21日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド	8,623,915,411	11,194,704,595	
	ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド	2,199,198,560	5,069,152,680	
	ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド	3,402,349,925	5,035,137,654	
	ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド	829,122,485	2,555,770,060	
親投資信託受益証券 合計		15,054,586,381	23,854,764,989	
合計			23,854,764,989	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）の2022年2月22日から2023年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）の2023年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 2022年2月21日現在	第20期 2023年2月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	14,386,293	90,472,997
コール・ローン	2,573,402,269	2,763,744,840
親投資信託受益証券	48,090,299,026	54,857,246,419
未収入金	25,217,044	18,826,661
流動資産合計	50,703,304,632	57,730,290,917
資産合計	50,703,304,632	57,730,290,917
負債の部		
流動負債		
未払解約金	26,104,191	18,824,327
未払受託者報酬	5,550,358	6,174,506
未払委託者報酬	33,302,356	37,047,174
その他未払費用	793,647	856,664
流動負債合計	65,750,552	62,902,671
負債合計	65,750,552	62,902,671
純資産の部		
元本等		
元本	20,426,938,640	22,536,136,173
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,210,615,440	35,131,252,073
（分配準備積立金）	8,999,305,331	9,882,921,301
元本等合計	50,637,554,080	57,667,388,246
純資産合計	50,637,554,080	57,667,388,246
負債純資産合計	50,703,304,632	57,730,290,917

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期 自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	第20期 自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
営業収益		
受取利息	43,348	57,428
有価証券売買等損益	1,645,036,968	1,779,825,370
営業収益合計	1,645,080,316	1,779,882,798
営業費用		
支払利息	1,330,607	1,352,312
受託者報酬	10,477,937	11,939,390
委託者報酬	62,868,073	71,636,695
その他費用	1,576,623	1,737,598
営業費用合計	76,253,240	86,665,995
営業利益又は営業損失(△)	1,568,827,076	1,693,216,803
経常利益又は経常損失(△)	1,568,827,076	1,693,216,803
当期純利益又は当期純損失(△)	1,568,827,076	1,693,216,803
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	165,211,683	74,667,284
期首剰余金又は期首欠損金(△)	24,154,428,220	30,210,615,440
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,033,313,934	6,018,030,688
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,033,313,934	6,018,030,688
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,380,742,107	2,715,943,574
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,380,742,107	2,715,943,574
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	30,210,615,440	35,131,252,073

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第20期	
	自 2022年2月22日	至 2023年2月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第19期	第20期
	2022年2月21日現在	2023年2月21日現在
1. 期首元本額	17,410,644,530円	20,426,938,640円
期中追加設定元本額	4,720,130,092円	3,940,594,899円
期中一部解約元本額	1,703,835,982円	1,831,397,366円
2. 受益権の総数	20,426,938,640口	22,536,136,173口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第19期	第20期
	自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,404,071,932円)、収益調整金(21,212,553,535円)及び分配準備積立金(7,595,233,399円)より分配対象収益は30,211,858,866円(1万口当たり14,790.20円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,618,655,904円)、収益調整金(25,249,579,021円)及び分配準備積立金(8,264,265,397円)より分配対象収益は35,132,500,322円(1万口当たり15,589.41円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第19期	第20期
	自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 2022年2月21日現在	第20期 2023年2月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第19期 2022年2月21日現在	第20期 2023年2月21日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	1, 113, 787, 103	1, 532, 796, 898
合計	1, 113, 787, 103	1, 532, 796, 898

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第19期 2022年2月21日現在	第20期 2023年2月21日現在
1口当たり純資産額	2, 4790円	2, 5589円
(1万口当たり純資産額)	(24, 790円)	(25, 589円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年2月21日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド	13,161,840,957	17,085,385,746	
	ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド	7,566,726,646	17,441,304,919	
	ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド	5,837,356,069	8,638,703,246	
	ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド	3,792,977,294	11,691,852,508	
親投資信託受益証券 合計		30,358,900,966	54,857,246,419	
合計			54,857,246,419	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）の2022年2月22日から2023年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）の2023年2月21日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

【DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 2022年2月21日現在	第20期 2023年2月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,960,511	51,105,079
コール・ローン	1,423,966,290	1,561,144,237
親投資信託受益証券	26,692,652,025	31,807,021,303
未収入金	37,277,983	18,026,205
流動資産合計	28,161,856,809	33,437,296,824
資産合計	28,161,856,809	33,437,296,824
負債の部		
流動負債		
未払解約金	38,993,333	18,398,064
未払受託者報酬	3,073,284	3,530,741
未払委託者報酬	18,439,949	21,184,693
その他未払費用	544,680	591,350
流動負債合計	61,051,246	43,704,848
負債合計	61,051,246	43,704,848
純資産の部		
元本等		
元本	9,302,187,332	10,460,805,774
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,798,618,231	22,932,786,202
（分配準備積立金）	5,454,627,848	6,439,679,236
元本等合計	28,100,805,563	33,393,591,976
純資産合計	28,100,805,563	33,393,591,976
負債純資産合計	28,161,856,809	33,437,296,824

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期 自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	第20期 自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
営業収益		
受取利息	23,478	32,193
有価証券売買等損益	1,302,564,176	1,728,648,475
営業収益合計	1,302,587,654	1,728,680,668
営業費用		
支払利息	716,493	758,756
受託者報酬	5,704,453	6,769,778
委託者報酬	34,227,123	40,619,092
その他費用	1,072,544	1,189,505
営業費用合計	41,720,613	49,337,131
営業利益又は営業損失(△)	1,260,867,041	1,679,343,537
経常利益又は経常損失(△)	1,260,867,041	1,679,343,537
当期純利益又は当期純損失(△)	1,260,867,041	1,679,343,537
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	188,208,381	87,740,198
期首剰余金又は期首欠損金(△)	14,152,222,238	18,798,618,231
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,851,095,451	4,909,174,188
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,851,095,451	4,909,174,188
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,277,358,118	2,366,609,556
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,277,358,118	2,366,609,556
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	18,798,618,231	22,932,786,202

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第20期	
	自 2022年2月22日	至 2023年2月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第19期	第20期
	2022年2月21日現在	2023年2月21日現在
1. 期首元本額	7,628,763,324円	9,302,187,332円
期中追加設定元本額	2,886,289,935円	2,324,599,896円
期中一部解約元本額	1,212,865,927円	1,165,981,454円
2. 受益権の総数	9,302,187,332口	10,460,805,774口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第19期	第20期
	自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,072,955,292円)、収益調整金(13,444,878,369円)及び分配準備積立金(4,381,672,556円)より分配対象収益は18,899,506,217円(1万口当たり20,317.27円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,591,712,950円)、収益調整金(16,493,798,655円)及び分配準備積立金(4,847,966,286円)より分配対象収益は22,933,477,891円(1万口当たり21,923.24円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第19期	第20期
	自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 2022年2月21日現在	第20期 2023年2月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第19期 2022年2月21日現在	第20期 2023年2月21日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	898,666,778	1,549,647,579
合計	898,666,778	1,549,647,579

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第19期 2022年2月21日現在	第20期 2023年2月21日現在
1口当たり純資産額	3.0209円	3.1923円
(1万口当たり純資産額)	(30,209円)	(31,923円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年2月21日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド	3,796,612,466	4,928,382,642	
	ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド	5,830,862,128	13,440,137,205	
	ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド	2,244,992,576	3,322,364,513	
	ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド	3,281,796,251	10,116,136,943	
親投資信託受益証券 合計		15,154,263,421	31,807,021,303	
合計			31,807,021,303	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「DCニッセイワールドセレクトファンド(債券重視型)」、「DCニッセイワールドセレクトファンド(標準型)」、「DCニッセイワールドセレクトファンド(株式重視型)」は、「ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド」受益証券、「ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日(以下、「計算日」という。)における同親投資信託の状況は以下の通りであります。それらは監査意見の対象外であります。

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
貸借対照表

(単位:円)

2023年2月21日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	122,477,609
コール・ローン	3,741,413,131
株式	183,241,851,770
派生商品評価勘定	116,466,100
未収配当金	317,306,050
差入委託証拠金	160,380,000
流動資産合計	187,699,894,660
資産合計	187,699,894,660
負債の部	
流動負債	
前受金	123,505,000
未払解約金	361,989,174
その他未払費用	3,208
流動負債合計	485,497,382
負債合計	485,497,382
純資産の部	
元本等	
元本	81,220,752,700
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	105,993,644,578
元本等合計	187,214,397,278
純資産合計	187,214,397,278
負債純資産合計	187,699,894,660

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年2月21日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	54,493,461,224円
同期中追加設定元本額	52,415,224,255円
同期中一部解約元本額	25,687,932,779円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイTOPIXオープン	5,565,021,030円
ニッセイ国内株式インデックスSA (適格機関投資家限定)	3,264,596,466円
ニッセイ日本バランス (成長型) SA (適格機関投資家限定)	3,457,779円
DCニッセイワールドセレクトファンド (債券重視型)	2,199,198,560円
DCニッセイワールドセレクトファンド (標準型)	7,566,726,646円
DCニッセイワールドセレクトファンド (株式重視型)	5,830,862,128円
ニッセイインデックスバランス (債券重視型) SA (適格機関投資家限定)	3,392,204円
ニッセイインデックスバランス (標準型) SA (適格機関投資家限定)	13,540,584円
ニッセイインデックスバランス (成長型) SA (適格機関投資家限定)	11,846,812円
DCニッセイ国内株式インデックス	1,877,179,827円
<購入・換金手数料なし>ニッセイTOPIXインデックスファンド	23,489,450,057円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド (4資産均等型)	2,986,697,659円
DCニッセイターゲットデートファンド2055	290,176,739円
DCニッセイワールドセレクトファンド (安定型)	242,181,380円
DCニッセイターゲットデートファンド2045	335,860,925円
DCニッセイターゲットデートファンド2035	571,444,255円
DCニッセイターゲットデートファンド2025	47,111,643円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド (6資産均等型)	124,151,413円
ニッセイ・インデックスパッケージ (内外・株式)	9,163,805円
ニッセイ・インデックスパッケージ (内外・株式/リート)	12,853,138円
ニッセイ・インデックスパッケージ (内外・株式/リート/債券)	5,309,683円
ニッセイ・インデックスパッケージ (国内・株式/リート/債券)	8,901,323円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド (8資産均等型)	28,962,222円
DCニッセイターゲットデートファンド2060	213,614,367円
DCニッセイターゲットデートファンド2050	141,480,116円
DCニッセイターゲットデートファンド2040	299,735,319円
DCニッセイターゲットデートファンド2030	205,943,898円
ニッセイ国内株式市場連動SAファンド (適格機関投資家限定)	25,795,012,559円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ世界株式ファンド (GDP型バスケット)	22,069,941円
ニッセイ 国内3資産 高値参照型 バランスファンド (安定型)	72,419円
ニッセイ 国内3資産 高値参照型 バランスファンド (積極型)	154,380円
FWニッセイ国内株インデックス	38,718,814円
DCニッセイターゲットデートファンド2065	15,864,609円
計	81,220,752,700円
2. 受益権の総数	81,220,752,700口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年2月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年2月21日現在	
	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
株式	△209,032,460	
合計	△209,032,460	

(注) 「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間 (2023年2月21日から2023年2月21日まで) に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2023年2月21日現在			
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	3,834,515,000	—		3,951,090,000
合計	3,834,515,000	—		3,951,090,000

(注) 株価指数先物取引

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2023年2月21日現在	
1口当たり純資産額	2,3050円
(1万口当たり純資産額)	(23,050円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2023年2月21日現在

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
極洋	3,400	3,635.00	12,359,000	
ニッスイ	89,300	542.00	48,400,600	
マルハニチロ	13,300	2,440.00	32,452,000	
雪国まいたけ	7,700	1,015.00	7,815,500	
カネコ種苗	3,400	1,670.00	5,678,000	
サカタのタネ	11,300	4,025.00	45,482,500	
ホクト	7,900	1,881.00	14,859,900	
ショーボンドホールディングス	12,200	5,260.00	64,172,000	
ミライト・ワン	31,000	1,516.00	46,996,000	

タマホーム	6,300	3,220.00	20,286,000
ファーストコーポレーション	1,300	770.00	1,001,000
住石ホールディングス	13,900	385.00	5,351,500
日鉄鉱業	3,600	3,695.00	13,302,000
三井松島ホールディングス	4,000	3,945.00	15,780,000
I N P E X	330,200	1,465.00	483,743,000
石油資源開発	10,400	5,020.00	52,208,000
K&Oエナジーグループ	4,000	2,298.00	9,192,000
安藤・間	51,700	874.00	45,185,800
東急建設	25,400	676.00	17,170,400
コムシスホールディングス	30,200	2,495.00	75,349,000
ビーアールホールディングス	14,800	343.00	5,076,400
高松コンストラクショングループ	5,800	1,996.00	11,576,800
東建コーポレーション	2,900	7,600.00	22,040,000
ソネック	4,800	960.00	4,608,000
ヤマウラ	4,900	1,066.00	5,223,400
オリエンタル白石	32,100	309.00	9,918,900
大成建設	62,200	4,390.00	273,058,000
大林組	223,400	987.00	220,495,800
清水建設	187,800	733.00	137,657,400
飛島建設	6,900	1,082.00	7,465,800
長谷工コーポレーション	64,500	1,549.00	99,910,500
松井建設	8,700	660.00	5,742,000
銭高組	1,500	2,920.00	4,380,000
鹿島建設	138,500	1,610.00	222,985,000
不動テトラ	4,300	1,653.00	7,107,900
鉄建建設	4,500	1,800.00	8,100,000
西松建設	10,600	3,735.00	39,591,000
三井住友建設	50,400	423.00	21,319,200
大豊建設	2,600	3,910.00	10,166,000
佐田建設	10,800	512.00	5,529,600
ナカノフドー建設	15,100	333.00	5,028,300
奥村組	10,100	3,305.00	33,380,500
東鉄工業	8,600	2,799.00	24,071,400
浅沼組	5,000	3,300.00	16,500,000
戸田建設	76,800	711.00	54,604,800
熊谷組	10,800	2,788.00	30,110,400
植木組	3,500	1,395.00	4,882,500
矢作建設工業	8,500	821.00	6,978,500
ピーエス三菱	7,900	643.00	5,079,700
日本ハウスホールディングス	13,300	398.00	5,293,400
大東建託	23,000	12,550.00	288,650,000
新日本建設	8,800	895.00	7,876,000
東亜道路工業	1,200	6,500.00	7,800,000
日本道路	1,300	6,860.00	8,918,000
東亜建設工業	5,400	2,629.00	14,196,600
日本国土開発	18,700	556.00	10,397,200
若築建設	2,800	3,020.00	8,456,000
東洋建設	20,200	906.00	18,301,200
五洋建設	88,600	661.00	58,564,600

世紀東急工業	8,200	805.00	6,601,000
福田組	2,400	4,420.00	10,608,000
住友林業	47,900	2,664.00	127,605,600
日本基礎技術	8,100	547.00	4,430,700
巴コーポレーション	10,600	418.00	4,430,800
大和ハウス工業	174,600	3,108.00	542,656,800
ライト工業	11,900	1,967.00	23,407,300
積水ハウス	195,700	2,551.50	499,328,550
日特建設	6,000	939.00	5,634,000
北陸電気工事	7,300	771.00	5,628,300
ユアテック	13,800	772.00	10,653,600
日本リーテック	5,600	896.00	5,017,600
四電工	2,800	1,862.00	5,213,600
中電工	9,700	2,152.00	20,874,400
関電工	34,200	892.00	30,506,400
きんでん	44,000	1,525.00	67,100,000
東京エネシス	6,200	915.00	5,673,000
トーエネック	2,100	3,410.00	7,161,000
住友電設	5,900	2,426.00	14,313,400
日本電設工業	10,300	1,502.00	15,470,600
エクシオグループ	28,800	2,414.00	69,523,200
新日本空調	3,500	1,924.00	6,734,000
日本工営	4,700	3,265.00	15,345,500
九電工	15,200	3,415.00	51,908,000
三機工業	13,900	1,500.00	20,850,000
日揮ホールディングス	61,800	1,756.00	108,520,800
中外炉工業	3,000	1,814.00	5,442,000
ヤマト	6,200	810.00	5,022,000
太平電業	3,900	3,955.00	15,424,500
高砂熱学工業	15,100	2,048.00	30,924,800
三晃金属工業	1,000	3,885.00	3,885,000
NEC ネットエスアイ	21,300	1,650.00	35,145,000
朝日工業社	2,600	2,107.00	5,478,200
明星工業	10,700	795.00	8,506,500
大気社	7,500	3,530.00	26,475,000
ダイダン	4,100	2,260.00	9,266,000
日比谷総合設備	5,400	2,049.00	11,064,600
ニッポン	16,900	1,595.00	26,955,500
日清製粉グループ本社	58,000	1,561.00	90,538,000
日東富士製粉	1,200	4,450.00	5,340,000
昭和産業	5,500	2,495.00	13,722,500
中部飼料	8,700	1,043.00	9,074,100
フィード・ワン	9,200	682.00	6,274,400
日本甜菜製糖	3,600	1,641.00	5,907,600
DM三井製糖ホールディングス	6,200	2,065.00	12,803,000
塩水港精糖	23,200	201.00	4,663,200
ウェルネオシュガー	3,200	1,670.00	5,344,000
L I F U L L	22,400	199.00	4,457,600
M I X I	14,900	2,638.00	39,306,200
ジェイエイシーリクルートメント	5,900	2,303.00	13,587,700

日本M&Aセンターホールディングス	112,300	1,189.00	133,524,700
メンバーズ	2,500	1,427.00	3,567,500
UTグループ	9,600	2,387.00	22,915,200
アイティメディア	3,000	1,494.00	4,482,000
E・Jホールディングス	4,200	1,350.00	5,670,000
オープンアップグループ	23,900	1,906.00	45,553,400
コシダカホールディングス	19,600	904.00	17,718,400
アルトナー	1,300	1,090.00	1,417,000
パソナグループ	7,900	1,910.00	15,089,000
CDS	2,600	1,806.00	4,695,600
リンクアンドモチベーション	18,800	599.00	11,261,200
エス・エム・エス	24,900	3,255.00	81,049,500
サニーサイドアップグループ	7,000	574.00	4,018,000
パーソルホールディングス	73,300	2,713.00	198,862,900
クックパッド	26,000	223.00	5,798,000
アイ・ケイ・ケイホールディングス	3,400	636.00	2,162,400
森永製菓	11,700	3,945.00	46,156,500
中村屋	1,600	3,045.00	4,872,000
江崎グリコ	17,900	3,480.00	62,292,000
名糖産業	3,000	1,685.00	5,055,000
井村屋グループ	3,400	2,210.00	7,514,000
不二家	4,300	2,480.00	10,664,000
山崎製パン	42,000	1,602.00	67,284,000
モロゾフ	2,000	3,400.00	6,800,000
亀田製菓	4,000	4,285.00	17,140,000
寿スピリッツ	6,700	8,620.00	57,754,000
カルビー	28,700	2,807.00	80,560,900
森永乳業	11,400	4,805.00	54,777,000
六甲バター	4,600	1,354.00	6,228,400
ヤクルト本社	44,900	9,150.00	410,835,000
明治ホールディングス	38,900	6,340.00	246,626,000
雪印メグミルク	15,200	1,814.00	27,572,800
プリマハム	8,400	2,150.00	18,060,000
日本ハム	24,500	3,775.00	92,487,500
林兼産業	7,000	467.00	3,269,000
丸大食品	6,300	1,491.00	9,393,300
S Foods	6,900	2,785.00	19,216,500
柿安本店	2,400	2,043.00	4,903,200
伊藤ハム米久ホールディングス	48,700	719.00	35,015,300
学情	3,500	1,390.00	4,865,000
スタジオアリス	3,300	2,091.00	6,900,300
クロスキャット	3,600	1,275.00	4,590,000
シミックホールディングス	3,600	1,759.00	6,332,400
システナ	107,400	340.00	36,516,000
NJS	2,300	2,176.00	5,004,800
デジタルアーツ	4,000	5,340.00	21,360,000
日鉄ソリューションズ	10,900	3,360.00	36,624,000
総合警備保障	24,300	3,510.00	85,293,000
キューブシステム	4,700	1,122.00	5,273,400
いちご	72,200	290.00	20,938,000

日本駐車場開発	74,700	253.00	18,899,100
コア	3,300	1,519.00	5,012,700
カカクコム	48,900	1,911.00	93,447,900
アイロムグループ	2,400	1,982.00	4,756,800
セントケア・ホールディング	5,800	785.00	4,553,000
ルネサンス	5,700	898.00	5,118,600
ディップ	11,500	3,610.00	41,515,000
SBSホールディングス	5,700	3,225.00	18,382,500
デジタルホールディングス	5,100	1,171.00	5,972,100
新日本科学	6,900	2,591.00	17,877,900
ベネフィット・ワン	30,300	2,047.00	62,024,100
エムスリー	129,400	3,248.00	420,291,200
アウトソーシング	39,000	1,247.00	48,633,000
ウェルネット	7,700	663.00	5,105,100
ワールドホールディングス	2,900	2,693.00	7,809,700
ディー・エヌ・エー	27,900	1,786.00	49,829,400
博報堂DYホールディングス	83,500	1,500.00	125,250,000
ぐるなび	12,600	367.00	4,624,200
ジャパンベストレスキューシステム	5,900	783.00	4,619,700
ファンコミュニケーションズ	12,800	410.00	5,248,000
ライク	2,400	1,916.00	4,598,400
ビジネス・ブレークスルー	11,700	380.00	4,446,000
エスプール	18,800	673.00	12,652,400
WDBホールディングス	3,300	2,016.00	6,652,800
手間いらず	1,100	4,955.00	5,450,500
アドウェイズ	9,900	659.00	6,524,100
バリューコマース	4,900	1,685.00	8,256,500
インフォマート	68,000	321.00	21,828,000
サッポロホールディングス	20,600	3,135.00	64,581,000
アサヒグループホールディングス	144,900	4,736.00	686,246,400
麒麟ホールディングス	283,000	2,011.00	569,113,000
宝ホールディングス	42,800	1,066.00	45,624,800
オエノンホールディングス	18,700	272.00	5,086,400
養命酒製造	2,700	1,837.00	4,959,900
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	49,100	1,439.00	70,654,900
サントリー食品インターナショナル	44,200	4,780.00	211,276,000
ダイドーグループホールディングス	3,600	4,805.00	17,298,000
伊藤園	23,400	4,450.00	104,130,000
キーコーヒー	7,000	2,067.00	14,469,000
日清オイリオグループ	8,800	3,345.00	29,436,000
不二製油グループ本社	14,600	1,989.00	29,039,400
J-オイルミルズ	6,400	1,571.00	10,054,400
ローソン	16,700	5,390.00	90,013,000
サンエー	5,100	4,190.00	21,369,000
カワチ薬品	5,300	2,326.00	12,327,800
エービーシー・マート	9,800	6,770.00	66,346,000
ハードオフコーポレーション	2,800	1,305.00	3,654,000
高千穂交易	2,400	2,407.00	5,776,800
アスクル	16,300	1,728.00	28,166,400

ゲオホールディングス	7,100	1,711.00	12,148,100
アダストリア	8,100	2,255.00	18,265,500
伊藤忠食品	1,500	4,960.00	7,440,000
くら寿司	7,900	3,120.00	24,648,000
キャンドウ	2,400	2,311.00	5,546,400
エレマテック	6,000	1,776.00	10,656,000
パルグループホールディングス	6,600	2,745.00	18,117,000
エディオン	26,700	1,323.00	35,324,100
あらた	5,200	4,010.00	20,852,000
サーラコーポレーション	14,200	720.00	10,224,000
トーメンデバイス	1,000	6,790.00	6,790,000
ハローズ	3,100	3,285.00	10,183,500
J Pホールディングス	18,800	352.00	6,617,600
フジオフードグループ本社	5,600	1,350.00	7,560,000
あみやき亭	1,700	2,983.00	5,071,100
東京エレクトロン デバイス	2,500	8,050.00	20,125,000
円谷フィールズホールディングス	5,800	4,080.00	23,664,000
双日	71,500	2,595.00	185,542,500
アルフレッサ ホールディングス	67,600	1,661.00	112,283,600
大黒天物産	2,400	5,310.00	12,744,000
ハニーズホールディングス	6,000	1,468.00	8,808,000
ファーマライズホールディングス	7,000	613.00	4,291,000
キッコーマン	41,600	6,400.00	266,240,000
味の素	153,500	4,115.00	631,652,500
ブルドックソース	2,700	1,933.00	5,219,100
キューピー	33,700	2,229.00	75,117,300
ハウス食品グループ本社	19,200	2,693.00	51,705,600
カゴメ	29,300	3,020.00	88,486,000
アリアケジャパン	5,500	4,870.00	26,785,000
エバラ食品工業	1,700	3,030.00	5,151,000
ニチレイ	28,700	2,679.00	76,887,300
横浜冷凍	18,300	1,000.00	18,300,000
東洋水産	31,700	5,520.00	174,984,000
イートアンドホールディングス	2,700	2,300.00	6,210,000
ヨシムラ・フード・ホールディングス	7,700	1,036.00	7,977,200
日清食品ホールディングス	22,100	11,290.00	249,509,000
永谷園ホールディングス	3,100	2,094.00	6,491,400
一正蒲鉾	6,100	710.00	4,331,000
フジッコ	6,400	1,867.00	11,948,800
ロック・フィールド	7,700	1,572.00	12,104,400
日本たばこ産業	412,800	2,782.00	1,148,409,600
ケンコーマヨネーズ	4,300	1,305.00	5,611,500
わらべや日洋ホールディングス	4,600	1,883.00	8,661,800
なとり	3,900	2,032.00	7,924,800
ファーマフーズ	9,700	1,541.00	14,947,700
北の達人コーポレーション	26,900	330.00	8,877,000
ユーグレナ	40,400	957.00	38,662,800
紀文食品	5,100	966.00	4,926,600
ピクルスホールディングス	4,100	1,234.00	5,059,400
S R Eホールディングス	3,100	3,355.00	10,400,500

ADワークスグループ	20,200	165.00	3,333,000
片倉工業	5,900	1,801.00	10,625,900
グンゼ	4,800	4,410.00	21,168,000
ヒューリック	146,300	1,086.00	158,881,800
アルペン	5,600	1,957.00	10,959,200
ラクーンホールディングス	6,400	1,112.00	7,116,800
クオールホールディングス	9,300	1,193.00	11,094,900
アルコニックス	8,900	1,347.00	11,988,300
神戸物産	52,100	3,590.00	187,039,000
ソリトンシステムズ	4,800	1,005.00	4,824,000
ジinzホールディングス	4,000	3,535.00	14,140,000
ビックカメラ	44,800	1,186.00	53,132,800
DCMホールディングス	41,100	1,181.00	48,539,100
ハイパー	4,500	443.00	1,993,500
MonotaRO	95,500	1,931.00	184,410,500
東京一番フーズ	8,200	492.00	4,034,400
あいホールディングス	10,800	2,172.00	23,457,600
ディービーエックス	4,700	1,029.00	4,836,300
アークランドサービスホールディングス	5,500	2,175.00	11,962,500
J. フロント リテイリング	83,800	1,247.00	104,498,600
ドトール・日レスホールディングス	11,900	1,870.00	22,253,000
マツキヨココカラ&カンパニー	40,900	6,600.00	269,940,000
ブロンコビリー	3,600	2,413.00	8,686,800
ZOZO	44,500	3,040.00	135,280,000
トレジャー・ファクトリー	2,000	2,369.00	4,738,000
物語コーポレーション	3,700	7,140.00	26,418,000
三越伊勢丹ホールディングス	113,400	1,379.00	156,378,600
東洋紡	27,600	1,073.00	29,614,800
富士紡ホールディングス	2,600	3,120.00	8,112,000
日清紡ホールディングス	52,400	1,004.00	52,609,600
倉敷紡績	4,800	2,513.00	12,062,400
ダイワボウホールディングス	27,500	2,048.00	56,320,000
日東紡績	7,600	2,107.00	16,013,200
トヨタ紡織	26,800	2,130.00	57,084,000
マクニカホールディングス	16,500	3,610.00	59,565,000
Hamee	7,100	837.00	5,942,700
ラクト・ジャパン	2,600	1,993.00	5,181,800
ウエルシアホールディングス	35,000	2,991.00	104,685,000
クリエイイトSDホールディングス	11,100	3,355.00	37,240,500
グリムス	2,800	2,468.00	6,910,400
バイタルケーエスケー・ホールディングス	9,800	880.00	8,624,000
八洲電機	5,400	1,118.00	6,037,200
メディアスホールディングス	7,200	760.00	5,472,000
レスターホールディングス	6,400	2,251.00	14,406,400
ジューテックホールディングス	4,300	1,242.00	5,340,600
丸善CHIホールディングス	12,700	350.00	4,445,000
OCHIホールディングス	3,900	1,332.00	5,194,800
TOKAIホールディングス	33,300	861.00	28,671,300

ミサワ	2,300	613.00	1,409,900
ティーライフ	3,400	1,274.00	4,331,600
Cominix	6,500	766.00	4,979,000
三洋貿易	6,900	1,138.00	7,852,200
シュッピン	5,000	893.00	4,465,000
ビューティガレージ	1,100	3,810.00	4,191,000
オイシックス・ラ・大地	9,100	2,475.00	22,522,500
ウイン・パートナーズ	4,900	1,058.00	5,184,200
ネクステージ	15,400	3,100.00	47,740,000
ジョイフル本田	21,700	1,766.00	38,322,200
鳥貴族ホールディングス	2,500	2,018.00	5,045,000
ホットランド	5,200	1,378.00	7,165,600
すかいらーくホールディングス	92,100	1,585.00	145,978,500
SFPホールディングス	3,700	1,760.00	6,512,000
綿半ホールディングス	5,200	1,412.00	7,342,400
日本毛織	16,900	967.00	16,342,300
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	22,000	1,131.00	24,882,000
三栄建築設計	3,300	1,496.00	4,936,800
野村不動産ホールディングス	39,200	2,918.00	114,385,600
三重交通グループホールディングス	13,400	496.00	6,646,400
サムティ	10,000	2,046.00	20,460,000
ディア・ライフ	9,600	621.00	5,961,600
コーセーアールイー	6,100	744.00	4,538,400
地主	4,800	1,904.00	9,139,200
プレサンスコーポレーション	8,200	1,707.00	13,997,400
ハウスコム	4,000	1,107.00	4,428,000
JPMC	4,700	1,000.00	4,700,000
サンセイランディック	5,600	811.00	4,541,600
エストラスト	8,400	597.00	5,014,800
フージャースホールディングス	9,700	832.00	8,070,400
オープンハウスグループ	23,000	4,855.00	111,665,000
東急不動産ホールディングス	188,600	643.00	121,269,800
飯田グループホールディングス	54,900	2,242.00	123,085,800
ムゲンエステート	9,400	517.00	4,859,800
帝国繊維	7,200	1,599.00	11,512,800
日本コークス工業	57,800	87.00	5,028,600
ゴルフダイジェスト・オンライン	3,300	951.00	3,138,300
BENOS	3,800	2,399.00	9,116,200
あさひ	5,600	1,361.00	7,621,600
日本調剤	4,600	1,174.00	5,400,400
コスモス薬品	7,600	12,480.00	94,848,000
シップヘルスケアホールディングス	24,200	2,510.00	60,742,000
ソフトクリエイトホールディングス	2,600	3,475.00	9,035,000
セブン&アイ・ホールディングス	232,200	6,069.00	1,409,221,800
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	50,700	956.00	48,469,200
明治電機工業	4,700	1,165.00	5,475,500
ツルハホールディングス	16,500	9,380.00	154,770,000
サンマルクホールディングス	5,400	1,784.00	9,633,600

フェリシモ	4,400	996.00	4,382,400
トリドールホールディングス	16,700	2,686.00	44,856,200
帝人	61,300	1,463.00	89,681,900
東レ	427,500	830.70	355,124,250
クラレ	101,400	1,224.00	124,113,600
旭化成	398,400	956.70	381,149,280
TOKYO BASE	17,600	467.00	8,219,200
稲葉製作所	3,800	1,403.00	5,331,400
宮地エンジニアリンググループ	1,800	3,650.00	6,570,000
トーカロ	18,100	1,256.00	22,733,600
アルファ	4,700	994.00	4,671,800
SUMCO	125,100	1,864.00	233,186,400
川田テクノロジーズ	1,500	3,530.00	5,295,000
RS Technologies	4,300	3,465.00	14,899,500
And Doホールディングス	6,200	896.00	5,555,200
シーアールイー	4,200	1,089.00	4,573,800
ケイアイスター不動産	3,100	4,255.00	13,190,500
グッドコムアセット	5,900	841.00	4,961,900
ジェイ・エス・ビー	1,500	3,775.00	5,662,500
ロードスターキャピタル	3,000	1,541.00	4,623,000
日本フェルト	11,500	415.00	4,772,500
イチカワ	3,500	1,340.00	4,690,000
芦森工業	4,100	1,471.00	6,031,100
アツギ	10,200	389.00	3,967,800
JMホールディングス	5,700	1,867.00	10,641,900
コメダホールディングス	16,500	2,356.00	38,874,000
アレンザホールディングス	5,000	1,015.00	5,075,000
バロックジャパンリミテッド	5,900	841.00	4,961,900
クスリのアオキホールディングス	6,800	7,020.00	47,736,000
FOOD & LIFE COMPANIES	38,700	3,465.00	134,095,500
アセンテック	11,500	526.00	6,049,000
セーレン	12,400	2,505.00	31,062,000
ソトー	5,800	799.00	4,634,200
東海染工	1,600	1,072.00	1,715,200
小松マテーレ	9,300	719.00	6,686,700
ワコールホールディングス	12,300	2,366.00	29,101,800
ホギメディカル	8,600	3,235.00	27,821,000
T S Iホールディングス	22,900	580.00	13,282,000
マツオカコーポレーション	4,700	1,339.00	6,293,300
ワールド	8,200	1,345.00	11,029,000
T I S	71,800	3,360.00	241,248,000
グリー	34,200	746.00	25,513,200
コーエーテックモホールディングス	40,000	2,325.00	93,000,000
三菱総合研究所	3,100	5,140.00	15,934,000
AGS	6,400	696.00	4,454,400
ファインデックス	10,100	620.00	6,262,000
ブレインパッド	6,600	658.00	4,342,800
KL a b	12,600	391.00	4,926,600
ポールトゥウィンホールディングス	10,900	850.00	9,265,000

ネクソン	165,200	3,030.00	500,556,000
アイスタイル	20,400	430.00	8,772,000
エムアップホールディングス	7,800	1,085.00	8,463,000
エイチーム	6,700	789.00	5,286,300
エニグモ	8,100	599.00	4,851,900
コロプラ	24,800	595.00	14,756,000
ブロードリーフ	37,300	432.00	16,113,600
クロス・マーケティンググループ	5,600	637.00	3,567,200
デジタルハーツホールディングス	4,000	1,535.00	6,140,000
システム情報	5,700	798.00	4,548,600
メディアドゥ	2,800	1,499.00	4,197,200
じげん	18,600	418.00	7,774,800
ブイキューブ	7,700	630.00	4,851,000
サイバーリンクス	3,700	861.00	3,185,700
フィックスターズ	7,200	1,348.00	9,705,600
CARTA HOLDINGS	3,100	1,451.00	4,498,100
オブティム	5,300	938.00	4,971,400
セレス	5,700	1,153.00	6,572,100
SHIFT	4,700	22,200.00	104,340,000
特種東海製紙	2,900	2,988.00	8,665,200
ティーガイア	6,700	1,645.00	11,021,500
テクマトリックス	11,700	1,470.00	17,199,000
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	19,500	2,350.00	45,825,000
GMOペイメントゲートウェイ	14,600	11,080.00	161,768,000
インターネットイニシアティブ	35,600	2,651.00	94,375,600
さくらインターネット	9,700	573.00	5,558,100
GMOグローバルサイン・ホールディングス	1,900	3,885.00	7,381,500
SRAホールディングス	3,300	3,055.00	10,081,500
朝日ネット	8,600	589.00	5,065,400
eBASE	9,000	647.00	5,823,000
アバントグループ	8,100	1,358.00	10,999,800
アドソル日進	3,700	1,444.00	5,342,800
フリービット	4,900	1,115.00	5,463,500
コムチュア	8,400	2,195.00	18,438,000
サイバーコム	600	1,412.00	847,200
アステリア	6,900	727.00	5,016,300
アイル	3,600	1,937.00	6,973,200
王子ホールディングス	265,700	548.00	145,603,600
日本製紙	33,200	1,057.00	35,092,400
三菱製紙	8,100	327.00	2,648,700
北越コーポレーション	40,300	798.00	32,159,400
大王製紙	28,200	1,072.00	30,230,400
阿波製紙	11,100	738.00	8,191,800
マークライNZ	3,500	2,629.00	9,201,500
メディカル・データ・ビジョン	9,500	910.00	8,645,000
gumi	10,400	871.00	9,058,400
テラスカイ	2,800	1,902.00	5,325,600
デジタル・インフォメーション・テク	3,300	1,650.00	5,445,000

ノロジー				
PR TIMES	2,100	1,831.00	3,845,100	
ラクス	30,200	1,694.00	51,158,800	
ランドコンピュータ	5,500	997.00	5,483,500	
ダブルスタンダード	2,600	2,002.00	5,205,200	
オープンドア	4,500	1,562.00	7,029,000	
アカツキ	3,000	2,143.00	6,429,000	
Ubicomホールディングス	2,300	1,920.00	4,416,000	
カナミックネットワーク	9,200	527.00	4,848,400	
ノムラシステムコーポレーション	39,000	112.00	4,368,000	
レンゴー	58,100	896.00	52,057,600	
トーモク	3,700	1,551.00	5,738,700	
ザ・パック	4,700	2,908.00	13,667,600	
チェンジ	15,600	2,673.00	41,698,800	
シンクロ・フード	200	489.00	97,800	
オークネット	3,200	1,741.00	5,571,200	
キャピタル・アセット・プランニング	7,600	603.00	4,582,800	
マクロミル	14,500	1,031.00	14,949,500	
ビーグリー	3,500	1,242.00	4,347,000	
オロ	2,600	1,770.00	4,602,000	
ユーザーローカル	3,800	1,692.00	6,429,600	
マネーフォワード	15,400	4,700.00	72,380,000	
レゾナック・ホールディングス	61,700	2,344.00	144,624,800	
住友化学	473,200	484.00	229,028,800	
住友精化	2,700	4,390.00	11,853,000	
日産化学	30,300	5,840.00	176,952,000	
ラサ工業	2,600	2,169.00	5,639,400	
クレハ	5,500	8,410.00	46,255,000	
多木化学	2,500	4,390.00	10,975,000	
テイカ	4,300	1,175.00	5,052,500	
石原産業	11,500	1,080.00	12,420,000	
片倉コープアグリ	1,900	1,919.00	3,646,100	
日本曹達	6,800	4,670.00	31,756,000	
東ソー	85,200	1,821.00	155,149,200	
トクヤマ	20,600	2,133.00	43,939,800	
セントラル硝子	10,200	2,953.00	30,120,600	
東亜合成	32,800	1,249.00	40,967,200	
大阪ソーダ	3,800	4,325.00	16,435,000	
関東電化工業	12,300	1,020.00	12,546,000	
デンカ	23,200	2,928.00	67,929,600	
イビデン	36,900	4,495.00	165,865,500	
信越化学工業	107,700	19,170.00	2,064,609,000	
日本カーバイド工業	3,500	1,328.00	4,648,000	
電算システムホールディングス	3,100	2,509.00	7,777,900	
堺化学工業	4,900	1,813.00	8,883,700	
第一稀元素化学工業	5,800	1,023.00	5,933,400	
エア・ウォーター	60,200	1,637.00	98,547,400	
日本酸素ホールディングス	61,900	2,383.00	147,507,700	
日本化学工業	2,800	1,998.00	5,594,400	
日本パーカライジング	31,600	960.00	30,336,000	

高圧ガス工業	9,300	663.00	6,165,900
四国化成ホールディングス	7,600	1,294.00	9,834,400
ステラ ケミファ	3,800	2,557.00	9,716,600
保土谷化学工業	1,800	3,090.00	5,562,000
日本触媒	9,700	5,750.00	55,775,000
大日精化工業	4,400	1,811.00	7,968,400
カネカ	14,600	3,450.00	50,370,000
協和キリン	77,200	2,948.00	227,585,600
三菱瓦斯化学	47,600	1,953.00	92,962,800
三井化学	53,600	3,235.00	173,396,000
J S R	59,600	3,050.00	181,780,000
東京応化工業	11,200	7,220.00	80,864,000
大阪有機化学工業	4,800	2,000.00	9,600,000
三菱ケミカルグループ	430,500	823.00	354,301,500
KHネオケム	10,600	2,626.00	27,835,600
ダイセル	93,800	947.00	88,828,600
住友ベークライト	9,400	4,540.00	42,676,000
積水化学工業	130,500	1,808.00	235,944,000
日本ゼオン	38,300	1,295.00	49,598,500
アイカ工業	16,100	3,025.00	48,702,500
UBE	32,900	2,069.00	68,070,100
積水樹脂	9,300	1,956.00	18,190,800
タキロンシーアイ	13,900	508.00	7,061,200
旭有機材	4,200	2,846.00	11,953,200
ニチバン	4,000	1,802.00	7,208,000
リケンテクノス	13,700	564.00	7,726,800
大倉工業	3,000	1,910.00	5,730,000
積水化成品工業	12,400	402.00	4,984,800
群栄化学工業	2,100	2,486.00	5,220,600
ダイキョーニシカワ	14,000	653.00	9,142,000
森六ホールディングス	3,200	1,852.00	5,926,400
恵和	4,100	1,523.00	6,244,300
日本化薬	48,700	1,209.00	58,878,300
カーリットホールディングス	6,300	723.00	4,554,900
CLホールディングス	6,200	794.00	4,922,800
プレステージ・インターナショナル	27,500	667.00	18,342,500
プロトコーポレーション	8,000	1,226.00	9,808,000
アミューズ	3,500	1,767.00	6,184,500
野村総合研究所	131,000	2,974.00	389,594,000
ドリームインキュベータ	2,200	2,809.00	6,179,800
サイバネットシステム	5,300	975.00	5,167,500
クイック	5,000	1,820.00	9,100,000
T A C	22,800	201.00	4,582,800
CEホールディングス	9,100	545.00	4,959,500
電通グループ	64,300	4,385.00	281,955,500
インテージホールディングス	8,700	1,683.00	14,642,100
ぴあ	2,200	3,100.00	6,820,000
イオンファンタジー	2,800	2,816.00	7,884,800
ソースネクスト	32,500	230.00	7,475,000
シーティーエス	7,200	782.00	5,630,400

インフォコム	8,200	2,385.00	19,557,000
メディカルシステムネットワーク	11,800	405.00	4,779,000
日本精化	3,600	2,488.00	8,956,800
扶桑化学工業	5,900	3,695.00	21,800,500
トリケミカル研究所	8,500	2,290.00	19,465,000
シンプレクス・ホールディングス	10,700	2,279.00	24,385,300
HEROZ	5,500	1,097.00	6,033,500
ラクスル	18,000	1,354.00	24,372,000
メルカリ	28,700	2,455.00	70,458,500
I P S	2,100	2,613.00	5,487,300
F I G	12,000	304.00	3,648,000
A D E K A	22,200	2,144.00	47,596,800
日油	19,700	5,960.00	117,412,000
ミヨシ油脂	3,300	955.00	3,151,500
新日本理化	5,800	216.00	1,252,800
ハリマ化成グループ	5,800	894.00	5,185,200
イーソル	6,100	730.00	4,453,000
アルテリア・ネットワークス	6,000	1,278.00	7,668,000
ウイングアーク1st	6,600	1,811.00	11,952,600
サーバーワークス	2,100	2,331.00	4,895,100
トビラシステムズ	4,900	852.00	4,174,800
S a n s a n	23,900	1,492.00	35,658,800
ギフティ	6,900	2,536.00	17,498,400
花王	155,300	5,100.00	792,030,000
第一工業製薬	2,500	1,953.00	4,882,500
石原ケミカル	3,900	1,316.00	5,132,400
日華化学	5,500	848.00	4,664,000
三洋化成工業	3,900	4,325.00	16,867,500
メドレー	6,400	4,125.00	26,400,000
ベース	2,200	4,790.00	10,538,000
J M D C	10,500	4,285.00	44,992,500
武田薬品工業	565,300	4,305.00	2,433,616,500
アステラス製薬	612,100	1,904.50	1,165,744,450
住友ファーマ	47,400	880.00	41,712,000
塩野義製薬	81,700	6,116.00	499,677,200
わかもと製薬	5,400	225.00	1,215,000
日本新薬	15,100	6,310.00	95,281,000
中外製薬	199,900	3,562.00	712,043,800
科研製薬	10,900	3,635.00	39,621,500
エーザイ	77,700	7,719.00	599,766,300
理研ビタミン	5,400	2,071.00	11,183,400
ロート製薬	61,900	2,504.00	154,997,600
小野薬品工業	123,200	2,848.50	350,935,200
久光製薬	14,200	3,960.00	56,232,000
有機合成薬品工業	15,800	293.00	4,629,400
持田製薬	7,700	3,445.00	26,526,500
参天製薬	120,200	1,042.00	125,248,400
扶桑薬品工業	2,500	1,971.00	4,927,500
ツムラ	20,100	2,643.00	53,124,300
テルモ	199,000	3,692.00	734,708,000

H. U. グループホールディングス	19,200	2,717.00	52,166,400
キッセイ薬品工業	9,900	2,530.00	25,047,000
生化学工業	12,200	815.00	9,943,000
栄研化学	10,400	1,569.00	16,317,600
鳥居薬品	3,400	3,265.00	11,101,000
JCRファーマ	21,600	1,531.00	33,069,600
東和薬品	9,800	1,929.00	18,904,200
富士製薬工業	4,800	1,061.00	5,092,800
ゼリア新薬工業	8,900	2,206.00	19,633,400
第一三共	556,400	4,275.00	2,378,610,000
キョーリン製薬ホールディングス	13,800	1,699.00	23,446,200
大幸薬品	12,700	429.00	5,448,300
ダイト	4,800	2,447.00	11,745,600
大塚ホールディングス	146,200	4,169.00	609,507,800
大正製薬ホールディングス	14,200	5,480.00	77,816,000
ペプチドリーム	31,000	1,845.00	57,195,000
大日本塗料	7,800	840.00	6,552,000
日本ペイントホールディングス	282,300	1,250.00	352,875,000
関西ペイント	58,400	1,851.00	108,098,400
中国塗料	11,400	1,090.00	12,426,000
藤倉化成	11,900	448.00	5,331,200
太陽ホールディングス	9,700	2,382.00	23,105,400
DIC	24,900	2,454.00	61,104,600
サカタインクス	14,200	1,030.00	14,626,000
東洋インキSCホールディングス	12,500	1,924.00	24,050,000
T&K TOKA	5,700	1,261.00	7,187,700
アルプス技研	5,700	2,381.00	13,571,700
日本空調サービス	7,000	720.00	5,040,000
オリエンタルランド	69,300	21,135.00	1,464,655,500
フォーカスシステムズ	4,700	1,005.00	4,723,500
ダスキン	14,600	3,120.00	45,552,000
パーク24	48,900	1,990.00	97,311,000
明光ネットワークジャパン	8,600	622.00	5,349,200
ファルコホールディングス	3,000	1,958.00	5,874,000
クレスコ	4,900	1,720.00	8,428,000
フジ・メディア・ホールディングス	61,400	1,193.00	73,250,200
秀英予備校	11,100	424.00	4,706,400
ラウンドワン	54,700	474.00	25,927,800
リゾートトラスト	25,800	2,105.00	54,309,000
オービック	21,300	19,850.00	422,805,000
ジャストシステム	9,200	3,435.00	31,602,000
TDCソフト	5,400	1,515.00	8,181,000
Zホールディングス	909,000	386.40	351,237,600
ビー・エム・エル	8,100	3,155.00	25,555,500
トレンドマイクロ	36,900	6,570.00	242,433,000
りらいあコミュニケーションズ	10,800	1,452.00	15,681,600
IDホールディングス	5,300	1,001.00	5,305,300
リソー教育	29,800	350.00	10,430,000
日本オラクル	12,200	9,390.00	114,558,000
早稲田アカデミー	4,300	1,202.00	5,168,600

アルファシステムズ	2,000	4,240.00	8,480,000
フューチャー	15,900	1,770.00	28,143,000
CAC Holdings	3,900	1,639.00	6,392,100
SBテクノロジー	2,700	1,975.00	5,332,500
トーセ	6,200	752.00	4,662,400
ユー・エス・エス	67,300	2,232.00	150,213,600
オービックビジネスコンサルタント	12,600	4,725.00	59,535,000
伊藤忠テクノソリューションズ	34,300	3,055.00	104,786,500
アイティフォー	8,400	870.00	7,308,000
東京個別指導学院	9,200	531.00	4,885,200
東計電算	900	5,950.00	5,355,000
サイバーエージェント	156,600	1,180.00	184,788,000
楽天グループ	302,900	685.00	207,486,500
エックスネット	4,800	1,020.00	4,896,000
クリーク・アンド・リバー社	3,800	2,231.00	8,477,800
モーニングスター	10,700	500.00	5,350,000
テー・オー・ダブリュ	16,400	307.00	5,034,800
大塚商会	36,200	4,595.00	166,339,000
サイボウズ	8,800	2,528.00	22,246,400
山田コンサルティンググループ	4,200	1,525.00	6,405,000
セントラルスポーツ	2,500	2,463.00	6,157,500
電通国際情報サービス	7,800	4,780.00	37,284,000
ACCESS	7,600	970.00	7,372,000
デジタルガレージ	11,300	4,580.00	51,754,000
イーエムシステムズ	10,600	902.00	9,561,200
ウェザーニューズ	2,300	6,640.00	15,272,000
C I J	5,800	1,037.00	6,014,600
日本エンタープライズ	30,300	137.00	4,151,100
WOWOW	3,900	1,267.00	4,941,300
スカラ	6,600	724.00	4,778,400
フルキャストホールディングス	6,200	2,474.00	15,338,800
エン・ジャパン	11,800	2,365.00	27,907,000
あすか製薬ホールディングス	6,600	1,179.00	7,781,400
サワイグループホールディングス	14,600	3,805.00	55,553,000
富士フイルムホールディングス	122,600	6,367.00	780,594,200
コニカミノルタ	143,700	602.00	86,507,400
資生堂	133,400	6,137.00	818,675,800
ライオン	76,600	1,455.00	111,453,000
高砂香料工業	4,300	2,516.00	10,818,800
マンダム	13,800	1,433.00	19,775,400
ミルボン	9,500	5,810.00	55,195,000
ファンケル	27,900	2,496.00	69,638,400
コーセー	13,000	15,210.00	197,730,000
コタ	5,300	1,655.00	8,771,500
シーボン	2,900	1,600.00	4,640,000
ポーラ・オルビスホールディングス	32,700	1,737.00	56,799,900
ノエビアホールディングス	5,700	5,510.00	31,407,000
アジュバンホールディングス	5,000	1,010.00	5,050,000
新日本製薬	3,600	1,419.00	5,108,400
エステー	4,900	1,548.00	7,585,200

アグロ カネショウ	2,800	1,533.00	4,292,400
コニシ	10,700	1,814.00	19,409,800
長谷川香料	13,200	2,965.00	39,138,000
星光PMC	8,900	542.00	4,823,800
小林製薬	18,600	8,190.00	152,334,000
荒川化学工業	5,400	1,003.00	5,416,200
メック	5,300	2,166.00	11,479,800
日本高純度化学	2,000	2,451.00	4,902,000
タカラバイオ	17,200	1,753.00	30,151,600
JCU	7,200	3,050.00	21,960,000
新田ゼラチン	500	828.00	414,000
OATアグリオ	2,800	1,445.00	4,046,000
デクセリアルズ	18,400	2,693.00	49,551,200
アース製薬	5,800	4,855.00	28,159,000
北興化学工業	6,400	825.00	5,280,000
大成ラミック	2,000	2,883.00	5,766,000
クミアイ化学工業	25,400	872.00	22,148,800
日本農薬	11,700	701.00	8,201,700
ニチレキ	7,500	1,401.00	10,507,500
ユシロ化学工業	6,200	837.00	5,189,400
富士石油	18,700	258.00	4,824,600
MORESCO	800	1,220.00	976,000
出光興産	70,900	3,090.00	219,081,000
ENEOSホールディングス	1,154,000	471.10	543,649,400
コスモエネルギーホールディングス	25,300	4,115.00	104,109,500
テスホールディングス	6,700	1,062.00	7,115,400
インフロニア・ホールディングス	65,500	1,035.00	67,792,500
横浜ゴム	36,300	2,573.00	93,399,900
TOYO TIRE	36,700	1,628.00	59,747,600
ブリヂストン	204,000	5,204.00	1,061,616,000
住友ゴム工業	62,600	1,247.00	78,062,200
藤倉コンポジット	2,600	992.00	2,579,200
オカモト	3,600	3,905.00	14,058,000
アキレス	4,200	1,247.00	5,237,400
フコク	4,600	1,050.00	4,830,000
ニッタ	6,500	2,968.00	19,292,000
住友理工	12,400	719.00	8,915,600
三ツ星ベルト	9,300	3,945.00	36,688,500
バンドー化学	10,100	1,023.00	10,332,300
AGC	65,000	5,070.00	329,550,000
日本板硝子	32,600	729.00	23,765,400
有沢製作所	10,500	1,390.00	14,595,000
日本電気硝子	26,100	2,564.00	66,920,400
オハラ	4,700	1,192.00	5,602,400
住友大阪セメント	9,000	3,855.00	34,695,000
太平洋セメント	40,700	2,508.00	102,075,600
日本ヒューム	7,500	677.00	5,077,500
日本コンクリート工業	21,900	234.00	5,124,600
三谷セキサン	2,700	4,265.00	11,515,500
アジアパイルホールディングス	10,000	648.00	6,480,000

東海カーボン	53,600	1,280.00	68,608,000
日本カーボン	3,700	4,145.00	15,336,500
東洋炭素	4,000	4,550.00	18,200,000
ノリタケカンパニーリミテド	3,200	4,520.00	14,464,000
TOTO	42,100	4,615.00	194,291,500
日本碍子	75,600	1,816.00	137,289,600
日本特殊陶業	48,600	2,749.00	133,601,400
MARUWA	2,400	17,180.00	41,232,000
品川リフラクトリーズ	1,800	4,355.00	7,839,000
黒崎播磨	1,300	6,350.00	8,255,000
ヨータイ	4,300	1,490.00	6,407,000
ニッカトー	5,200	571.00	2,969,200
フジインコーポレーテッド	5,100	6,400.00	32,640,000
クニミネ工業	900	901.00	810,900
ニチアス	16,100	2,604.00	41,924,400
日本製鉄	294,200	3,078.00	905,547,600
神戸製鋼所	132,200	899.00	118,847,800
中山製鋼所	13,500	1,121.00	15,133,500
合同製鐵	3,300	3,445.00	11,368,500
JFEホールディングス	175,600	1,739.00	305,368,400
東京製鐵	18,500	1,519.00	28,101,500
共英製鋼	7,500	1,583.00	11,872,500
大和工業	10,800	5,380.00	58,104,000
東京鐵鋼	3,400	1,835.00	6,239,000
大阪製鐵	4,200	1,380.00	5,796,000
淀川製鋼所	7,500	2,682.00	20,115,000
丸一鋼管	20,000	2,860.00	57,200,000
大同特殊鋼	8,300	5,440.00	45,152,000
日本高周波鋼業	15,200	349.00	5,304,800
日本冶金工業	4,800	4,515.00	21,672,000
山陽特殊製鋼	6,500	2,698.00	17,537,000
愛知製鋼	3,800	2,369.00	9,002,200
大平洋金属	4,700	2,024.00	9,512,800
新日本電工	42,000	373.00	15,666,000
栗本鐵工所	3,200	2,087.00	6,678,400
日本製鋼所	17,700	2,615.00	46,285,500
三菱製鋼	4,900	1,215.00	5,953,500
日亜鋼業	18,500	273.00	5,050,500
日本精線	1,100	4,630.00	5,093,000
エンビプロ・ホールディングス	300	755.00	226,500
大紀アルミニウム工業所	9,400	1,449.00	13,620,600
日本軽金属ホールディングス	17,700	1,473.00	26,072,100
三井金属鉱業	19,200	3,460.00	66,432,000
東邦亜鉛	3,900	2,144.00	8,361,600
三菱マテリアル	43,900	2,188.00	96,053,200
住友金属鉱山	76,200	5,343.00	407,136,600
DOWAホールディングス	14,800	4,545.00	67,266,000
古河機械金属	9,600	1,413.00	13,564,800
大阪チタニウムテクノロジーズ	9,700	2,989.00	28,993,300
東邦チタニウム	11,900	2,116.00	25,180,400

UACJ	9,300	2,744.00	25,519,200
CKサンエツ	1,600	4,215.00	6,744,000
古河電気工業	21,900	2,439.00	53,414,100
住友電気工業	226,900	1,684.50	382,213,050
フジクラ	70,500	988.00	69,654,000
昭和電線ホールディングス	7,400	1,910.00	14,134,000
タツタ電線	13,400	711.00	9,527,400
平河ビューテック	4,300	1,413.00	6,075,900
いよぎんホールディングス	74,600	822.00	61,321,200
しずおかフィナンシャルグループ	141,700	1,111.00	157,428,700
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	52,800	978.00	51,638,400
リョービ	7,000	1,450.00	10,150,000
アーレスティ	7,800	550.00	4,290,000
アサヒホールディングス	26,600	1,979.00	52,641,400
東洋製罐グループホールディングス	43,500	1,764.00	76,734,000
ホッカンホールディングス	3,500	1,344.00	4,704,000
コロナ	5,400	916.00	4,946,400
横河ブリッジホールディングス	8,700	2,047.00	17,808,900
三和ホールディングス	60,500	1,430.00	86,515,000
文化シャッター	18,900	1,134.00	21,432,600
三協立山	9,200	657.00	6,044,400
アルインコ	5,000	1,067.00	5,335,000
LIXIL	95,700	2,185.00	209,104,500
日本ファイルコン	9,800	456.00	4,468,800
ノーリツ	9,700	1,611.00	15,626,700
長府製作所	6,600	2,100.00	13,860,000
リンナイ	11,900	9,770.00	116,263,000
ユニプレス	11,400	781.00	8,903,400
ダイニチ工業	7,200	674.00	4,852,800
日東精工	9,700	519.00	5,034,300
三洋工業	2,800	1,939.00	5,429,200
岡部	10,600	730.00	7,738,000
ジーテクト	7,300	1,413.00	10,314,900
東プレ	11,600	1,232.00	14,291,200
高周波熱錬	10,700	677.00	7,243,900
東京製綱	5,600	1,243.00	6,960,800
サンコール	2,500	618.00	1,545,000
モリテックスチール	7,200	333.00	2,397,600
パイオラックス	9,100	1,971.00	17,936,100
エイチワン	7,900	633.00	5,000,700
日本発条	58,100	917.00	53,277,700
中央発條	4,500	719.00	3,235,500
三浦工業	26,900	3,345.00	89,980,500
タクマ	19,800	1,365.00	27,027,000
テクノプロ・ホールディングス	43,900	3,545.00	155,625,500
インターワークス	12,900	369.00	4,760,100
アイ・アールジャパンホールディングス	3,400	1,991.00	6,769,400
Keep 技研	4,700	3,720.00	17,484,000
三機サービス	4,800	906.00	4,348,800

イー・ガーディアン	2,500	2,335.00	5,837,500
リブセンス	1,800	260.00	468,000
ジャパンマテリアル	20,000	2,339.00	46,780,000
ベクトル	10,300	1,373.00	14,141,900
ウチヤマホールディングス	15,900	272.00	4,324,800
チャーム・ケア・コーポレーション	5,500	1,136.00	6,248,000
キャリアリンク	2,400	2,411.00	5,786,400
I B J	5,300	834.00	4,420,200
アサンテ	3,200	1,650.00	5,280,000
バリューHR	5,700	1,621.00	9,239,700
M&Aキャピタルパートナーズ	6,000	4,410.00	26,460,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	4,600	1,109.00	5,101,400
シグマクシス・ホールディングス	9,900	1,101.00	10,899,900
ウィルグループ	5,400	1,129.00	6,096,600
メドピア	5,100	1,334.00	6,803,400
リクルートホールディングス	484,700	3,780.00	1,832,166,000
エラン	8,700	1,052.00	9,152,400
ツガミ	14,300	1,472.00	21,049,600
オークマ	6,500	5,240.00	34,060,000
芝浦機械	6,400	2,943.00	18,835,200
アマダ	102,600	1,213.00	124,453,800
アイダエンジニアリング	13,200	791.00	10,441,200
TAKI SAWA	4,000	1,145.00	4,580,000
FUJI	28,000	2,054.00	57,512,000
牧野フライス製作所	7,200	4,720.00	33,984,000
オーエスジー	30,700	1,940.00	59,558,000
ダイジェット工業	5,300	836.00	4,430,800
旭ダイヤモンド工業	18,000	772.00	13,896,000
DMG森精機	39,000	2,159.00	84,201,000
ソディック	17,700	747.00	13,221,900
ディスコ	10,300	39,800.00	409,940,000
日東工器	3,200	1,710.00	5,472,000
日進工具	5,400	1,064.00	5,745,600
パンチ工業	10,500	447.00	4,693,500
日本郵政	858,000	1,237.00	1,061,346,000
ベルシステム24ホールディングス	8,800	1,491.00	13,120,800
鎌倉新書	7,400	1,058.00	7,829,200
SMN	8,300	461.00	3,826,300
エアトリ	4,200	2,462.00	10,340,400
アトラエ	5,100	989.00	5,043,900
ストライク	3,200	3,980.00	12,736,000
ソラスト	18,000	689.00	12,402,000
インソース	16,200	1,294.00	20,962,800
豊田自動織機	46,600	7,750.00	361,150,000
東洋機械金属	7,200	570.00	4,104,000
エンシュウ	5,600	704.00	3,942,400
島精機製作所	10,200	1,825.00	18,615,000
オプトラン	9,500	2,127.00	20,206,500
NCホールディングス	2,200	1,872.00	4,118,400

イワキ	4,300	1,295.00	5,568,500
フリー	6,700	1,223.00	8,194,100
ヤマシンフィルタ	15,300	402.00	6,150,600
日阪製作所	6,200	937.00	5,809,400
やまびこ	10,500	1,260.00	13,230,000
野村マイクロ・サイエンス	2,200	4,265.00	9,383,000
平田機工	3,100	6,500.00	20,150,000
ペガサスミシン製造	7,100	677.00	4,806,700
マルマエ	3,400	1,903.00	6,470,200
タツモ	3,600	1,668.00	6,004,800
ナブテスコ	40,400	3,475.00	140,390,000
三井海洋開発	8,100	1,516.00	12,279,600
レオン自動機	6,800	1,229.00	8,357,200
SMC	20,900	65,760.00	1,374,384,000
ホソカワミクロン	4,900	2,646.00	12,965,400
ユニオンツール	2,800	3,220.00	9,016,000
オイレス工業	9,000	1,637.00	14,733,000
日精イー・エス・ビー機械	3,000	4,325.00	12,975,000
サトーホールディングス	9,100	2,291.00	20,848,100
技研製作所	6,700	2,805.00	18,793,500
日本エアテック	4,100	1,092.00	4,477,200
カワタ	4,900	872.00	4,272,800
日精樹脂工業	5,300	976.00	5,172,800
小松製作所	301,400	3,327.00	1,002,757,800
住友重機械工業	38,100	3,010.00	114,681,000
日立建機	25,600	3,110.00	79,616,000
日工	9,500	626.00	5,947,000
巴工業	2,800	2,432.00	6,809,600
井関農機	6,000	1,189.00	7,134,000
TOWA	6,600	1,843.00	12,163,800
北川鉄工所	4,200	1,120.00	4,704,000
シンニッタン	14,800	262.00	3,877,600
ローツェ	3,400	10,210.00	34,714,000
タカキタ	9,600	443.00	4,252,800
クボタ	340,400	2,088.00	710,755,200
荏原実業	3,100	2,871.00	8,900,100
三菱化工機	2,400	2,230.00	5,352,000
月島機械	8,700	1,117.00	9,717,900
帝国電機製作所	4,700	2,606.00	12,248,200
新東工業	13,000	759.00	9,867,000
澁谷工業	6,000	2,426.00	14,556,000
アイチコーポレーション	9,100	787.00	7,161,700
小森コーポレーション	14,900	892.00	13,290,800
鶴見製作所	4,900	1,987.00	9,736,300
荏原製作所	26,400	5,530.00	145,992,000
石井鐵工所	1,700	2,306.00	3,920,200
西島製作所	5,500	1,520.00	8,360,000
北越工業	6,500	1,382.00	8,983,000
ダイキン工業	76,800	23,585.00	1,811,328,000
オルガノ	8,800	3,370.00	29,656,000

トーヨーカネツ	2,400	2,678.00	6,427,200
栗田工業	36,000	5,970.00	214,920,000
椿本チエイン	9,100	3,150.00	28,665,000
大同工業	3,900	766.00	2,987,400
日機装	15,900	934.00	14,850,600
木村化工機	6,800	729.00	4,957,200
レイズネクスト	9,000	1,364.00	12,276,000
アネスト岩田	10,900	910.00	9,919,000
ダイフク	33,200	7,140.00	237,048,000
サムコ	2,100	3,445.00	7,234,500
加藤製作所	6,000	921.00	5,526,000
タダノ	33,900	1,025.00	34,747,500
フジテック	23,500	3,240.00	76,140,000
CKD	17,800	2,025.00	36,045,000
平和	21,400	2,474.00	52,943,600
理想科学工業	5,700	2,381.00	13,571,700
SANKYO	12,700	5,530.00	70,231,000
日本金銭機械	7,100	1,271.00	9,024,100
マースグループホールディングス	3,800	2,430.00	9,234,000
フクシマガリレイ	4,800	4,290.00	20,592,000
ダイコク電機	3,500	2,606.00	9,121,000
竹内製作所	11,700	3,010.00	35,217,000
アマノ	18,300	2,480.00	45,384,000
JUKI	10,000	641.00	6,410,000
ジャノメ	8,500	611.00	5,193,500
ブラザー工業	85,900	2,020.00	173,518,000
マックス	7,900	2,159.00	17,056,100
モリタホールディングス	11,200	1,192.00	13,350,400
グローリー	16,700	2,743.00	45,808,100
新晃工業	6,500	1,558.00	10,127,000
大和冷機工業	9,900	1,269.00	12,563,100
セガサミーホールディングス	51,700	2,342.00	121,081,400
リケン	2,500	2,633.00	6,582,500
TPR	7,500	1,394.00	10,455,000
ツバキ・ナカシマ	15,900	949.00	15,089,100
ホシザキ	41,500	4,675.00	194,012,500
大豊工業	7,900	648.00	5,119,200
日本精工	118,200	755.00	89,241,000
NTN	126,800	340.00	43,112,000
ジェイテクト	57,200	1,025.00	58,630,000
不二越	4,700	3,845.00	18,071,500
ミネベアミツミ	111,900	2,411.00	269,790,900
日本トムソン	15,800	591.00	9,337,800
THK	37,100	2,879.00	106,810,900
ユーシン精機	7,300	732.00	5,343,600
前澤給装工業	5,200	975.00	5,070,000
イーグル工業	7,100	1,184.00	8,406,400
日本ピラー工業	6,000	3,365.00	20,190,000
キッツ	23,700	874.00	20,713,800
日立製作所	322,900	7,003.00	2,261,268,700

東芝	123,800	4,311.00	533,701,800
三菱電機	664,800	1,545.50	1,027,448,400
富士電機	39,100	5,190.00	202,929,000
東洋電機製造	5,300	886.00	4,695,800
安川電機	76,200	5,020.00	382,524,000
シンフォニアテクノロジー	7,100	1,665.00	11,821,500
明電舎	9,800	1,935.00	18,963,000
オリジン	1,600	1,286.00	2,057,600
山洋電気	2,800	5,690.00	15,932,000
デンヨー	4,900	1,580.00	7,742,000
PHCホールディングス	8,900	1,431.00	12,735,900
ソシオネクスト	6,600	8,240.00	54,384,000
ペイカレント・コンサルティング	51,800	5,610.00	290,598,000
Orchestra Holdings	2,800	1,845.00	5,166,000
アイモバイル	4,200	1,218.00	5,115,600
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	23,300	2,003.00	46,669,900
GAMEWITH	10,800	325.00	3,510,000
ウェルビー	6,600	662.00	4,369,200
ミダックホールディングス	4,000	2,684.00	10,736,000
キュービーネットホールディングス	3,600	1,447.00	5,209,200
RPAホールディングス	18,500	343.00	6,345,500
三櫻工業	9,700	691.00	6,702,700
マキタ	80,000	3,495.00	279,600,000
東芝テック	9,600	3,825.00	36,720,000
芝浦メカトロニクス	1,200	13,310.00	15,972,000
マブチモーター	16,000	3,770.00	60,320,000
日本電産	156,200	6,878.00	1,074,343,600
トレックス・セミコンダクター	3,000	2,502.00	7,506,000
東光高岳	3,900	2,080.00	8,112,000
ダブル・スコープ	21,000	1,275.00	26,775,000
ダイヘン	5,800	4,375.00	25,375,000
ヤーマン	12,500	1,455.00	18,187,500
JVCケンウッド	58,600	388.00	22,736,800
IPEX	4,100	1,230.00	5,043,000
日新電機	15,400	1,696.00	26,118,400
大崎電気工業	15,300	540.00	8,262,000
オムロン	58,900	7,105.00	418,484,500
日東工業	8,700	2,642.00	22,985,400
IDEC	9,500	3,305.00	31,397,500
不二電機工業	4,100	1,130.00	4,633,000
ジーエス・ユアサコーポレーション	21,100	2,485.00	52,433,500
サクサホールディングス	3,800	1,485.00	5,643,000
メルコホールディングス	1,700	3,355.00	5,703,500
テクノメディカ	2,900	1,714.00	4,970,600
日本電気	91,000	4,760.00	433,160,000
富士通	64,100	17,465.00	1,119,506,500
沖電気工業	29,100	725.00	21,097,500
岩崎通信機	6,000	785.00	4,710,000

電気興業	2,600	2,173.00	5,649,800
サンケン電気	6,000	8,850.00	53,100,000
アイホン	3,900	1,968.00	7,675,200
ルネサスエレクトロニクス	419,700	1,702.00	714,329,400
セイコーエプソン	85,700	1,871.00	160,344,700
ワコム	50,900	656.00	33,390,400
アルバック	15,300	5,180.00	79,254,000
E I Z O	4,700	3,715.00	17,460,500
ジャパンディスプレイ	247,000	41.00	10,127,000
日本信号	14,600	1,038.00	15,154,800
京三製作所	13,500	411.00	5,548,500
能美防災	8,700	1,647.00	14,328,900
ホーチキ	4,800	1,463.00	7,022,400
星和電機	10,400	467.00	4,856,800
エレコム	15,400	1,312.00	20,204,800
パナソニック ホールディングス	759,800	1,181.50	897,703,700
シャープ	77,500	967.00	74,942,500
アンリツ	45,300	1,252.00	56,715,600
富士通ゼネラル	18,200	3,780.00	68,796,000
ソニーグループ	450,500	11,350.00	5,113,175,000
TDK	101,800	4,545.00	462,681,000
帝国通信工業	3,500	1,449.00	5,071,500
タムラ製作所	27,600	759.00	20,948,400
アルプスアルパイン	57,400	1,421.00	81,565,400
池上通信機	8,000	612.00	4,896,000
日本電波工業	7,700	1,401.00	10,787,700
メイコー	7,000	2,771.00	19,397,000
ローランド ディー. ジー.	3,600	3,115.00	11,214,000
フォスター電機	6,000	981.00	5,886,000
SMK	2,100	2,536.00	5,325,600
ヨコオ	5,100	2,018.00	10,291,800
ホシデン	15,400	1,725.00	26,565,000
ヒロセ電機	10,700	17,140.00	183,398,000
日本航空電子工業	13,200	2,278.00	30,069,600
TOA	7,400	790.00	5,846,000
マクセル	14,000	1,470.00	20,580,000
古野電気	8,400	947.00	7,954,800
スミダコーポレーション	5,900	1,638.00	9,664,200
アイコム	2,500	2,557.00	6,392,500
リオン	2,700	1,853.00	5,003,100
横河電機	70,400	2,049.00	144,249,600
新電元工業	2,500	3,500.00	8,750,000
アズビル	44,500	3,555.00	158,197,500
東亜ディーケーケー	5,400	787.00	4,249,800
日本光電工業	29,400	3,420.00	100,548,000
共和電業	11,800	335.00	3,953,000
日本電子材料	4,200	1,483.00	6,228,600
堀場製作所	14,200	7,160.00	101,672,000
アドバンテスト	50,200	10,090.00	506,518,000
小野測器	11,300	421.00	4,757,300

エスベック	5,100	1,998.00	10,189,800
キーエンス	63,700	57,850.00	3,685,045,000
日置電機	3,300	7,850.00	25,905,000
シスメックス	54,900	8,148.00	447,325,200
日本マイクロニクス	10,500	1,292.00	13,566,000
メガチップス	5,200	2,835.00	14,742,000
OBARA GROUP	3,000	3,890.00	11,670,000
澤藤電機	3,300	1,143.00	3,771,900
デンソー	131,400	7,423.00	975,382,200
原田工業	5,500	862.00	4,741,000
コーセル	8,500	1,105.00	9,392,500
イリソ電子工業	5,900	4,700.00	27,730,000
オブテックスグループ	11,700	2,043.00	23,903,100
千代田インテグレ	2,200	2,187.00	4,811,400
レーザーテック	31,400	22,155.00	695,667,000
スタンレー電気	45,300	2,858.00	129,467,400
岩崎電気	2,100	4,445.00	9,334,500
ウシオ電機	33,300	1,595.00	53,113,500
岡谷電機産業	100	292.00	29,200
日本セラミック	6,500	2,725.00	17,712,500
遠藤照明	6,300	817.00	5,147,100
古河電池	4,700	1,152.00	5,414,400
山一電機	5,600	1,801.00	10,085,600
図研	5,500	3,460.00	19,030,000
日本電子	16,000	4,045.00	64,720,000
カシオ計算機	47,400	1,339.00	63,468,600
ファナック	62,500	22,450.00	1,403,125,000
日本シイエムケイ	13,500	504.00	6,804,000
エンプラス	1,900	4,035.00	7,666,500
大真空	7,800	757.00	5,904,600
ローム	29,400	10,450.00	307,230,000
浜松ホトニクス	51,100	6,660.00	340,326,000
三井ハイテック	6,600	6,800.00	44,880,000
新光電気工業	22,500	3,680.00	82,800,000
京セラ	98,900	6,740.00	666,586,000
太陽誘電	31,000	4,150.00	128,650,000
村田製作所	193,100	7,433.00	1,435,312,300
双葉電子工業	12,100	557.00	6,739,700
日東電工	46,400	8,410.00	390,224,000
北陸電気工業	3,900	1,393.00	5,432,700
東海理化電機製作所	18,000	1,572.00	28,296,000
ニチコン	13,000	1,312.00	17,056,000
日本ケミコン	6,300	2,130.00	13,419,000
KOA	9,600	1,881.00	18,057,600
三井E&Sホールディングス	29,200	433.00	12,643,600
日立造船	52,700	904.00	47,640,800
三菱重工業	112,500	5,033.00	566,212,500
川崎重工業	48,000	2,996.00	143,808,000
IHI	40,600	3,650.00	148,190,000
名村造船所	16,300	400.00	6,520,000

マネジメントソリューションズ	3,600	3,635.00	13,086,000
プロレド・パートナーズ	10,300	539.00	5,551,700
and factory	11,700	361.00	4,223,700
カーブスホールディングス	20,100	772.00	15,517,200
フォーラムエンジニアリング	5,800	904.00	5,243,200
日本車輛製造	2,500	1,944.00	4,860,000
三菱ロジスネクスト	10,200	852.00	8,690,400
フルサト・マルカホールディングス	6,700	2,978.00	19,952,600
ヤマエグループホールディングス	3,800	1,671.00	6,349,800
FPG	25,500	1,199.00	30,574,500
島根銀行	9,900	527.00	5,217,300
じもとホールディングス	8,400	442.00	3,712,800
全国保証	16,500	5,280.00	87,120,000
めぶきフィナンシャルグループ	311,200	369.00	114,832,800
ジャパンインベストメントアドバイザー	5,100	1,047.00	5,339,700
東京きらぼしフィナンシャルグループ	8,000	3,030.00	24,240,000
九州フィナンシャルグループ	110,400	517.00	57,076,800
かんぽ生命保険	76,200	2,418.00	184,251,600
ゆうちょ銀行	178,600	1,219.00	217,713,400
富山第一銀行	15,600	668.00	10,420,800
コンコルディア・フィナンシャルグループ	345,700	579.00	200,160,300
ジェイリース	2,100	2,345.00	4,924,500
西日本フィナンシャルホールディングス	39,700	1,149.00	45,615,300
イントラスト	4,200	902.00	3,788,400
アルヒ	7,700	1,134.00	8,731,800
プレミアグループ	10,600	1,565.00	16,589,000
日産自動車	904,700	537.80	486,547,660
いすゞ自動車	185,200	1,646.00	304,839,200
トヨタ自動車	3,497,000	1,890.00	6,609,330,000
日野自動車	82,100	575.00	47,207,500
三菱自動車工業	248,400	535.00	132,894,000
エフテック	1,400	614.00	859,600
武蔵精密工業	15,600	1,820.00	28,392,000
日産車体	11,200	885.00	9,912,000
新明和工業	20,000	1,135.00	22,700,000
極東開発工業	11,200	1,474.00	16,508,800
トピー工業	5,200	1,857.00	9,656,400
ティラド	1,900	2,275.00	4,322,500
曙ブレーキ工業	38,900	147.00	5,718,300
タチエス	10,100	1,252.00	12,645,200
NOK	24,700	1,315.00	32,480,500
フタバ産業	17,100	423.00	7,233,300
KYB	6,100	3,670.00	22,387,000
大同メタル工業	12,400	517.00	6,410,800
プレス工業	28,400	467.00	13,262,800
ミクニ	13,600	345.00	4,692,000
太平洋工業	14,600	1,158.00	16,906,800

アイシン	49,100	3,775.00	185,352,500
マツダ	210,700	1,195.00	251,786,500
今仙電機製作所	2,500	789.00	1,972,500
本田技研工業	517,700	3,533.00	1,829,034,100
スズキ	117,000	4,777.00	558,909,000
SUBARU	201,500	2,212.00	445,718,000
ヤマハ発動機	100,100	3,410.00	341,341,000
小糸製作所	76,600	2,310.00	176,946,000
エクセディ	10,400	1,821.00	18,938,400
ミツバ	11,900	510.00	6,069,000
豊田合成	18,600	2,175.00	40,455,000
愛三工業	10,500	909.00	9,544,500
盟和産業	4,800	956.00	4,588,800
ヨロズ	7,200	756.00	5,443,200
エフ・シー・シー	11,300	1,494.00	16,882,200
シマノ	26,100	21,595.00	563,629,500
テイ・エス テック	29,200	1,747.00	51,012,400
三十三フィナンシャルグループ	5,600	1,739.00	9,738,400
第四北越フィナンシャルグループ	9,800	3,300.00	32,340,000
ひろぎんホールディングス	81,800	698.00	57,096,400
マーキュリアホールディングス	4,700	771.00	3,623,700
おきなわフィナンシャルグループ	6,000	2,352.00	14,112,000
ダイレクトマーケティングミックス	7,500	1,612.00	12,090,000
ポピンズ	3,200	1,872.00	5,990,400
LITALICO	5,100	2,500.00	12,750,000
十六フィナンシャルグループ	8,200	3,255.00	26,691,000
北國フィナンシャルホールディングス	5,300	4,300.00	22,790,000
ネットプロテクションズホールディングス	20,700	569.00	11,778,300
プロクレアホールディングス	7,700	2,358.00	18,156,600
あいちフィナンシャルグループ	8,800	2,404.00	21,155,200
ジャムコ	3,500	1,770.00	6,195,000
小野建	6,200	1,517.00	9,405,400
はるやまホールディングス	11,000	447.00	4,917,000
南陽	2,500	2,034.00	5,085,000
ノジマ	22,000	1,314.00	28,908,000
佐島電機	4,200	1,618.00	6,795,600
カッパ・クリエイト	10,600	1,433.00	15,189,800
伯東	3,900	4,865.00	18,973,500
コンドーテック	5,200	1,060.00	5,512,000
中山福	14,500	345.00	5,002,500
ライトオン	6,600	562.00	3,709,200
ナガイレーベン	8,500	1,962.00	16,677,000
三菱食品	6,200	3,295.00	20,429,000
良品計画	86,900	1,401.00	121,746,900
松田産業	5,100	2,271.00	11,582,100
第一興商	13,000	4,230.00	54,990,000
メディバルホールディングス	69,900	1,774.00	124,002,600
アドヴァングループ	6,400	914.00	5,849,600
SPK	3,500	1,519.00	5,316,500

萩原電気ホールディングス	2,600	2,747.00	7,142,200
アルビス	2,200	2,401.00	5,282,200
アズワン	9,900	5,670.00	56,133,000
スズデン	2,400	2,668.00	6,403,200
シモジマ	5,200	1,008.00	5,241,600
ドウシシャ	7,100	1,784.00	12,666,400
小津産業	2,600	1,708.00	4,440,800
コナカ	14,200	360.00	5,112,000
高速	3,500	1,928.00	6,748,000
ハウス オブ ローゼ	2,900	1,645.00	4,770,500
G-7ホールディングス	8,400	1,440.00	12,096,000
イオン北海道	10,000	885.00	8,850,000
コジマ	13,000	558.00	7,254,000
ヒマラヤ	4,900	946.00	4,635,400
コーナン商事	9,100	3,320.00	30,212,000
ネットワンシステムズ	23,800	3,185.00	75,803,000
エコス	2,600	1,866.00	4,851,600
ワタミ	8,100	898.00	7,273,800
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	151,100	2,527.00	381,829,700
丸文	6,000	1,394.00	8,364,000
西松屋チェーン	14,900	1,568.00	23,363,200
ゼンショーホールディングス	36,900	3,790.00	139,851,000
ハビネット	5,700	1,843.00	10,505,100
橋本総業ホールディングス	4,700	1,122.00	5,273,400
日本ライフライン	19,700	915.00	18,025,500
サイゼリヤ	11,200	2,996.00	33,555,200
VTホールディングス	25,600	506.00	12,953,600
アルゴグラフィックス	5,900	3,765.00	22,213,500
魚力	2,300	2,152.00	4,949,600
IDOM	20,400	867.00	17,686,800
日本エム・ディ・エム	5,700	1,030.00	5,871,000
フジ・コーポレーション	3,800	1,244.00	4,727,200
ユナイテッドアローズ	7,200	1,732.00	12,470,400
進和	4,500	2,108.00	9,486,000
ダイトロン	2,700	2,478.00	6,690,600
ハイデイ日高	10,000	2,027.00	20,270,000
シークス	9,600	1,495.00	14,352,000
コロワイド	31,000	1,860.00	57,660,000
ピーシーデポコーポレーション	17,800	300.00	5,340,000
田中商事	8,300	600.00	4,980,000
オーハシテクニカ	3,400	1,566.00	5,324,400
壺番屋	5,300	4,670.00	24,751,000
白銅	2,400	2,595.00	6,228,000
スギホールディングス	13,600	5,690.00	77,384,000
薬王堂ホールディングス	3,800	2,448.00	9,302,400
島津製作所	77,600	3,835.00	297,596,000
JMS	9,700	518.00	5,024,600
長野計器	4,600	1,197.00	5,506,200
ブイ・テクノロジー	3,100	2,486.00	7,706,600

スター精密	12,100	1,637.00	19,807,700
東京計器	4,900	1,296.00	6,350,400
愛知時計電機	3,600	1,450.00	5,220,000
インターアクション	3,900	1,456.00	5,678,400
オーバル	6,800	478.00	3,250,400
東京精密	14,000	4,945.00	69,230,000
マニー	28,000	1,868.00	52,304,000
ニコン	99,000	1,277.00	126,423,000
トプコン	33,500	1,702.00	57,017,000
オリンパス	398,100	2,302.50	916,625,250
理研計器	4,000	5,030.00	20,120,000
SCREENホールディングス	10,900	10,360.00	112,924,000
キヤノン電子	7,000	1,755.00	12,285,000
タムロン	4,800	3,180.00	15,264,000
HOYA	136,000	13,310.00	1,810,160,000
シード	2,600	565.00	1,469,000
ノーリツ鋼機	6,000	2,156.00	12,936,000
A&Dホロンホールディングス	9,300	1,282.00	11,922,600
朝日インテック	84,100	2,343.00	197,046,300
キヤノン	349,400	2,966.50	1,036,495,100
リコー	159,700	1,078.00	172,156,600
シチズン時計	70,000	866.00	60,620,000
リズム	1,200	1,540.00	1,848,000
メニコン	21,900	2,862.00	62,677,800
KYORITSU	25,700	127.00	3,263,900
スノーピーク	10,900	2,117.00	23,075,300
パラマウントベッドホールディングス	14,700	2,389.00	35,118,300
トランザクション	4,900	1,479.00	7,247,100
粧美堂	2,200	376.00	827,200
ニホンフラッシュ	6,000	944.00	5,664,000
前田工織	6,900	3,315.00	22,873,500
永大産業	18,700	221.00	4,132,700
アートネイチャー	6,600	749.00	4,943,400
バンダイナムコホールディングス	58,200	8,540.00	497,028,000
アイフイスジャパン	7,000	601.00	4,207,000
SHOEI	6,700	5,170.00	34,639,000
フランスベッドホールディングス	7,900	992.00	7,836,800
マーベラス	10,400	721.00	7,498,400
パイロットコーポレーション	10,000	4,370.00	43,700,000
萩原工業	4,300	1,216.00	5,228,800
エイベックス	10,900	1,604.00	17,483,600
フジシールインターナショナル	12,900	1,620.00	20,898,000
タカラトミー	29,400	1,309.00	38,484,600
広済堂ホールディングス	4,300	2,348.00	10,096,400
レック	9,100	933.00	8,490,300
プロネクサス	5,300	982.00	5,204,600
大建工業	3,900	2,142.00	8,353,800
きもと	5,500	201.00	1,105,500
凸版印刷	83,300	2,494.00	207,750,200
大日本印刷	75,600	3,675.00	277,830,000

共同印刷	1,800	2,956.00	5,320,800
N I S S H A	12,100	1,845.00	22,324,500
藤森工業	5,000	3,130.00	15,650,000
TAKARA & COMPANY	4,400	2,174.00	9,565,600
前澤化成工業	4,100	1,383.00	5,670,300
未来工業	3,300	1,499.00	4,946,700
アシックス	58,800	3,220.00	189,336,000
ツツミ	2,500	1,974.00	4,935,000
J S P	4,500	1,595.00	7,177,500
ニチハ	8,000	2,651.00	21,208,000
ローランド	4,700	3,915.00	18,400,500
エフピコ	12,100	3,510.00	42,471,000
小松ウオール工業	2,700	1,946.00	5,254,200
ヤマハ	40,100	5,110.00	204,911,000
河合楽器製作所	1,900	2,685.00	5,101,500
ピジョン	40,600	2,122.00	86,153,200
天馬	5,400	2,326.00	12,560,400
兼松サステック	400	2,246.00	898,400
キングジム	5,600	885.00	4,956,000
象印マホービン	19,000	1,648.00	31,312,000
リンテック	12,800	2,216.00	28,364,800
信越ポリマー	11,800	1,366.00	16,118,800
東リ	20,900	277.00	5,789,300
イトーキ	13,100	756.00	9,903,600
任天堂	402,100	5,412.00	2,176,165,200
三菱鉛筆	9,000	1,477.00	13,293,000
松風	2,900	2,081.00	6,034,900
タカラスタンダード	12,300	1,439.00	17,699,700
コクヨ	30,700	1,866.00	57,286,200
ナカバヤシ	9,900	479.00	4,742,100
ニフコ	23,000	3,525.00	81,075,000
グローブライド	5,100	2,566.00	13,086,600
オカムラ	19,200	1,351.00	25,939,200
バルカー	5,300	3,240.00	17,172,000
MUTOHホールディングス	2,400	1,686.00	4,046,400
伊藤忠商事	415,200	4,139.00	1,718,512,800
丸紅	532,000	1,773.00	943,236,000
スクロール	10,000	792.00	7,920,000
ヨンドシーホールディングス	5,800	1,790.00	10,382,000
長瀬産業	31,700	2,065.00	65,460,500
蝶理	3,600	2,566.00	9,237,600
豊田通商	59,000	5,610.00	330,990,000
オンワードホールディングス	41,400	335.00	13,869,000
三共生興	10,200	553.00	5,640,600
兼松	26,200	1,631.00	42,732,200
美津濃	6,300	3,020.00	19,026,000
三井物産	493,000	3,927.00	1,936,011,000
日本紙パルプ商事	3,600	5,260.00	18,936,000
東京エレクトロン	44,900	45,360.00	2,036,664,000
カメイ	7,200	1,452.00	10,454,400

OUGホールディングス	1,700	2,475.00	4,207,500
スターゼン	5,100	2,156.00	10,995,600
セイコーグループ	9,900	2,961.00	29,313,900
山善	18,200	1,048.00	19,073,600
椿本興業	1,200	4,105.00	4,926,000
住友商事	417,300	2,385.50	995,469,150
B I P R O G Y	23,500	2,942.00	69,137,000
内田洋行	3,000	4,750.00	14,250,000
三菱商事	421,300	4,756.00	2,003,702,800
第一実業	2,400	5,210.00	12,504,000
キャノンマーケティングジャパン	15,600	3,060.00	47,736,000
西華産業	3,100	1,693.00	5,248,300
佐藤商事	4,700	1,392.00	6,542,400
菱洋エレクトロ	5,700	2,460.00	14,022,000
東京産業	6,400	775.00	4,960,000
ユアサ商事	6,100	3,655.00	22,295,500
神鋼商事	1,700	5,890.00	10,013,000
阪和興業	12,100	4,035.00	48,823,500
正栄食品工業	4,500	4,180.00	18,810,000
カナデン	5,400	1,102.00	5,950,800
菱電商事	5,400	1,875.00	10,125,000
ニプロ	53,100	1,085.00	57,613,500
岩谷産業	15,300	5,670.00	86,751,000
ナイス	2,900	1,384.00	4,013,600
極東貿易	4,000	1,457.00	5,828,000
アステナホールディングス	11,700	428.00	5,007,600
兼松エレクトロニクス	4,100	6,180.00	25,338,000
三愛オブリ	18,600	1,416.00	26,337,600
稲畑産業	13,600	2,634.00	35,822,400
G S I クレオス	3,900	1,571.00	6,126,900
明和産業	9,000	705.00	6,345,000
クワザワホールディングス	10,600	467.00	4,950,200
ゴールドウイン	11,400	11,480.00	130,872,000
ユニ・チャーム	133,100	5,019.00	668,028,900
デザート	11,000	3,930.00	43,230,000
ワキタ	12,400	1,162.00	14,408,800
ヤマトインターナショナル	17,500	251.00	4,392,500
東邦ホールディングス	16,800	2,183.00	36,674,400
サンゲツ	16,900	2,374.00	40,120,600
ミツウロコグループホールディングス	8,700	1,375.00	11,962,500
シナネンホールディングス	2,200	3,580.00	7,876,000
伊藤忠エネクス	16,700	1,105.00	18,453,500
サンリオ	19,100	4,115.00	78,596,500
サンワ テクノス	3,400	1,975.00	6,715,000
リョーサン	7,100	3,065.00	21,761,500
新光商事	9,100	1,292.00	11,757,200
トーヨー	2,900	1,790.00	5,191,000
三信電気	2,700	2,553.00	6,893,100
東陽テクニカ	7,500	1,315.00	9,862,500
モスフードサービス	9,900	3,055.00	30,244,500

加賀電子	5,500	4,770.00	26,235,000
三益半導体工業	5,900	2,508.00	14,797,200
都築電気	3,700	1,348.00	4,987,600
立花エレテック	4,900	1,880.00	9,212,000
木曾路	10,200	2,184.00	22,276,800
S R S ホールディングス	11,100	913.00	10,134,300
千趣会	12,400	395.00	4,898,000
リテールパートナーズ	10,000	1,313.00	13,130,000
ケーヨー	10,900	894.00	9,744,600
上新電機	6,000	2,000.00	12,000,000
日本瓦斯	36,100	1,870.00	67,507,000
ロイヤルホールディングス	13,100	2,544.00	33,326,400
東天紅	5,400	750.00	4,050,000
いなげや	6,500	1,364.00	8,866,000
チヨダ	6,400	790.00	5,056,000
ライフコーポレーション	5,900	2,784.00	16,425,600
リンガーハット	8,700	2,235.00	19,444,500
M r M a x HD	9,400	679.00	6,382,600
A O K I ホールディングス	12,500	801.00	10,012,500
オークワ	10,800	922.00	9,957,600
コメリ	10,400	2,646.00	27,518,400
青山商事	14,400	953.00	13,723,200
しまむら	7,900	13,100.00	103,490,000
高島屋	50,800	1,855.00	94,234,000
松屋	11,400	1,115.00	12,711,000
エイチ・ツー・オー リテイリング	32,800	1,328.00	43,558,400
近鉄百貨店	2,200	2,424.00	5,332,800
丸井グループ	49,700	2,047.00	101,735,900
クレディセゾン	39,700	1,856.00	73,683,200
アクシアル リテイリング	4,600	3,545.00	16,307,000
イオン	228,400	2,598.00	593,383,200
イズミ	10,200	2,989.00	30,487,800
平和堂	11,300	2,194.00	24,792,200
フジ	10,300	1,825.00	18,797,500
ヤオコー	7,600	6,880.00	52,288,000
ゼビオホールディングス	9,100	1,011.00	9,200,100
ケーズホールディングス	53,600	1,205.00	64,588,000
P A L T A C	10,600	4,935.00	52,311,000
三谷産業	15,700	320.00	5,024,000
日産東京販売ホールディングス	4,800	348.00	1,670,400
S B I 新生銀行	18,500	2,430.00	44,955,000
あおぞら銀行	39,400	2,660.00	104,804,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,982,500	983.20	3,915,594,000
りそなホールディングス	800,600	753.80	603,492,280
三井住友トラスト・ホールディングス	114,000	4,950.00	564,300,000
三井住友フィナンシャルグループ	458,400	5,929.00	2,717,853,600
千葉銀行	174,800	994.00	173,751,200
群馬銀行	121,700	514.00	62,553,800
武蔵野銀行	8,100	2,518.00	20,395,800
千葉興業銀行	14,700	534.00	7,849,800

筑波銀行	27,500	242.00	6,655,000
七十七銀行	20,100	2,452.00	49,285,200
秋田銀行	4,200	1,962.00	8,240,400
山形銀行	7,000	1,301.00	9,107,000
岩手銀行	4,300	2,481.00	10,668,300
東邦銀行	49,600	247.00	12,251,200
ふくおかフィナンシャルグループ	50,100	3,100.00	155,310,000
スルガ銀行	55,300	430.00	23,779,000
八十二銀行	128,700	623.00	80,180,100
山梨中央銀行	6,400	1,372.00	8,780,800
大垣共立銀行	12,000	2,018.00	24,216,000
福井銀行	5,600	1,723.00	9,648,800
清水銀行	3,100	1,580.00	4,898,000
富山銀行	1,100	1,834.00	2,017,400
滋賀銀行	10,400	2,969.00	30,877,600
南都銀行	9,400	2,707.00	25,445,800
百五銀行	59,000	422.00	24,898,000
京都銀行	19,900	6,490.00	129,151,000
紀陽銀行	22,400	1,649.00	36,937,600
ほくほくフィナンシャルグループ	39,900	1,074.00	42,852,600
山陰合同銀行	39,300	861.00	33,837,300
百十四銀行	5,700	2,036.00	11,605,200
四国銀行	10,000	967.00	9,670,000
阿波銀行	9,300	2,277.00	21,176,100
大分銀行	3,800	2,308.00	8,770,400
宮崎銀行	4,100	2,819.00	11,557,900
佐賀銀行	3,700	1,870.00	6,919,000
琉球銀行	14,400	1,121.00	16,142,400
セブン銀行	224,700	272.00	61,118,400
みずほフィナンシャルグループ	907,100	2,128.50	1,930,762,350
山口フィナンシャルグループ	69,300	934.00	64,726,200
芙蓉総合リース	5,800	9,140.00	53,012,000
みずほリース	9,300	3,635.00	33,805,500
東京センチュリー	11,800	4,655.00	54,929,000
SBIホールディングス	90,800	2,964.00	269,131,200
日本証券金融	25,100	1,025.00	25,727,500
アイフル	103,900	369.00	38,339,100
長野銀行	3,600	1,583.00	5,698,800
名古屋銀行	4,200	3,665.00	15,393,000
北洋銀行	95,000	308.00	29,260,000
大光銀行	3,600	1,273.00	4,582,800
愛媛銀行	8,500	972.00	8,262,000
京葉銀行	29,100	659.00	19,176,900
栃木銀行	28,700	334.00	9,585,800
北日本銀行	2,300	2,174.00	5,000,200
東和銀行	11,500	616.00	7,084,000
リコーリース	6,000	4,010.00	24,060,000
イオンフィナンシャルサービス	36,000	1,310.00	47,160,000
アコム	111,900	332.00	37,150,800
ジャックス	6,700	4,405.00	29,513,500

オリエントコーポレーション	16,400	1,175.00	19,270,000
オリックス	419,500	2,418.00	1,014,351,000
三菱HCキャピタル	244,600	704.00	172,198,400
ジャフコ グループ	20,900	2,115.00	44,203,500
九州リースサービス	3,400	905.00	3,077,000
トモニホールディングス	50,700	394.00	19,975,800
大和証券グループ本社	448,500	651.00	291,973,500
野村ホールディングス	1,155,200	572.00	660,774,400
岡三証券グループ	55,100	450.00	24,795,000
丸三証券	20,900	441.00	9,216,900
東洋証券	20,800	342.00	7,113,600
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	68,300	392.00	26,773,600
光世証券	5,100	385.00	1,963,500
水戸証券	23,000	301.00	6,923,000
いちよし証券	11,600	645.00	7,482,000
松井証券	37,000	811.00	30,007,000
SOMPOホールディングス	107,700	5,862.00	631,337,400
日本取引所グループ	176,200	1,977.00	348,347,400
マネックスグループ	70,100	519.00	36,381,900
極東証券	8,500	635.00	5,397,500
岩井コスモホールディングス	7,100	1,379.00	9,790,900
アイザワ証券グループ	9,100	709.00	6,451,900
フィデアホールディングス	6,500	1,486.00	9,659,000
池田泉州ホールディングス	80,300	262.00	21,038,600
アニコム ホールディングス	21,300	553.00	11,778,900
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	127,600	4,461.00	569,223,600
スパークス・グループ	7,000	1,666.00	11,662,000
第一生命ホールディングス	319,300	2,909.50	929,003,350
東京海上ホールディングス	631,600	2,900.00	1,831,640,000
イー・ギャランティ	10,100	2,250.00	22,725,000
アサックス	8,000	621.00	4,968,000
NECキャピタルソリューション	3,100	2,626.00	8,140,600
T&Dホールディングス	168,300	2,137.00	359,657,100
アドバンスクリエイト	3,500	1,166.00	4,081,000
三井不動産	272,600	2,485.50	677,547,300
三菱地所	378,500	1,643.50	622,064,750
平和不動産	10,200	3,590.00	36,618,000
東京建物	59,800	1,584.00	94,723,200
京阪神ビルディング	7,900	1,211.00	9,566,900
住友不動産	113,400	3,136.00	355,622,400
テーオーシー	11,300	638.00	7,209,400
東京楽天地	1,200	4,450.00	5,340,000
レオパレス21	70,700	328.00	23,189,600
スターツコーポレーション	9,100	2,559.00	23,286,900
フジ住宅	8,800	672.00	5,913,600
空港施設	9,200	521.00	4,793,200
ゴールドクレスト	6,000	1,689.00	10,134,000
リログループ	36,400	2,132.00	77,604,800

エスリード	2,900	2,106.00	6,107,400
日神グループホールディングス	11,000	456.00	5,016,000
日本エスコン	14,100	832.00	11,731,200
MIRARTHホールディングス	31,700	371.00	11,760,700
AVANTIA	5,800	798.00	4,628,400
イオンモール	32,500	1,806.00	58,695,000
ファースト住建	4,300	1,084.00	4,661,200
カチタス	16,900	2,642.00	44,649,800
東祥	4,600	1,165.00	5,359,000
トーセイ	10,400	1,443.00	15,007,200
穴吹興産	2,300	2,193.00	5,043,900
サンフロンティア不動産	10,500	1,231.00	12,925,500
FJネクストホールディングス	6,600	995.00	6,567,000
グランディハウス	8,600	584.00	5,022,400
東武鉄道	70,000	2,975.00	208,250,000
相鉄ホールディングス	21,000	2,280.00	47,880,000
東急	178,600	1,615.00	288,439,000
京浜急行電鉄	72,200	1,244.00	89,816,800
小田急電鉄	96,500	1,619.00	156,233,500
京王電鉄	33,700	4,605.00	155,188,500
京成電鉄	41,100	3,815.00	156,796,500
富士急行	7,800	4,155.00	32,409,000
東日本旅客鉄道	108,000	6,821.00	736,668,000
西日本旅客鉄道	81,400	5,184.00	421,977,600
東海旅客鉄道	49,100	15,145.00	743,619,500
西武ホールディングス	77,000	1,382.00	106,414,000
鴻池運輸	10,900	1,471.00	16,033,900
西日本鉄道	17,000	2,382.00	40,494,000
ハマキョウレックス	5,000	3,180.00	15,900,000
サカイ引越センター	3,000	4,365.00	13,095,000
近鉄グループホールディングス	63,600	4,050.00	257,580,000
阪急阪神ホールディングス	84,800	3,785.00	320,968,000
南海電気鉄道	30,400	2,724.00	82,809,600
京阪ホールディングス	26,300	3,320.00	87,316,000
神戸電鉄	1,700	3,175.00	5,397,500
名古屋鉄道	70,300	2,039.00	143,341,700
山陽電気鉄道	4,800	2,176.00	10,444,800
アルプス物流	5,100	1,276.00	6,507,600
トランコム	1,800	6,770.00	12,186,000
ヤマトホールディングス	81,400	2,344.00	190,801,600
山九	16,200	4,925.00	79,785,000
日新	4,800	2,075.00	9,960,000
丸全昭和運輸	3,900	3,060.00	11,934,000
センコーグループホールディングス	33,700	965.00	32,520,500
トナミホールディングス	1,400	3,940.00	5,516,000
ニッコンホールディングス	20,400	2,487.00	50,734,800
日本石油輸送	1,200	2,335.00	2,802,000
福山通運	4,800	3,365.00	16,152,000
セイノーホールディングス	39,600	1,404.00	55,598,400
神奈川中央交通	1,800	3,255.00	5,859,000

AZ-COM丸和ホールディングス	15,300	1,829.00	27,983,700
C&Fロジホールディングス	6,100	1,215.00	7,411,500
日本郵船	170,100	3,358.00	571,195,800
商船三井	112,100	3,455.00	387,305,500
川崎汽船	54,200	3,265.00	176,963,000
NSユニテッド海運	3,500	4,270.00	14,945,000
明治海運	6,200	669.00	4,147,800
飯野海運	23,300	1,020.00	23,766,000
共栄タンカー	600	958.00	574,800
九州旅客鉄道	45,000	2,909.00	130,905,000
SGホールディングス	122,000	2,072.00	252,784,000
NIPPON EXPRESSホールディングス	23,700	7,640.00	181,068,000
日本航空	156,200	2,565.00	400,653,000
ANAホールディングス	173,000	2,781.50	481,199,500
パスコ	1,200	1,419.00	1,702,800
TREホールディングス	13,800	1,506.00	20,782,800
人・夢・技術グループ	2,900	1,523.00	4,416,700
西本Wismettacホールディングス	1,700	3,625.00	6,162,500
Genky Drug Stores	3,300	4,170.00	13,761,000
KPPグループホールディングス	15,700	760.00	11,932,000
ナルミヤ・インターナショナル	5,600	946.00	5,297,600
ブックオフグループホールディングス	4,000	1,274.00	5,096,000
ギフトホールディングス	1,400	4,335.00	6,069,000
三菱倉庫	13,700	3,190.00	43,703,000
三井倉庫ホールディングス	5,900	4,070.00	24,013,000
住友倉庫	17,500	2,108.00	36,890,000
澁澤倉庫	2,500	2,179.00	5,447,500
ヤマタネ	3,000	1,677.00	5,031,000
東陽倉庫	15,600	281.00	4,383,600
乾汽船	8,100	2,055.00	16,645,500
日本トランスシティ	12,800	571.00	7,308,800
中央倉庫	5,100	990.00	5,049,000
安田倉庫	5,200	966.00	5,023,200
上組	30,500	2,666.00	81,313,000
キューソー流通システム	4,200	965.00	4,053,000
東海運	13,300	287.00	3,817,100
エーアイテイー	4,000	1,593.00	6,372,000
内外トランスライン	2,300	2,179.00	5,011,700
日本コンセプト	3,400	1,395.00	4,743,000
TBSホールディングス	32,700	1,752.00	57,290,400
日本テレビホールディングス	56,500	1,132.00	63,958,000
朝日放送グループホールディングス	7,600	669.00	5,084,400
テレビ朝日ホールディングス	15,500	1,475.00	22,862,500
スカパーJSATホールディングス	56,700	501.00	28,406,700
テレビ東京ホールディングス	4,600	2,198.00	10,110,800
日本BS放送	4,800	915.00	4,392,000
ビジョン	8,400	1,564.00	13,137,600
USEN-NEXT HOLDING	5,700	2,551.00	14,540,700

S				
日本通信	58,900	229.00	13,488,100	
日本電信電話	818,400	3,965.00	3,244,956,000	
KDDI	493,600	4,009.00	1,978,842,400	
ソフトバンク	1,026,100	1,534.00	1,574,037,400	
光通信	7,500	20,270.00	152,025,000	
エムティーアイ	9,400	519.00	4,878,600	
GMOインターネットグループ	23,700	2,581.00	61,169,700	
アイドママーケティングコミュニケーション	16,400	287.00	4,706,800	
KADOKAWA	33,800	2,783.00	94,065,400	
学研ホールディングス	10,600	866.00	9,179,600	
ゼンリン	10,900	854.00	9,308,600	
インプレスホールディングス	22,700	200.00	4,540,000	
東京電力ホールディングス	574,100	479.00	274,993,900	
中部電力	234,700	1,444.00	338,906,800	
関西電力	245,900	1,315.00	323,358,500	
中国電力	101,400	705.00	71,487,000	
北陸電力	60,100	576.00	34,617,600	
東北電力	155,700	684.00	106,498,800	
四国電力	54,400	768.00	41,779,200	
九州電力	146,800	757.00	111,127,600	
北海道電力	61,500	491.00	30,196,500	
沖縄電力	14,900	1,074.00	16,002,600	
電源開発	48,000	2,171.00	104,208,000	
エフオン	4,200	608.00	2,553,600	
イーレックス	11,300	2,006.00	22,667,800	
レノバ	16,900	2,184.00	36,909,600	
東京瓦斯	134,600	2,677.00	360,324,200	
大阪瓦斯	129,000	2,153.00	277,737,000	
東邦瓦斯	25,100	2,591.00	65,034,100	
北海道瓦斯	3,800	1,792.00	6,809,600	
広島ガス	14,000	346.00	4,844,000	
西部ガスホールディングス	6,000	1,779.00	10,674,000	
静岡ガス	14,500	1,133.00	16,428,500	
メタウォーター	8,000	1,643.00	13,144,000	
アイネット	3,900	1,266.00	4,937,400	
松竹	3,700	10,900.00	40,330,000	
東宝	40,000	4,710.00	188,400,000	
エイチ・アイ・エス	17,100	2,042.00	34,918,200	
東映	1,800	17,080.00	30,744,000	
ラックランド	2,000	2,885.00	5,770,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	200,400	1,883.00	377,353,200	
共立メンテナンス	11,200	5,190.00	58,128,000	
イチネンホールディングス	6,900	1,282.00	8,845,800	
建設技術研究所	3,400	3,495.00	11,883,000	
スペース	5,300	886.00	4,695,800	
アインホールディングス	9,300	5,680.00	52,824,000	
燦ホールディングス	2,900	2,070.00	6,003,000	
ピー・シー・エー	3,900	1,256.00	4,898,400	

東京アートル	4,000	1,132.00	4,528,000
タナベコンサルティンググループ	7,000	870.00	6,090,000
ビジネスブレイン太田昭和	2,700	2,084.00	5,626,800
ナガワ	1,800	7,680.00	13,824,000
東京都競馬	5,500	3,700.00	20,350,000
カナモト	12,000	2,234.00	26,808,000
D T S	13,600	3,095.00	42,092,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	32,100	6,190.00	198,699,000
シーイーシー	9,000	1,502.00	13,518,000
カプコン	63,500	4,505.00	286,067,500
西尾レントオール	6,100	3,120.00	19,032,000
アイ・エス・ビー	4,300	1,232.00	5,297,600
日本空港ビルデング	22,200	6,430.00	142,746,000
トランス・コスモス	8,100	3,395.00	27,499,500
乃村工藝社	28,600	893.00	25,539,800
ジャステック	4,200	1,235.00	5,187,000
S C S K	52,100	1,932.00	100,657,200
藤田観光	2,900	3,235.00	9,381,500
K N T - C Tホールディングス	3,900	1,713.00	6,680,700
日本管財	6,900	2,569.00	17,726,100
トーカイ	5,800	1,909.00	11,072,200
セコム	66,700	7,903.00	527,130,100
N S W	2,500	2,124.00	5,310,000
セントラル警備保障	3,500	2,474.00	8,659,000
アイネス	4,500	1,349.00	6,070,500
丹青社	12,700	710.00	9,017,000
メイテック	26,100	2,407.00	62,822,700
T K C	11,500	3,615.00	41,572,500
富士ソフト	7,200	7,720.00	55,584,000
応用地質	6,100	2,019.00	12,315,900
船井総研ホールディングス	13,800	2,824.00	38,971,200
N S D	22,800	2,260.00	51,528,000
進学会ホールディングス	14,600	301.00	4,394,600
丸紅建材リース	2,500	1,943.00	4,857,500
コナミグループ	27,300	6,260.00	170,898,000
学究社	2,700	2,011.00	5,429,700
ベネッセホールディングス	24,400	1,993.00	48,629,200
イオンディライト	7,200	2,987.00	21,506,400
ナック	5,200	975.00	5,070,000
福井コンピュータホールディングス	4,400	2,822.00	12,416,800
ダイセキ	13,400	4,000.00	53,600,000
ステップ	2,700	1,781.00	4,808,700
日鉄物産	4,600	9,280.00	42,688,000
泉州電業	3,400	3,600.00	12,240,000
元気寿司	2,100	3,065.00	6,436,500
トラスコ中山	14,100	2,231.00	31,457,100
ヤマダホールディングス	276,300	489.00	135,110,700
オートバックスセブン	23,400	1,443.00	33,766,200
モリト	6,500	987.00	6,415,500

アー克蘭ズ	9,900	1,468.00	14,533,200
ニトリホールディングス	27,300	15,945.00	435,298,500
グルメ杵屋	5,500	1,010.00	5,555,000
愛眼	27,500	169.00	4,647,500
ケーユーホールディングス	3,900	1,465.00	5,713,500
吉野家ホールディングス	26,400	2,355.00	62,172,000
加藤産業	8,200	3,645.00	29,889,000
イノテック	4,200	1,344.00	5,644,800
イエローハット	11,900	1,771.00	21,074,900
松屋フーズホールディングス	3,200	3,985.00	12,752,000
JBC Cホールディングス	4,700	1,925.00	9,047,500
J Kホールディングス	5,300	1,053.00	5,580,900
サガミホールディングス	10,800	1,270.00	13,716,000
日伝	4,000	1,918.00	7,672,000
関西フードマーケット	6,100	1,367.00	8,338,700
ミロク情報サービス	5,800	1,811.00	10,503,800
北沢産業	23,800	264.00	6,283,200
杉本商事	3,000	1,928.00	5,784,000
因幡電機産業	17,500	2,816.00	49,280,000
王将フードサービス	4,400	6,030.00	26,532,000
ミニストップ	4,900	1,410.00	6,909,000
アークス	12,400	2,225.00	27,590,000
バローホールディングス	12,900	1,978.00	25,516,200
東テック	2,200	4,265.00	9,383,000
ミスミグループ本社	101,700	3,140.00	319,338,000
ベルク	3,400	5,540.00	18,836,000
大 庄	4,100	1,039.00	4,259,900
ファーストリテイリング	10,100	81,540.00	823,554,000
ソフトバンクグループ	369,300	5,700.00	2,105,010,000
蔵王産業	2,600	1,995.00	5,187,000
スズケン	21,000	3,545.00	74,445,000
サンドラッグ	25,600	3,680.00	94,208,000
サックスパー ホールディングス	6,400	765.00	4,896,000
ジェコス	5,700	881.00	5,021,700
ヤマザワ	3,400	1,404.00	4,773,600
やまや	1,900	2,605.00	4,949,500
ベルーナ	16,200	689.00	11,161,800
合計	74,409,100		183,241,851,770

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2023年2月21日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	10,972,206
コール・ローン	335,176,021
国債証券	59,834,945,400
未収利息	183,619,440
前払費用	23,663,667
流動資産合計	60,388,376,734
資産合計	60,388,376,734
負債の部	
流動負債	
未払解約金	56,046,150
その他未払費用	380
流動負債合計	56,046,530
負債合計	56,046,530
純資産の部	
元本等	
元本	46,476,547,724
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	13,855,782,480
元本等合計	60,332,330,204
純資産合計	60,332,330,204
負債純資産合計	60,388,376,734

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年2月21日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	41,209,892,650円
同期中追加設定元本額	13,129,226,754円
同期中一部解約元本額	7,862,571,680円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ国内債券インデックスSA (適格機関投資家限定)	1,692,574,894円
DCニッセイ国内債券インデックス	7,708,944,878円
ニッセイ日本バランス (成長型) SA (適格機関投資家限定)	3,264,903円
DCニッセイワールドセレクトファンド (債券重視型)	8,623,915,411円
DCニッセイワールドセレクトファンド (標準型)	13,161,840,957円
DCニッセイワールドセレクトファンド (株式重視型)	3,796,612,466円
ニッセイインデックスバランス (債券重視型) SA (適格機関投資家限定)	16,262,676円
ニッセイインデックスバランス (標準型) SA (適格機関投資家限定)	27,644,800円
ニッセイインデックスバランス (成長型) SA (適格機関投資家限定)	11,104,165円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ国内債券インデックスファンド	6,223,585,973円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド (4資産均等型)	5,210,092,094円
ニッセイ 国内3資産 高値参照型 バランスファンド (安定型)	486,096円
ニッセイ 国内3資産 高値参照型 バランスファンド (積極型)	218,411円
計	46,476,547,724円
2. 受益権の総数	46,476,547,724口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年2月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年2月21日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	△35,196,350
合計	△35,196,350

(注)「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年2月21日から2023年2月21日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年2月21日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2981円 (12,981円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年2月21日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第434回 利付国債(2年)	4,000,000	4,004,280	
	第141回 利付国債(5年)	1,726,000,000	1,730,349,520	

第151回 利付国債(5年)	1,040,000,000	1,034,519,200	
第4回 利付国債(40年)	2,078,000,000	2,412,994,380	
第8回 利付国債(40年)	469,000,000	456,369,830	
第12回 利付国債(40年)	1,088,000,000	786,395,520	
第333回 利付国債(10年)	1,027,000,000	1,034,589,530	
第335回 利付国債(10年)	2,657,000,000	2,680,461,310	
第338回 利付国債(10年)	1,249,000,000	1,260,128,590	
第340回 利付国債(10年)	4,007,000,000	4,049,313,920	
第342回 利付国債(10年)	1,588,000,000	1,591,890,600	
第346回 利付国債(10年)	4,584,000,000	4,577,490,720	
第350回 利付国債(10年)	1,502,000,000	1,490,329,460	
第354回 利付国債(10年)	4,607,000,000	4,534,485,820	
第358回 利付国債(10年)	2,006,000,000	1,959,220,080	
第362回 利付国債(10年)	4,655,000,000	4,487,885,500	
第18回 利付国債(30年)	68,000,000	79,010,560	
第30回 利付国債(30年)	1,729,000,000	2,015,097,630	
第34回 利付国債(30年)	914,000,000	1,050,515,040	
第38回 利付国債(30年)	1,815,000,000	1,965,699,450	
第46回 利付国債(30年)	1,243,000,000	1,271,452,270	
第70回 利付国債(30年)	2,188,000,000	1,790,921,760	
第72回 利付国債(20年)	1,164,000,000	1,203,634,200	
第94回 利付国債(20年)	2,856,000,000	3,083,851,680	
第110回 利付国債(20年)	559,000,000	617,152,770	
第125回 利付国債(20年)	786,000,000	887,936,340	
第134回 利付国債(20年)	525,000,000	580,445,250	
第143回 利付国債(20年)	3,354,000,000	3,648,279,960	
第152回 利付国債(20年)	3,637,000,000	3,768,077,480	

	年)			
	第160回 利付国債(20年)	1,655,000,000	1,583,983,950	
	第176回 利付国債(20年)	2,510,000,000	2,198,458,800	
国債証券	合計	59,290,000,000	59,834,945,400	
合計			59,834,945,400	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2023年2月21日現在

資産の部	
流動資産	
預金	1,652,036,502
金銭信託	428,158,578
コール・ローン	13,079,273,359
株式	580,793,828,552
投資証券	13,364,087,166
派生商品評価勘定	865,699,246
未収入金	197,878,927
未収配当金	634,098,362
差入委託証拠金	8,156,950,535
流動資産合計	619,172,011,227
資産合計	619,172,011,227
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	39,280,205
未払金	8,501,634
未払解約金	1,021,366,946
その他未払費用	9,367
流動負債合計	1,069,158,152
負債合計	1,069,158,152
純資産の部	
元本等	
元本	200,521,891,495
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	417,580,961,580
元本等合計	618,102,853,075
純資産合計	618,102,853,075
負債純資産合計	619,172,011,227

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年2月22日
	至 2023年2月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年2月21日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	182,954,319,928円
同期中追加設定元本額	48,948,200,025円
同期中一部解約元本額	31,380,628,458円
元本の内訳	
ファンド名	
DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）	829,122,485円
DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）	3,792,977,294円
DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）	3,281,796,251円
ニッセイ外国株式インデックスSA（適格機関投資家限定）	2,084,665,776円
ニッセイインデックスバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	1,278,752円
ニッセイインデックスバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	6,806,457円
ニッセイインデックスバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	6,719,281円
ニッセイ外国株式インデックスファンドII（適格機関投資家限定）	643,788,376円

＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ外国株式インデックスファンド	147,304,858,463円
DCニッセイ外国株式インデックス	34,808,752,872円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド (4資産均等型)	2,251,889,758円
DCニッセイターゲットデートファンド2055	314,210,009円
DCニッセイワールドセレクトファンド(安定型)	182,613,895円
DCニッセイターゲットデートファンド2045	360,433,473円
DCニッセイターゲットデートファンド2035	590,601,710円
DCニッセイターゲットデートファンド2025	15,226,654円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド (6資産均等型)	93,606,819円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式)	6,910,182円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート)	9,691,997円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート/債券)	4,004,115円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド (8資産均等型)	21,840,343円
DCニッセイターゲットデートファンド2060	231,573,255円
DCニッセイターゲットデートファンド2050	152,185,436円
DCニッセイターゲットデートファンド2040	318,756,392円
DCニッセイターゲットデートファンド2030	183,106,568円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2020-02(適 格機関投資家限定)	195,530,347円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ世界株式ファンド(GDP型バス ケット)	216,336,125円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2020-09(適 格機関投資家限定)	196,925,377円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2021-01(適 格機関投資家限定)	192,991,454円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2021-05(適 格機関投資家限定)	192,956,613円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2021-08(適 格機関投資家限定)	173,733,702円
ニッセイ先進国株式インデックス(為替ヘッジあり)(ラップ専用)	31,881,129円
ニッセイ先進国株式インデックス(為替ヘッジなし)(ラップ専用)	1,768,864,735円
FWニッセイ先進国株インデックス	38,049,733円
DCニッセイターゲットデートファンド2065	17,205,667円
計	200,521,891,495円
2. 受益権の総数	200,521,891,495口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年2月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年2月21日現在	
	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
株式	22,832,809,346	
投資証券	604,002,687	
合計	23,436,812,033	

(注) 「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2022年11月22日から2023年2月21日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2023年2月21日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建					
アメリカ・ドル	12,185,384,761	—	12,359,901,700	174,516,939	
イギリス・ポンド	9,034,111,493	—	9,178,796,740	144,685,247	
ユーロ	988,974,499	—	995,214,020	6,239,521	
ユーロ	2,162,298,769	—	2,185,890,940	23,592,171	
合計	12,185,384,761	—	12,359,901,700	174,516,939	

(注) 為替予約取引

時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

株式関連

種類	2023年2月21日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引 先物取引 買建					
	22,438,893,971	—	23,090,796,074	651,902,103	
合計	22,438,893,971	—	23,090,796,074	651,902,103	

(注) 株価指数先物取引

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2023年2月21日現在	
1口当たり純資産額	3.0825円
(1万口当たり純資産額)	(30,825円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2023年2月21日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	3M CO	48,882	112.990	5,523,177.18	
	ABBOTT LABORATORIES	154,675	106.740	16,510,009.50	
	ABBVIE INC	156,194	151.310	23,633,714.14	
	ACCENTURE PLC	55,845	277.050	15,471,857.25	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	69,125	77.570	5,362,026.25	
	ADOBE INC	41,309	356.850	14,741,116.65	
	ADVANCE AUTO PARTS	5,302	149.990	795,246.98	
	ADVANCED MICRO DEVICES INC	142,582	78.500	11,192,687.00	
	AERCAP HOLDINGS NV	11,916	61.380	731,404.08	
	AES CORP	59,100	26.230	1,550,193.00	
	AFFIRM HOLDINGS INC	17,283	12.980	224,333.34	
	AFLAC INC	52,836	69.370	3,665,233.32	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	26,135	148.260	3,874,775.10	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	19,619	279.710	5,487,630.49	
	AIRBNB INC-CLASS A	33,472	131.600	4,404,915.20	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	14,051	77.300	1,086,142.30	
	ALBEMARLE CORP	10,342	258.010	2,668,339.42	
	ALCOA CORP	15,807	46.890	741,190.23	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	6,529	316.710	2,067,799.59	
	ALLEGION PLC	7,846	118.600	930,535.60	
	ALLIANT ENERGY CORP	22,173	53.970	1,196,676.81	
	ALLSTATE CORP	23,826	135.050	3,217,701.30	
	ALLY FINANCIAL INC	26,786	31.050	831,705.30	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	10,629	222.790	2,368,034.91	
	ALPHABET INC-CL A	529,403	94.350	49,949,173.05	
	ALPHABET INC-CL C	490,019	94.590	46,350,897.21	
	ALTRIA GROUP INC	159,128	48.070	7,649,282.96	
	AMAZON.COM INC	809,853	97.200	78,717,711.60	
	AMCOR PLC	133,122	11.420	1,520,253.24	
	AMEREN CORPORATION	22,863	87.260	1,995,025.38	
	AMERICAN ELECTRIC POWER CO INC	45,440	92.410	4,199,110.40	
	AMERICAN EXPRESS CO	56,305	177.300	9,982,876.50	

AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	6,310	133.800	844,278.00
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	66,770	60.820	4,060,951.40
AMERICAN WATER WORKS CO INC	16,031	149.610	2,398,397.91
AMERIPRISE FINANCIAL INC	9,505	351.480	3,340,817.40
AMERISOURCEBERGEN CORP	13,810	161.490	2,230,176.90
AMETEK INC	20,362	146.490	2,982,829.38
AMGEN INC	47,260	240.530	11,367,447.80
AMPHENOL CORP-CL A	52,773	81.030	4,276,196.19
ANALOG DEVICES INC	45,526	192.710	8,773,315.46
ANSYS INC	7,671	270.760	2,076,999.96
AON PLC	18,617	310.270	5,776,296.59
APA CORP	28,629	38.090	1,090,478.61
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	35,435	71.440	2,531,476.40
APPLE INC	1,419,416	152.550	216,531,910.80
APPLIED MATERIALS INC	75,962	115.440	8,769,053.28
APTIV PLC	23,935	119.640	2,863,583.40
ARAMARK	20,848	38.300	798,478.40
ARCH CAPITAL GROUP LTD	32,476	67.810	2,202,197.56
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	49,484	81.590	4,037,399.56
ARES MANAGEMENT CORP - A	13,696	83.110	1,138,274.56
ARISTA NETWORKS INC	21,490	138.230	2,970,562.70
ARROW ELECTRONICS INC	5,547	123.280	683,834.16
ARTHUR J GALLAGHER & CO	18,560	188.600	3,500,416.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	2,571	213.950	550,065.45
ASSURANT INC	4,710	132.410	623,651.10
AT&T INC	629,496	19.440	12,237,402.24
ATMOS ENERGY CORP	12,437	117.110	1,456,497.07
AUTODESK INC	19,198	219.980	4,223,176.04
AUTOMATIC DATA PROCESSING INC	36,747	228.695	8,403,855.16
AUTOZONE INC	1,720	2,605.620	4,481,666.40
AVANTOR INC	59,678	24.540	1,464,498.12
AVERY DENNISON CORP	7,176	182.500	1,309,620.00
BAKER HUGHES COMPANY	89,570	30.590	2,739,946.30
BALL CORP	27,805	57.540	1,599,899.70
BANK OF AMERICA CORP	638,436	35.350	22,568,712.60
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	67,786	51.500	3,490,979.00
BATH & BODY WORKS INC	19,969	42.890	856,470.41
BAXTER INTERNATIONAL INC	44,665	41.000	1,831,265.00
BECTON DICKINSON & CO	25,216	244.520	6,165,816.32
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	17,089	40.890	698,769.21
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	115,007	308.240	35,449,757.68

BEST BUY CO INC	17,839	86.940	1,550,922.66
BILL.COM HOLDINGS INC	8,335	93.300	777,655.50
BIO-RAD LABORATORIES-CL A	1,967	483.230	950,513.41
BIO-TECHNE CORP	13,791	75.960	1,047,564.36
BIOGEN INC	12,803	278.380	3,564,099.14
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	16,410	108.310	1,777,367.10
BLACK KNIGHT INC	13,840	63.940	884,929.60
BLACKROCK INC	13,299	716.160	9,524,211.84
BLACKSTONE INC	61,888	93.520	5,787,765.76
BLOCK INC	46,789	75.020	3,510,110.78
BOEING CO	49,855	211.660	10,552,309.30
BOOKING HOLDINGS INC	3,507	2,462.010	8,634,269.07
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	11,679	96.920	1,131,928.68
BORGWARNER INC	21,063	50.430	1,062,207.09
BOSTON SCIENTIFIC CORP	126,524	46.540	5,888,426.96
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	188,752	71.110	13,422,154.72
BROADCOM INC	35,685	595.590	21,253,629.15
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	10,418	143.860	1,498,733.48
BROWN & BROWN INC	21,066	57.670	1,214,876.22
BROWN-FORMAN CORP -CL B	27,427	65.650	1,800,582.55
BUNGE LIMITED	13,329	97.570	1,300,510.53
BURLINGTON STORES INC	5,783	227.940	1,318,177.02
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	11,256	101.170	1,138,769.52
CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	24,132	194.440	4,692,226.08
CAESARS ENTERTAINMENT INC	18,923	52.800	999,134.40
CAMPBELL SOUP CO	18,614	52.350	974,442.90
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	33,775	111.170	3,754,766.75
CARDINAL HEALTH INC	24,229	78.780	1,908,760.62
CARLISLE COS INC	4,560	266.190	1,213,826.40
CARLYLE GROUP INC/THE	17,058	35.040	597,712.32
CARMAX INC	14,045	72.950	1,024,582.75
CARNIVAL CORP	87,792	11.290	991,171.68
CARRIER GLOBAL CORP	74,330	45.220	3,361,202.60
CATALENT INC	15,049	71.370	1,074,047.13
CATERPILLAR INC	46,643	247.790	11,557,668.97
CBOE GLOBAL MARKETS INC	9,401	129.090	1,213,575.09
CBRE GROUP INC	28,294	88.760	2,511,375.44
CDW CORP/DE	11,998	213.930	2,566,732.14
CELANESE CORP-SERIES A	9,469	118.900	1,125,864.10
CENTENE CORP	50,491	73.360	3,704,019.76
CENTERPOINT ENERGY INC	55,754	29.210	1,628,574.34
CENTURYLINK INC	82,164	3.930	322,904.52

CERIDIAN HCM HOLDING INC	12,217	74.960	915,786.32	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	17,562	82.350	1,446,230.70	
CHARLES RIVER LABORATORIES	4,478	249.760	1,118,425.28	
CHARLES SCHWAB CORP	128,468	80.320	10,318,549.76	
CHARTER COMMUNICATIONS- CL A	9,926	395.620	3,926,924.12	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	8,867	124.960	1,108,020.32	
CHENIERE ENERGY INC	19,873	144.870	2,879,001.51	
CHESAPEAKE ENERGY CORP	8,964	80.090	717,926.76	
CHEVRON CORP	164,268	162.850	26,751,043.80	
CHEWY INC - CLASS A	8,249	44.610	367,987.89	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,453	1,617.670	3,968,144.51	
CHUBB LTD	36,871	210.610	7,765,401.31	
CHURCH & DWIGHT CO INC	21,475	83.780	1,799,175.50	
CIGNA CORP	26,976	301.060	8,121,394.56	
CININNATI FINANCIAL CORP	13,295	127.030	1,688,863.85	
CINTAS CORP	8,019	444.100	3,561,237.90	
CISCO SYSTEMS INC	365,651	50.770	18,564,101.27	
CITIGROUP INC	170,980	51.420	8,791,791.60	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	43,534	43.180	1,879,798.12	
CLARIVATE PLC	27,148	10.710	290,755.08	
CLEVELAND-CLIFFS INC	45,602	19.820	903,831.64	
CLOROX CO	10,916	153.630	1,677,025.08	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	22,487	64.450	1,449,287.15	
CME GROUP INC	31,794	188.640	5,997,620.16	
CMS ENERGY CORP	25,814	61.970	1,599,693.58	
COCA-COLA CO	363,074	60.120	21,828,008.88	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	18,205	56.230	1,023,667.15	
COGNEX CORP	15,274	48.140	735,290.36	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS CORP	45,578	65.480	2,984,447.44	
COINBASE GLOBAL INC - CLASS A	10,890	65.200	710,028.00	
COLGATE-PALMOLIVE CO	70,071	74.520	5,221,690.92	
COMCAST CORP	388,819	39.120	15,210,599.28	
CONAGRA BRANDS INC	42,542	36.410	1,548,954.22	
CONOCOPHILLIPS	112,403	104.120	11,703,400.36	
CONSOLIDATED EDISON INC	31,368	93.250	2,925,066.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	14,109	226.800	3,199,921.20	
CONSTELLATION ENERGY	28,853	84.550	2,439,521.15	
COOPER COS INC/THE	4,358	345.120	1,504,032.96	
COPART INC	37,690	68.400	2,577,996.00	
CORNING INC	71,216	35.580	2,533,865.28	

CORTEVA INC	63,653	61.810	3,934,391.93
COSTAR GROUP INC	34,982	77.560	2,713,203.92
COSTCO WHOLESALE CORP	39,096	507.480	19,840,438.08
COTERRA ENERGY INC	70,184	23.400	1,642,305.60
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	17,931	114.250	2,048,616.75
CROWN HOLDINGS INC	10,755	86.780	933,318.90
CSX CORP	191,281	31.210	5,969,880.01
CUMMINS INC	12,482	257.470	3,213,740.54
CVS HEALTH CORP	115,970	88.580	10,272,622.60
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	3,631	146.130	530,598.03
DANAHER CORP	61,025	256.290	15,640,097.25
DARDEN RESTAURANTS INC	10,819	146.090	1,580,547.71
DARLING INTERNATIONAL INC	14,087	66.550	937,489.85
DATADOG INC - CLASS A	21,835	79.990	1,746,581.65
DAVITA INC	4,839	83.930	406,137.27
DEERE & CO	25,650	433.310	11,114,401.50
DELL TECHNOLOGIES -C	23,342	42.480	991,568.16
DELTA AIR LINES INC	13,771	38.360	528,255.56
DENTSPLY SIRONA INC	19,227	35.840	689,095.68
DEVON ENERGY CORPORATION	54,758	53.330	2,920,244.14
DEXCOM INC	34,661	114.760	3,977,696.36
DIAMONDBACK ENERGY INC	14,883	134.680	2,004,442.44
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	24,116	111.180	2,681,216.88
DISH NETWORK CORP	21,479	14.150	303,927.85
DOCUSIGN INC	17,606	64.470	1,135,058.82
DOLLAR GENERAL CORP	19,935	227.820	4,541,591.70
DOLLAR TREE INC	19,787	148.040	2,929,267.48
DOMINION ENERGY INC	73,636	58.700	4,322,433.20
DOMINO'S PIZZA INC	3,159	357.360	1,128,900.24
DOORDASH INC - A	20,631	61.810	1,275,202.11
DOVER CORP	12,648	155.360	1,964,993.28
DOW INC	63,410	58.130	3,686,023.30
DR HORTON INC	29,021	94.380	2,739,001.98
DROPBOX INC-CLASS A	24,258	21.220	514,754.76
DTE ENERGY COMPANY	17,226	115.300	1,986,157.80
DUKE ENERGY CORP	68,116	99.490	6,776,860.84
DUPONT DE NEMOURS INC	44,263	75.080	3,323,266.04
DYNATRACE INC	17,742	42.710	757,760.82
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	10,824	87.050	942,229.20
EATON CORP PLC	35,195	175.240	6,167,571.80
EBAY INC	48,403	48.240	2,334,960.72
ECOLAB INC	22,715	162.410	3,689,143.15
EDISON INTERNATIONAL	33,872	67.590	2,289,408.48
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	54,612	78.510	4,287,588.12
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	37,936	13.130	498,099.68

ELECTRONIC ARTS INC	24,547	112.000	2,749,264.00	
ELEVANCE HEALTH, INC	21,190	495.040	10,489,897.60	
ELI LILLY & CO	71,344	328.400	23,429,369.60	
EMERSON ELECTRIC CO	52,342	85.440	4,472,100.48	
ENPHASE ENERGY INC	11,968	204.990	2,453,320.32	
ENTEGRIS INC	13,150	85.480	1,124,062.00	
ENTERGY CORP	18,064	109.430	1,976,743.52	
EOG RESOURCES INC	51,702	118.420	6,122,550.84	
EPAM SYSTEMS INC	5,054	338.210	1,709,313.34	
EQT CORP	29,401	31.250	918,781.25	
EQUIFAX INC	10,797	211.720	2,285,940.84	
EQUITABLE HOLDINGS INC	32,889	32.750	1,077,114.75	
ERIE INDEMNITY COMPANY- CL A	2,248	241.690	543,319.12	
ESSENTIAL UTILITIES INC	22,314	46.150	1,029,791.10	
ESTEE LAUDER COS INC	20,399	252.880	5,158,499.12	
ETSY INC	11,161	129.680	1,447,358.48	
EVEREST RE GROUP LTD	3,464	386.750	1,339,702.00	
EVERGY INC	20,372	62.100	1,265,101.20	
EVERSOURCE ENERGY	30,690	80.270	2,463,486.30	
EXACT SCIENCES CORP	15,812	63.480	1,003,745.76	
EXELON CORP	87,462	43.050	3,765,239.10	
EXPEDIA GROUP INC	13,321	108.960	1,451,456.16	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASHINGTON INC	14,724	111.400	1,640,253.60	
EXXON MOBIL CORP	368,145	111.280	40,967,175.60	
F5 INC	5,222	146.880	767,007.36	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	3,354	431.230	1,446,345.42	
FAIR ISAAC CORP	2,229	682.190	1,520,601.51	
FASTENAL CO	50,667	53.440	2,707,644.48	
FEDEX CORP	21,989	210.300	4,624,286.70	
FERGUSON PLC	18,323	148.040	2,712,536.92	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	22,938	42.950	985,187.10	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	53,760	69.500	3,736,320.00	
FIFTH THIRD BANCORP	60,346	36.950	2,229,784.70	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	1,052	761.500	801,098.00	
FIRST HORIZON NATIONAL CORP	47,778	24.840	1,186,805.52	
FIRST REPUBLIC BANK/CA	16,124	128.890	2,078,222.36	
FIRST SOLAR INC	8,466	164.280	1,390,794.48	
FIRSTENERGY CORP	48,116	41.030	1,974,199.48	
FISERV INC	53,782	115.370	6,204,829.34	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	6,302	213.580	1,345,981.16	
FMC CORP	11,202	128.200	1,436,096.40	
FORD MOTOR CO	348,563	12.890	4,492,977.07	

FORTINET INC	59,094	60.640	3,583,460.16
FORTIVE CORP	29,941	69.360	2,076,707.76
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS, INC	11,417	64.350	734,683.95
FOX CORP – CLASS A	25,433	37.030	941,783.99
FOX CORP– CLASS B	14,513	34.220	496,634.86
FRANKLIN RESOURCES INC	26,270	31.330	823,039.10
FREEPORT–MCMORAN INC	125,776	41.740	5,249,890.24
FUTU HOLDINGS LTD–ADR	5,307	47.310	251,074.17
GARMIN LTD	13,610	97.010	1,320,306.10
GARTNER INC	6,982	346.020	2,415,911.64
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	32,332	73.170	2,365,732.44
GEN DIGITAL INC	52,914	21.040	1,113,310.56
GENERAC HOLDINGS INC	5,591	126.770	708,771.07
GENERAL DYNAMICS CORP	20,615	235.260	4,849,884.90
GENERAL ELECTRIC CO	96,995	83.040	8,054,464.80
GENERAL MILLS INC	52,514	76.770	4,031,499.78
GENERAL MOTORS CO	122,221	43.170	5,276,280.57
GENUINE PARTS CO	12,488	180.140	2,249,588.32
GILEAD SCIENCES INC	110,689	84.760	9,381,999.64
GLOBAL PAYMENTS INC	24,528	116.310	2,852,851.68
GLOBE LIFE INC	8,224	122.930	1,010,976.32
GODADDY INC – CLASS A	13,930	77.810	1,083,893.30
GOLDMAN SACHS GROUP INC	30,121	368.500	11,099,588.50
GRAB HOLDINGS LTD – CL A	118,386	3.480	411,983.28
HALLIBURTON CO	80,088	36.500	2,923,212.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC	28,309	78.450	2,220,841.05
HASBRO INC	11,656	59.360	691,900.16
HCA HEALTHCARE INC	20,252	262.840	5,323,035.68
HEICO CORP	3,853	176.900	681,595.70
HEICO CORP–CLASS A	6,437	139.500	897,961.50
HENRY SCHEIN INC	11,984	83.140	996,349.76
HERSHEY CO/THE	12,971	240.690	3,121,989.99
HESS CORP	24,701	135.520	3,347,479.52
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	114,360	16.360	1,870,929.60
HF SINCLAIR CORP	14,293	52.300	747,523.90
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	24,280	146.340	3,553,135.20
HOLOGIC INC	22,066	82.730	1,825,520.18
HOME DEPOT INC	90,419	317.950	28,748,721.05
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	59,544	201.420	11,993,352.48
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	100,800	4.660	469,728.00
HORIZON PHARMA PLC	19,287	109.930	2,120,219.91
HORMEL FOODS CORP	26,637	45.740	1,218,376.38
HOWMET AEROSPACE INC	33,158	43.020	1,426,457.16
HP INC	91,090	30.160	2,747,274.40

HUBBELL INC	4,752	252.060	1,197,789.12
HUBSPOT INC	4,023	404.650	1,627,906.95
HUMANA INC	11,177	510.140	5,701,834.78
HUNTINGTON BANCSHARES INC	127,209	15.400	1,959,018.60
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	3,518	224.540	789,931.72
IDEX CORP	6,712	231.000	1,550,472.00
IDEXX LABORATORIES INC	7,327	496.460	3,637,562.42
ILLINOIS TOOL WORKS INC	27,390	240.340	6,582,912.60
ILLUMINA INC	13,889	211.830	2,942,106.87
INCYTE CORP	16,774	79.000	1,325,146.00
INGERSOLL-RAND INC	35,755	57.580	2,058,772.90
INSULET CORP	6,147	296.000	1,819,512.00
INTEL CORP	362,530	27.610	10,009,453.30
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	49,349	107.110	5,285,771.39
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	79,850	135.020	10,781,347.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCES INC	22,651	96.500	2,185,821.50
INTERNATIONAL PAPER CO	30,481	38.270	1,166,507.87
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	34,443	37.360	1,286,790.48
INTUIT INC	23,652	404.380	9,564,395.76
INTUITIVE SURGICAL INC	31,506	238.910	7,527,098.46
INVESCO LTD	29,538	18.710	552,655.98
IQVIA HOLDINGS INC	16,489	219.730	3,623,127.97
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	6,453	169.000	1,090,557.00
JACOBS SOLUTIONS INC	11,256	121.890	1,371,993.84
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	14,100	50.850	716,985.00
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	5,563	147.730	821,821.99
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	7,671	188.350	1,444,832.85
JM SMUCKER CO	9,389	149.940	1,407,786.66
JOHNSON & JOHNSON	232,268	160.390	37,253,464.52
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	60,938	64.710	3,943,297.98
JPMORGAN CHASE & CO	258,965	142.240	36,835,181.60
JUNIPER NETWORKS INC	28,537	31.560	900,627.72
KELLOGG CO	22,493	68.380	1,538,071.34
KEURIG DR PEPPER INC	68,991	35.670	2,460,908.97
KEYCORP	81,761	19.150	1,565,723.15
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	15,810	185.780	2,937,181.80
KIMBERLY-CLARK CORP	29,914	127.230	3,805,958.22
KINDER MORGAN INC	180,355	17.730	3,197,694.15
KKR & CO INC -A	49,299	57.180	2,818,916.82
KLA CORPORATION	12,539	387.920	4,864,128.88

KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	14,269	60.120	857,852.28
KRAFT HEINZ CO/THE	64,967	40.000	2,598,680.00
KROGER CO	59,790	44.000	2,630,760.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	16,875	214.020	3,611,587.50
LABORATORY CORP OF AMERICA HOLDINGS	7,947	256.260	2,036,498.22
LAM RESEARCH CORP	12,104	495.660	5,999,468.64
LAMB WESTON HOLDING INC	12,776	100.480	1,283,732.48
LAS VEGAS SANDS CORP	30,312	56.020	1,698,078.24
LEAR CORP	5,342	143.740	767,859.08
LEIDOS HOLDINGS INC	11,484	101.240	1,162,640.16
LENNAR CORP-CL A	22,498	99.090	2,229,326.82
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,839	269.370	764,741.43
LIBERTY BROADBAND-C	11,119	92.420	1,027,617.98
LIBERTY GLOBAL PLC-A	12,058	20.940	252,494.52
LIBERTY GLOBAL PLC- SERIES C	27,647	21.430	592,475.21
LIBERTY MEDIA COR- SIRIUSXM A	6,291	33.860	213,013.26
LIBERTY MEDIA COR- SIRIUSXM C	14,996	33.840	507,464.64
LIBERTY MEDIA GROUP-C	17,361	70.010	1,215,443.61
LINCOLN NATIONAL CORP	14,262	33.820	482,340.84
LINDE PLC	44,065	321.520	14,167,778.80
LIVE NATION INC	15,174	76.390	1,159,141.86
LKQ CORP	22,937	58.840	1,349,613.08
LOCKHEED MARTIN CORP	21,065	475.630	10,019,145.95
LOEWS CORP	18,100	61.510	1,113,331.00
LOWE'S COS INC	54,792	212.750	11,656,998.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	7,030	249.990	1,757,429.70
LUCID GROUP INC	37,596	10.930	410,924.28
LULULEMON ATHLETICA INC	10,260	320.360	3,286,893.60
LYONDELLBASELL INDU-CL A	22,976	97.320	2,236,024.32
M&T BANK CORP	15,541	159.920	2,485,316.72
MARATHON OIL CORP	59,337	25.860	1,534,454.82
MARATHON PETROLEUM CORP	43,899	122.500	5,377,627.50
MARKEL CORP	1,203	1,326.570	1,595,863.71
MARKETAXESS HOLDINGS INC	3,324	355.170	1,180,585.08
MARRIOTT INTERNATIONAL INC	24,381	172.520	4,206,210.12
MARSH & MCLENNAN COS INC	44,067	166.440	7,334,511.48
MARTIN MARIETTA MATERIALS	5,537	371.680	2,057,992.16
MARVELL TECHNOLOGY INC	75,354	44.140	3,326,125.56
MASCO CORP	19,955	55.030	1,098,123.65
MASIMO CORPORATION	4,365	164.750	719,133.75
MASTERCARD INC-CLASS A	76,222	361.130	27,526,050.86

MATCH GROUP INC	24,997	43.630	1,090,619.11	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	22,206	75.750	1,682,104.50	
MCDONALD'S CORP	65,010	269.990	17,552,049.90	
MCKESSON CORP	12,718	366.860	4,665,725.48	
MEDTRONIC PLC	117,421	84.800	9,957,300.80	
MERCADOLIBRE INC	4,008	1,100.870	4,412,286.96	
MERCK & CO INC	223,785	109.520	24,508,933.20	
META PLATFORMS INC-A	201,355	172.880	34,810,252.40	
METLIFE INC	59,593	72.540	4,322,876.22	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,985	1,513.930	3,005,151.05	
MGM MIRAGE	27,505	43.560	1,198,117.80	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	48,912	83.270	4,072,902.24	
MICRON TECHNOLOGY INC	97,312	59.010	5,742,381.12	
MICROSOFT CORP	625,743	258.060	161,479,238.58	
MODERNA INC	29,319	166.600	4,884,545.40	
MOHAWK INDUSTRIES INC	4,455	113.930	507,558.15	
MOLINA HEALTHCARE INC	5,131	296.070	1,519,135.17	
MOLSON COORS BEVERAGE COMPANY-B	16,802	52.020	874,040.04	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	121,076	66.850	8,093,930.60	
MONGODB INC	6,019	213.130	1,282,829.47	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	3,924	502.090	1,970,201.16	
MONSTER BEVERAGE CORP	34,876	104.180	3,633,381.68	
MOODY'S CORP	14,567	301.450	4,391,222.15	
MORGAN STANLEY	113,681	99.510	11,312,396.31	
MOSAIC CO/THE	30,290	49.850	1,509,956.50	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	14,753	269.420	3,974,753.26	
MSCI INC	7,093	544.830	3,864,479.19	
NASDAQ INC	30,448	58.560	1,783,034.88	
NETAPP INC	19,376	67.410	1,306,136.16	
NETFLIX INC	39,256	347.960	13,659,517.76	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8,511	103.540	881,228.94	
NEWELL BRANDS INC	34,744	14.900	517,685.60	
NEWMONT CORP	69,932	45.420	3,176,311.44	
NEWS CORP - CLASS A	33,852	19.000	643,188.00	
NEXTERA ENERGY INC	173,535	76.070	13,200,807.45	
NIKE INC	111,632	124.840	13,936,138.88	
NISOURCE INC	36,191	27.140	982,223.74	
NORDSON CORP	4,563	246.220	1,123,501.86	
NORFOLK SOUTHERN CORP	21,037	228.150	4,799,591.55	
NORTHERN TRUST CORP	17,493	96.710	1,691,748.03	
NORTHROP GRUMMAN CORP	12,958	470.630	6,098,423.54	
NOVOCURE LTD	8,370	84.740	709,273.80	
NRG ENERGY INC	20,763	34.220	710,509.86	
NUCOR CORP	23,068	168.070	3,877,038.76	

NVIDIA CORP	219,916	213.880	47,035,634.08
NVR INC	275	5,098.140	1,401,988.50
NXP SEMICONDUCTORS NV	23,219	188.460	4,375,852.74
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	5,588	873.010	4,878,379.88
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	82,263	60.730	4,995,831.99
OKTA INC	13,407	74.010	992,252.07
OLD DOMINION FREIGHT LINE	8,523	354.840	3,024,301.32
OMNICOM GROUP	18,119	93.720	1,698,112.68
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	38,236	81.860	3,129,998.96
ONEOK INC	39,436	67.260	2,652,465.36
ORACLE CORP	141,220	87.280	12,325,681.60
OTIS WORLDWIDE CORP	37,222	84.760	3,154,936.72
OVINTIV INC	22,279	43.540	970,027.66
OWENS CORNING	8,449	99.930	844,308.57
PACCAR INC	46,251	75.690	3,500,738.19
PACKAGING CORP OF AMERICA	8,282	141.010	1,167,844.82
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	147,710	9.200	1,358,932.00
PALO ALTO NETWORKS INC	26,404	169.280	4,469,669.12
PARAMOUNT GLOBAL	53,513	23.690	1,267,722.97
PARKER HANNIFIN CORP	11,347	355.480	4,033,631.56
PAYCHEX INC	28,611	114.750	3,283,112.25
PAYCOM SOFTWARE INC	4,504	303.890	1,368,720.56
PAYLOCITY HOLDING CORP	3,653	209.310	764,609.43
PAYPAL HOLDINGS INC	96,993	74.660	7,241,497.38
PENTAIR PLC	14,306	56.830	813,009.98
PEPSICO INC	121,903	176.280	21,489,060.84
PERKINELMER INC	11,119	133.440	1,483,719.36
PFIZER INC	495,652	43.210	21,417,122.92
PG&E CORP	131,886	15.570	2,053,465.02
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	136,887	101.820	13,937,834.34
PHILLIPS 66	42,405	99.540	4,220,993.70
PINTEREST INC- CLASS A	51,499	24.430	1,258,120.57
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	20,023	208.960	4,184,006.08
PLUG POWER INC	46,052	15.580	717,490.16
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	36,217	158.590	5,743,654.03
POOL CORP	3,485	376.580	1,312,381.30
PPG INDUSTRIES INC	20,782	129.910	2,699,789.62
PPL CORPORATION	65,483	28.810	1,886,565.23
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	21,829	91.030	1,987,093.87
PROCTER & GAMBLE CO	210,740	140.010	29,505,707.40
PROGRESSIVE CORP	51,690	141.520	7,315,168.80

PRUDENTIAL FINANCIAL INC	32,786	101.530	3,328,762.58
PTC INC	9,868	130.290	1,285,701.72
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	44,264	62.230	2,754,548.72
PULTE GROUP INC	20,341	54.300	1,104,516.30
QORVO INC	9,098	103.080	937,821.84
QUALCOMM INC	99,171	127.720	12,666,120.12
QUANTA SERVICES INC	12,645	154.900	1,958,710.50
QUEST DIAGNOSTICS	10,260	148.220	1,520,737.20
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	17,099	112.170	1,917,994.83
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	130,424	101.510	13,239,340.24
REGENERON PHARMACEUTICALS	9,455	748.740	7,079,336.70
REGIONS FINANCIAL CORP	81,775	23.860	1,951,151.50
REPLIGEN CORP	4,660	190.000	885,400.00
REPUBLIC SERVICES INC	19,521	131.960	2,575,991.16
RESMED INC	12,921	216.140	2,792,744.94
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	28,368	20.220	573,600.96
ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	9,528	82.420	785,297.76
ROBLOX CORP -CLASS A	31,402	40.880	1,283,713.76
ROCKWELL AUTOMATION INC	10,200	297.720	3,036,744.00
ROKU INC	10,726	71.560	767,552.56
ROLLINS INC	19,530	36.300	708,939.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	9,382	427.680	4,012,493.76
ROSS STORES INC	30,913	115.690	3,576,324.97
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	20,254	73.030	1,479,149.62
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	31,060	37.840	1,175,310.40
RPM INTERNATIONAL INC	11,513	88.070	1,013,949.91
S&P GLOBAL INC	30,083	360.830	10,854,848.89
SALESFORCE INC	88,333	165.170	14,589,961.61
SCHLUMBERGER LTD	124,966	53.340	6,665,686.44
SEA LTD-ADR	31,956	65.010	2,077,459.56
SEAGATE TECHNOLOGY	17,444	70.260	1,225,615.44
SEAGEN INC	12,269	162.530	1,994,080.57
SEALED AIR CORP	12,845	50.260	645,589.70
SEI INVESTMENTS COMPANY	9,981	61.400	612,833.40
SEMPRA ENERGY	27,814	158.490	4,408,240.86
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	13,811	52.170	720,519.87
SERVICENOW INC	17,840	439.010	7,831,938.40
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	21,755	227.980	4,959,704.90
SIGNATURE BANK	5,501	124.310	683,829.31
SIRIUS XM HOLDINGS INC	70,072	4.600	322,331.20
SKYWORKS SOLUTIONS INC	14,151	115.835	1,639,181.08
SMITH (A. O.) CORP	11,370	67.240	764,518.80
SNAP INC - A	98,476	10.360	1,020,211.36

SNAP-ON INC	4,685	252.280	1,181,931.80
SNOWFLAKE INC-CLASS A	19,692	154.080	3,034,143.36
SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	4,918	305.040	1,500,186.72
SOUTHERN CO	96,362	66.630	6,420,600.06
SOUTHWEST AIRLINES CO	12,743	35.360	450,592.48
SPLUNK INC	14,394	105.000	1,511,370.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	20,508	61.740	1,266,163.92
STANLEY BLACK & DECKER INC	13,083	89.180	1,166,741.94
STARBUCKS CORP	101,367	107.100	10,856,405.70
STATE STREET CORP	32,340	92.000	2,975,280.00
STEEL DYNAMICS INC	16,032	124.970	2,003,519.04
STERIS PLC	8,830	189.660	1,674,697.80
STRYKER CORP	30,068	263.160	7,912,694.88
SVB FINANCIAL GROUP	5,184	292.790	1,517,823.36
SYNCHRONY FINANCIAL	42,279	35.770	1,512,319.83
SYNOPSIS INC	13,488	354.450	4,780,821.60
SYSCO CORP	44,720	78.710	3,519,911.20
T ROWE PRICE GROUP INC	19,738	118.730	2,343,492.74
T-MOBILE US INC	55,571	149.350	8,299,528.85
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	14,734	112.510	1,657,722.34
TARGA RESOURCES CORP	18,866	73.940	1,394,952.04
TARGET CORP	40,599	173.220	7,032,558.78
TE CONNECTIVITY LTD	28,277	131.850	3,728,322.45
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	4,158	438.950	1,825,154.10
TELEFLEX INC	4,136	247.470	1,023,535.92
TERADYNE INC	13,798	105.250	1,452,239.50
TESLA, INC.	235,248	208.310	49,004,510.88
TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	98,225	10.060	988,143.50
TEXAS INSTRUMENTS INC	80,726	175.320	14,152,882.32
TEXAS PACIFIC LAND CORP	545	1,794.750	978,138.75
TEXTRON INC	18,530	74.810	1,386,229.30
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	34,603	559.700	19,367,299.10
TJX COS INC	102,612	79.830	8,191,515.96
TOAST INC-CLASS A	21,755	19.480	423,787.40
TRACTOR SUPPLY COMPANY	9,789	239.000	2,339,571.00
TRADE DESK INC/THE - CLASS A	39,151	60.300	2,360,805.30
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	9,500	72.570	689,415.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	20,524	184.180	3,780,110.32
TRANSDIGM GROUP INC	4,560	743.970	3,392,503.20
TRANSUNION	16,988	69.280	1,176,928.64
TRAVELERS COS INC/THE	20,887	185.750	3,879,760.25

TRIMBLE INC	21,860	55.200	1,206,672.00
TRUIST FINANCIAL CORP	117,331	48.490	5,689,380.19
TWILIO INC - A	15,482	70.670	1,094,112.94
TYLER TECHNOLOGIES INC	3,669	343.600	1,260,668.40
TYSON FOODS INC-CL A	25,424	61.370	1,560,270.88
U-HAUL HOLDING CO	8,157	57.370	467,967.09
UBER TECHNOLOGIES INC	131,885	34.770	4,585,641.45
UGI CORP	18,460	39.150	722,709.00
ULTA BEAUTY INC	4,508	530.000	2,389,240.00
UNION PACIFIC CORP	55,532	201.590	11,194,695.88
UNITED PARCEL SERVICE INC	64,851	183.210	11,881,351.71
UNITED RENTALS INC	6,154	461.250	2,838,532.50
UNITEDHEALTH GROUP INC	82,619	499.080	41,233,490.52
UNITY SOFTWARE INC	21,853	39.670	866,908.51
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	5,770	150.750	869,827.50
US BANCORP	124,648	48.600	6,057,892.80
VAIL RESORTS INC	3,596	243.340	875,050.64
VALERO ENERGY CORP	34,712	129.610	4,499,022.32
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	12,369	170.490	2,108,790.81
VERISIGN INC	8,512	204.710	1,742,491.52
VERISK ANALYTICS INC	13,847	177.130	2,452,719.11
VERIZON COMMUNICATIONS INC	371,303	40.220	14,933,806.66
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	22,654	293.660	6,652,573.64
VF CORP	29,377	26.990	792,885.23
VIATRIS INC	106,977	11.690	1,250,561.13
VISA INC-CLASS A SHARES	144,438	223.560	32,290,559.28
VISTRA CORP	33,452	22.960	768,057.92
VMWARE INC-CLASS A	18,703	116.150	2,172,353.45
VULCAN MATERIALS CO	11,819	185.650	2,194,197.35
WABTEC CORP	15,335	105.490	1,617,689.15
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	64,671	36.760	2,377,305.96
WALMART INC	133,064	146.440	19,485,892.16
WALT DISNEY CO	161,065	105.220	16,947,259.30
WARNER BROS DISCOVERY INC	203,790	15.430	3,144,479.70
WASTE CONNECTIONS INC	22,741	136.110	3,095,277.51
WASTE MANAGEMENT INC	36,511	154.920	5,656,284.12
WATERS CORP	5,279	328.730	1,735,365.67
WEBSTER FINANCIAL CORP	15,440	54.970	848,736.80
WEC ENERGY GROUP INC	27,934	92.870	2,594,230.58
WELLS FARGO & CO	334,848	47.490	15,901,931.52
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	6,513	313.720	2,043,258.36
WESTERN DIGITAL CORP	27,734	41.580	1,153,179.72

WESTERN UNION CO	34,223	13.830	473,304.09	
WESTLAKE CHEMICAL CORP	3,308	122.510	405,263.08	
WESTROCK CO-WHEN ISSUED	22,497	32.550	732,277.35	
WEYERHAEUSER CO	65,336	32.200	2,103,819.20	
WHIRLPOOL CORP	4,817	145.000	698,465.00	
WILLIAMS COS INC	107,830	31.260	3,370,765.80	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	9,696	240.890	2,335,669.44	
WIX.COM LTD	5,099	85.400	435,454.60	
WOLFSPEED INC	10,965	77.630	851,212.95	
WORKDAY INC-CLASS A	17,745	185.800	3,297,021.00	
WR BERKLEY CORP	18,572	67.140	1,246,924.08	
WW GRAINGER INC	4,046	677.350	2,740,558.10	
WYNN RESORTS LTD	9,545	109.010	1,040,500.45	
XCEL ENERGY INC	48,415	68.010	3,292,704.15	
XYLEM INC	15,905	107.290	1,706,447.45	
YUM! BRANDS INC	25,114	132.040	3,316,052.56	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP- CL A	4,557	322.580	1,469,997.06	
ZILLOW GROUP INC - C W/I	14,147	45.890	649,205.83	
ZIM INTEGRATED SHIPPING SERV	7,742	22.160	171,562.72	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	18,564	125.970	2,338,507.08	
ZOETIS INC	41,354	172.030	7,114,128.62	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	19,902	76.110	1,514,741.22	
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	23,248	25.710	597,706.08	
ZSCALER INC	7,526	132.350	996,066.10	
アメリカ・ドル 小計	30,172,758		3,119,145,396.06 (418,963,609,598)	
イギリス・ポ ンド				
3I GROUP PLC	84,147	16.500	1,388,425.50	
ABRDN PLC	187,145	2.150	402,361.75	
ADMIRAL GROUP PLC	15,817	22.450	355,091.65	
ANGLO AMERICAN PLC	111,846	33.375	3,732,860.25	
ANTOFAGASTA PLC	34,459	17.610	606,822.99	
ASHTAD GROUP PLC	38,841	56.260	2,185,194.66	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	31,660	19.455	615,945.30	
ASTRAZENECA PLC	136,915	115.400	15,799,991.00	
AUTO TRADER GROUP PLC-WI	82,495	5.970	492,495.15	
AVIVA PLC	249,047	4.471	1,113,489.13	
BAE SYSTEMS PLC	276,228	8.894	2,456,771.83	
BARCLAYS PLC	1,410,735	1.758	2,480,072.13	
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	90,299	4.667	421,425.43	
BERKELEY GROUP HOLDINGS- UNIT	9,597	42.350	406,432.95	
BP PLC	1,664,072	5.582	9,288,849.90	
BRITISH AMERICAN TOBACCO	188,917	31.660	5,981,112.22	

PLC				
BT GROUP PLC	613,854	1.423	873,514.24	
BUNZL PLC	29,947	30.640	917,576.08	
BURBERRY GROUP PLC	34,772	25.460	885,295.12	
COCA-COLA HBC AG-CDI	17,598	20.830	366,566.34	
COMPASS GROUP PLC	156,267	19.090	2,983,137.03	
CRODA INTERNATIONAL PLC	12,277	70.520	865,774.04	
DCC PLC	8,782	46.300	406,606.60	
DIAGEO PLC	201,257	35.690	7,182,862.33	
ENTAIN PLC	51,969	13.930	723,928.17	
EXPERIAN PLC	81,151	29.690	2,409,373.19	
GLENCORE PLC	861,686	5.197	4,478,182.14	
GSK PLC	359,037	14.750	5,295,795.75	
HALEON PLC	446,720	3.339	1,491,598.08	
HALMA PLC	33,484	22.230	744,349.32	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	31,082	8.702	270,475.56	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,491	17.685	256,273.33	
HSBC HOLDINGS PLC	1,764,582	6.207	10,952,760.47	
IMPERIAL BRANDS PLC	79,713	20.360	1,622,956.68	
INFORMA PLC	129,797	6.698	869,380.30	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	16,521	55.940	924,184.74	
INTERTEK GROUP PLC	14,402	44.910	646,793.82	
JD SPORTS FASHION PLC	222,386	1.795	399,182.87	
JOHNSON MATTHEY PLC	16,265	22.260	362,058.90	
KINGFISHER PLC	170,153	2.802	476,768.70	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	528,167	2.595	1,370,593.36	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	6,020,388	0.515	3,100,499.82	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	29,171	75.880	2,213,495.48	
M&G PLC	229,322	2.027	464,835.69	
MELROSE INDUSTRIES PLC	363,319	1.466	532,625.65	
MONDI PLC/WI	42,782	14.780	632,317.96	
NATIONAL GRID PLC	324,128	10.705	3,469,790.24	
NATWEST GROUP PLC	468,444	2.834	1,327,570.29	
NEXT PLC	11,288	68.660	775,034.08	
NMC HEALTH PLC	4,758	0.001	4.75	
OCADO GROUP PLC	50,971	6.292	320,709.53	
PEARSON PLC	58,672	9.196	539,547.71	
PERSIMMON PLC	28,101	14.670	412,241.67	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	71,189	6.344	451,623.01	
PRUDENTIAL PLC	242,239	12.970	3,141,839.83	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	63,324	56.980	3,608,201.52	
RELX PLC	169,643	24.850	4,215,628.55	
RENTOKIL INITIAL PLC	221,605	5.124	1,135,504.02	
RIO TINTO PLC	99,089	62.770	6,219,816.53	

	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	746,834	1.118	834,960.41	
	SAGE GROUP PLC	90,376	7.634	689,930.38	
	SAINSBURY (J) PLC	150,224	2.638	396,290.91	
	SCHRODERS PLC	64,144	5.068	325,081.79	
	SEVERN TRENT PLC	22,527	28.230	635,937.21	
	SHELL PLC-NEW	641,261	25.240	16,185,427.64	
	SMITH & NEPHEW PLC	77,016	11.615	894,540.84	
	SMITHS GROUP PLC	32,127	17.685	568,165.99	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	6,497	120.550	783,213.35	
	SSE PLC	94,290	17.570	1,656,675.30	
	ST JAMES' S PLACE PLC	49,123	12.535	615,756.80	
	STANDARD CHARTERED PLC	220,851	7.686	1,697,460.78	
	TAYLOR WIMPEY PLC	312,720	1.223	382,456.56	
	TESCO PLC	657,122	2.512	1,650,690.46	
	UNILEVER PLC	224,994	42.105	9,473,372.37	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	60,904	10.555	642,841.72	
	VODAFONE GROUP PLC	2,354,929	1.027	2,418,512.08	
	WHITBREAD PLC	17,622	30.850	543,638.70	
	WPP PLC	96,484	10.100	974,488.40	
イギリス・ポンド 小計		24,927,058		169,434,057.02 (27,387,320,977)	
イスラエル・ シュケル	AZRIELI GROUP	3,748	212.900	797,949.20	
	BANK HAPOALIM BM	112,068	31.460	3,525,659.28	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	136,357	30.250	4,124,799.25	
	BEZEQ ISRAELI TELECOM CORP	186,195	5.370	999,867.15	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,360	599.200	1,414,112.00	
	ICL GROUP LTD	62,538	26.100	1,632,241.80	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	108,656	18.320	1,990,577.92	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	13,825	116.300	1,607,847.50	
	NICE LTD	5,614	773.000	4,339,622.00	
TOWER SEMICONDUCTOR LTD	9,780	144.900	1,417,122.00		
イスラエル・シュケル 小計		641,141		21,849,798.10 (820,254,531)	
オーストラリ ア・ドル	AMPOL LTD	23,143	32.310	747,750.33	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	270,035	24.740	6,680,665.90	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	54,587	35.800	1,954,214.60	
	ASX LTD	18,595	68.480	1,273,385.60	
	AURIZON HOLDINGS LTD	203,574	3.440	700,294.56	
	BHP GROUP LIMITED	449,161	48.460	21,766,342.06	
	BLUESCOPE STEEL LTD	44,162	17.840	787,850.08	
	BRAMBLES LTD	131,713	12.180	1,604,264.34	
	COCHLEAR LTD	6,219	224.600	1,396,787.40	
	COLES GROUP LTD	124,368	18.300	2,275,934.40	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	151,368	102.230	15,474,350.64	

COMPUTERSHARE LIMITED	50,488	24.110	1,217,265.68	
CSL LIMITED	42,923	298.400	12,808,223.20	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	126,553	6.880	870,684.64	
FORTESCUE METALS GROUP LTD	151,212	22.580	3,414,366.96	
IDP EDUCATION LTD	19,671	30.890	607,637.19	
IGO LTD	62,005	13.240	820,946.20	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	235,126	4.820	1,133,307.32	
JAMES HARDIE INDUSTRIES- CDI	40,603	32.430	1,316,755.29	
LOTTERY CORP LTD/THE	215,548	4.860	1,047,563.28	
MACQUARIE GROUP LTD	33,198	190.730	6,331,854.54	
MEDIBANK PRIVATE LTD	264,942	3.060	810,722.52	
MINERAL RESOURCES LTD	15,435	81.850	1,263,354.75	
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	284,785	30.300	8,628,985.50	
NEWCREST MINING LIMITED	82,753	23.600	1,952,970.80	
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	107,184	11.220	1,202,604.48	
ORICA LTD	44,136	15.960	704,410.56	
ORIGIN ENERGY LIMITED	160,892	6.980	1,123,026.16	
PILBARA MINERALS LTD	226,834	4.200	952,702.80	
QANTAS AIRWAYS LTD	88,564	6.580	582,751.12	
QBE INSURANCE GROUP LTD	137,336	14.920	2,049,053.12	
RAMSAY HEALTH CARE LIMITED	17,501	66.800	1,169,066.80	
REA GROUP LTD	5,278	125.650	663,180.70	
REECE LTD	22,988	16.750	385,049.00	
RIO TINTO LTD	33,437	125.150	4,184,640.55	
SANTOS LTD	293,176	6.770	1,984,801.52	
SEEK LTD	32,753	24.320	796,552.96	
SONIC HEALTHCARE LTD	42,618	32.770	1,396,591.86	
SOUTH32 LTD	420,059	4.480	1,881,864.32	
SUNCORP GROUP LTD	120,661	12.810	1,545,667.41	
TELSTRA GROUP LTD	414,617	4.210	1,745,537.57	
TREASURY WINE ESTATES LTD	70,020	13.850	969,777.00	
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	21,897	28.550	625,159.35	
WESFARMERS LIMITED	102,813	50.350	5,176,634.55	
WESTPAC BANKING CORP	313,999	23.010	7,225,116.99	
WISETECH GLOBAL LTD	13,580	56.450	766,591.00	
WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	169,268	34.180	5,785,580.24	
WOOLWORTHS GROUP LTD	110,216	36.800	4,055,948.80	
XERO LTD	12,737	76.910	979,602.67	
オーストラリア・ドル 小計	6,084,731		144,838,389.31 (13,443,899,296)	

カナダ・ドル

AGNICO EAGLE MINES LTD	40,177	62.310	2,503,428.87
AIR CANADA	16,335	21.200	346,302.00
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	62,095	10.550	655,102.25
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	72,180	65.590	4,734,286.20
ALTAGAS LTD	25,717	24.160	621,322.72
ARC RESOURCES LTD	57,809	14.730	851,526.57
BANK OF MONTREAL	59,353	135.180	8,023,338.54
BANK OF NOVA SCOTIA	105,957	72.950	7,729,563.15
BARRICK GOLD CORP	155,713	22.570	3,514,442.41
BCE INC	7,758	61.780	479,289.24
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	31,118	47.280	1,471,259.04
BROOKFIELD CORPORATION-A	124,474	48.260	6,007,115.24
BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	11,703	40.470	473,620.41
BRP INC/CA- SUB VOTING	3,220	120.000	386,400.00
CAE INC	28,115	31.440	883,935.60
CAMECO CORP	38,078	38.780	1,476,664.84
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	80,022	62.520	5,002,975.44
CANADIAN NATIONAL RAILWAY CO	52,450	157.220	8,246,189.00
CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	99,005	75.050	7,430,325.25
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	83,122	104.580	8,692,898.76
CANADIAN TIRE CORP -CL A	4,958	174.640	865,865.12
CANADIAN UTILITIES LTD-A	12,355	36.490	450,833.95
CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,336	61.630	821,897.68
CENOVUS ENERGY INC	122,631	24.510	3,005,685.81
CGI INC	18,803	125.800	2,365,417.40
CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,784	2,370.610	4,229,168.24
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	7,589	101.290	768,689.81
DOLLARAMA INC	24,539	79.920	1,961,156.88
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	35,460	19.540	692,888.40
EMERA INC	24,334	54.770	1,332,773.18
EMPIRE CO LTD 'A'	14,252	36.850	525,186.20
ENBRIDGE INC	179,851	52.380	9,420,595.38
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	2,045	932.700	1,907,371.50
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	51,754	26.570	1,375,103.78
FIRSTSERVICE CORP	3,600	191.280	688,608.00
FORTIS INC	43,652	55.740	2,433,162.48
FRANCO-NEVADA CORP	16,898	178.500	3,016,293.00

GEORGE WESTON LTD	6,332	169.610	1,073,970.52
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	16,836	41.770	703,239.72
GILDAN ACTIVEWEAR INC	16,135	40.180	648,304.30
GREAT-WEST LIFEKO INC	25,813	36.520	942,690.76
HYDRO ONE LTD	30,599	36.130	1,105,541.87
IA FINANCIAL CORP INC	9,394	89.340	839,259.96
IGM FINANCIAL INC	7,642	42.810	327,154.02
IMPERIAL OIL LTD	19,723	67.570	1,332,683.11
INTACT FINANCIAL CORP	15,606	202.700	3,163,336.20
IVANHOE MINES LTD-CL A	53,364	12.510	667,583.64
KEYERA CORP	20,075	31.090	624,131.75
KINROSS GOLD CORP	112,553	5.200	585,275.60
LOBLAW COS LTD	14,380	118.890	1,709,638.20
LUNDIN MINING CORP	57,497	8.820	507,123.54
MAGNA INTERNATIONAL INC	24,389	76.280	1,860,392.92
MANULIFE FINANCIAL CORP	169,341	27.070	4,584,060.87
METRO INC	21,231	71.900	1,526,508.90
NATIONAL BANK OF CANADA	29,833	101.500	3,028,049.50
NORTHLAND POWER INC	21,337	33.470	714,149.39
NUTRIEN LTD	47,564	100.700	4,789,694.80
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	5,779	44.200	255,431.80
ONEX CORPORATION	6,355	67.460	428,708.30
OPEN TEXT CORP	24,044	47.430	1,140,406.92
PAN AMERICAN SILVER CORP	18,811	21.830	410,644.13
PARKLAND CORP	14,477	30.200	437,205.40
PEMBINA PIPELINE CORP	49,510	45.760	2,265,577.60
POWER CORP OF CANADA	49,198	36.100	1,776,047.80
QUEBECOR INC -CL B	14,254	32.620	464,965.48
RESTAURANT BRANDS INTERN	25,884	90.990	2,355,185.16
RITCHIE BROS AUCTIONEERS	9,889	84.360	834,236.04
ROGERS COMMUNICATIONS INC	31,943	66.170	2,113,668.31
ROYAL BANK OF CANADA	123,199	138.790	17,098,789.21
SAPUTO INC	22,439	36.700	823,511.30
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	42,836	39.250	1,681,313.00
SHOPIFY INC - CLASS A	104,783	58.700	6,150,762.10
SUN LIFE FINANCIAL INC	52,242	68.910	3,599,996.22
SUNCOR ENERGY INC	120,644	44.590	5,379,515.96
TC ENERGY CORP	89,740	56.840	5,100,821.60
TECK RESOURCES LTD-CL B	41,921	59.400	2,490,107.40
TFI INTERNATIONAL INC	7,311	169.630	1,240,164.93
THOMSON REUTERS CORP	15,227	166.030	2,528,138.81
TMX GROUP LTD	5,113	135.560	693,118.28
TOROMONT INDUSTRIES LTD	7,409	112.500	833,512.50
TORONTO-DOMINION BANK	160,862	92.870	14,939,253.94
TOURMALINE OIL CORP	28,047	58.960	1,653,651.12
WEST FRASER TIMBER CO	5,172	104.990	543,008.28

	LTD				
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	39,703	56.970	2,261,879.91	
	WSP GLOBAL INC	11,001	172.390	1,896,462.39	
カナダ・ドル 小計		3,579,679		217,519,555.80 (21,708,451,669)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	228,000	3.850	877,800.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	36,300	7.810	283,503.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	160,000	34.920	5,587,200.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	548,400	1.000	548,400.00	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	8,800	28.970	254,936.00	
	KEPPEL CORP LTD	133,500	7.100	947,850.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	299,900	13.050	3,913,695.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	118,900	5.780	687,242.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	76,700	8.890	681,863.00	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING LTD	143,600	3.570	512,652.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	739,100	2.440	1,803,404.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	104,300	30.670	3,198,881.00	
	UOL Group Limited	44,500	6.730	299,485.00	
	VENTURE CORP LTD	24,900	18.200	453,180.00	
WILMAR INTERNATIONAL LTD	169,800	4.000	679,200.00		
シンガポール・ドル 小計		2,836,700		20,729,291.00 (2,084,537,503)	
スイス・フラン	ABB LTD	138,835	31.450	4,366,360.75	
	ADECCO GROUP AG-REG	14,150	34.960	494,684.00	
	ALCON INC	44,145	68.200	3,010,689.00	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	2,905	88.550	257,237.75	
	BALOISE HOLDING AG	4,106	153.100	628,628.60	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	2,861	82.650	236,461.65	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	320	1,947.000	623,040.00	
	BKW AG	1,902	134.500	255,819.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	90	10,360.000	932,400.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	10	104,300.000	1,043,000.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	46,140	143.650	6,628,011.00	
	CLARIANT AG	19,306	15.960	308,123.76	
	CREDIT SUISSE GROUP AG	237,870	2.771	659,137.77	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	611	713.500	435,948.50	
	GEBERIT AG-REG	3,153	514.200	1,621,272.60	
	GIVAUDAN-REG	816	2,845.000	2,321,520.00	
HOLCIM LTD	49,176	57.460	2,825,652.96		

	JULIUS BAER GROUP LTD	18,925	61.520	1,164,266.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	4,828	244.400	1,179,963.20	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	15,200	53.320	810,464.00	
	LONZA GROUP AG	6,569	563.800	3,703,602.20	
	NESTLE SA	242,920	109.540	26,609,456.80	
	NOVARTIS AG	191,087	79.860	15,260,207.82	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,985	915.400	1,817,069.00	
	ROCHE HOLDING AG	62,010	280.050	17,365,900.50	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2,378	297.600	707,692.80	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	2,395	190.400	456,008.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,321	198.550	659,384.55	
	SGS SOCIETE GENERALE SURVEILLANCE	562	2,199.000	1,235,838.00	
	SIG GROUP AG	27,209	21.800	593,156.20	
	SIKA AG-BEARER	12,889	277.000	3,570,253.00	
	SONOVA HOLDING AG-REG	4,702	238.300	1,120,486.60	
	STRAUMANN HOLDING AG	9,770	130.100	1,271,077.00	
	SWATCH GROUP AG	2,252	329.100	741,133.20	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,726	555.800	1,515,110.80	
	SWISS PRIME SITE-REG	6,916	82.550	570,915.80	
	SWISS RE AG	26,800	97.480	2,612,464.00	
	SWISSCOM AG	2,310	575.200	1,328,712.00	
	TEMENOS GROUP AG-REG	5,604	68.140	381,856.56	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	6,368	60.500	385,264.00	
	UBS GROUP AG	295,439	20.220	5,973,776.58	
	VAT GROUP AG	2,323	284.200	660,196.60	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	13,299	439.700	5,847,570.30	
スイス・フラン	小計	1,537,183		124,189,812.85 (18,064,650,177)	
スウェーデン・クローナ	ALFA LAVAL AB	25,493	348.500	8,884,310.50	
	ASSA ABLOY AB	89,088	252.100	22,459,084.80	
	ATLAS COPCO AB	139,039	110.280	15,333,220.92	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	235,623	125.620	29,598,961.26	
	BIOVITRUM	15,076	237.100	3,574,519.60	
	BOLIDEN AB	24,030	448.000	10,765,440.00	
	ELECTROLUX AB	19,617	128.080	2,512,545.36	
	EMBRACER GROUP AB	57,692	56.200	3,242,290.40	
	EPIROC AB-A	57,290	204.600	11,721,534.00	
	EPIROC AB-B	35,345	175.550	6,204,814.75	
	EQT AB	25,988	244.000	6,341,072.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	54,156	277.300	15,017,458.80	
	EVOLUTION AB	16,109	1,321.200	21,283,210.80	
	FASTIGHETS AB BALDER-B	53,417	53.320	2,848,194.44	

SHRS				
GETINGE AB-B SHS	19,837	232.300	4,608,135.10	
HENNES & MAURITZ AB	64,674	128.780	8,328,717.72	
HEXAGON AB-B SHS	171,890	118.000	20,283,020.00	
HOLMEN AB-B SHARES	8,351	424.900	3,548,339.90	
HUSQVARNA AB-B SHS	36,226	92.680	3,357,425.68	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	6,324	287.800	1,820,047.20	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	19,783	286.500	5,667,829.50	
INDUTRADE AB	23,352	229.400	5,356,948.80	
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	12,753	228.700	2,916,611.10	
INVESTOR AB	159,323	202.850	32,318,670.55	
INVESTOR AB-A SHS	46,304	207.100	9,589,558.40	
KINNEVIK AB - B	20,867	159.100	3,319,939.70	
LIFCO AB-B SHS	20,229	212.200	4,292,593.80	
LUNDBERGS AB-B SHS	6,773	493.300	3,341,120.90	
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	133,534	117.850	15,736,981.90	
NORDEA BANK ABP	297,646	128.000	38,098,688.00	
SAGAX AB-B	16,367	262.900	4,302,884.30	
SANDVIK AB	93,987	219.200	20,601,950.40	
SECURITAS AB	43,192	91.980	3,972,800.16	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	142,976	127.700	18,258,035.20	
SKANSKA AB-B SHS	30,378	193.900	5,890,294.20	
SKF AB	33,802	201.200	6,800,962.40	
SVENSKA CELLULOSA AB	53,741	147.950	7,950,980.95	
SVENSKA HANDELSBANKEN	129,945	108.050	14,040,557.25	
SWEDBANK AB - A SHARES	79,973	210.000	16,794,330.00	
TELE2 AB	52,327	94.360	4,937,575.72	
TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON	257,826	59.820	15,423,151.32	
TELIA CO AB	244,434	26.560	6,492,167.04	
VOLVO AB	129,764	207.450	26,919,541.80	
VOLVO AB-A SHS	21,029	216.400	4,550,675.60	
VOLVO CAR AB-B	52,136	50.970	2,657,371.92	
スウェーデン・クローナ 小計	3,277,706		481,964,564.14 (6,260,719,688)	
デンマーク・クローネ				
A P MOLLER - MAERSK A/S	435	16,085.000	6,996,975.00	
A P MOLLER - MAERSK A/S	295	15,890.000	4,687,550.00	
CARLSBERG AS-B	8,529	986.000	8,409,594.00	
CHR HANSEN HOLDING A/S	9,358	499.400	4,673,385.20	
COLOPLAST-B	10,462	811.400	8,488,866.80	
DANSKE BANK A/S	61,080	154.950	9,464,346.00	
DEMANT A/S	7,769	213.600	1,659,458.40	
DSV A/S	16,840	1,282.000	21,588,880.00	
GENMAB A/S	5,805	2,768.000	16,068,240.00	
NOVO-NORDISK A/S	146,130	983.700	143,748,081.00	
NOVOZYMES A/S	17,952	349.100	6,267,043.20	
ORSTED A/S	16,615	637.400	10,590,401.00	

	PANDORA A/S	7,776	660.000	5,132,160.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	759	1,797.500	1,364,302.50	
	TRYGVESTA AS	32,396	156.850	5,081,312.60	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	89,200	205.100	18,294,920.00	
デンマーク・クローネ 小計		431,401		272,515,515.70 (5,251,373,988)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	121,807	8.600	1,047,540.20	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	51,083	26.200	1,338,374.60	
	MERCURY NZ LTD	64,409	6.190	398,691.71	
	MERIDIAN ENERGY LTD	117,638	5.340	628,186.92	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	175,196	5.230	916,275.08	
ニュージーランド・ドル 小計		530,133		4,329,068.51 (363,641,755)	
ノルウェー・クローネ	ADEVINTA ASA-B	26,263	82.350	2,162,758.05	
	AKER BP ASA	27,969	280.600	7,848,101.40	
	DNB BANK ASA	83,178	199.100	16,560,739.80	
	EQUINOR ASA	83,910	319.800	26,834,418.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,249	182.400	3,328,617.60	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	7,909	435.000	3,440,415.00	
	MOWI ASA	36,417	175.800	6,402,108.60	
	NORSK HYDRO ASA	118,441	80.920	9,584,245.72	
	ORKLA ASA	67,727	70.180	4,753,080.86	
	SALMAR ASA	5,714	434.000	2,479,876.00	
	TELENOR ASA	65,468	116.150	7,604,108.20	
YARA INTERNATIONAL ASA	14,711	469.200	6,902,401.20		
ノルウェー・クローネ 小計		555,956		97,900,870.43 (1,285,438,429)	
ユーロ	ABN AMRO BANK NV	35,488	16.530	586,616.64	
	ACCIONA SA	2,139	186.000	397,854.00	
	ACCOR	15,061	29.980	451,528.78	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	19,769	27.100	535,739.90	
	ADIDAS AG	15,283	140.780	2,151,540.74	
	ADP	2,988	134.050	400,541.40	
	ADYEN NV	1,913	1,471.000	2,814,023.00	
	AEGON NV	155,346	5.122	795,682.21	
	AENA SME SA	7,119	140.150	997,727.85	
	AGEAS	14,220	43.240	614,872.80	
	AIB GROUP PLC	92,587	3.940	364,792.78	
	AIR LIQUIDE	46,293	152.080	7,040,239.44	
	AIRBUS SE	52,176	122.840	6,409,299.84	
	AKZO NOBEL NV	16,040	70.400	1,129,216.00	
	ALLIANZ SE	36,093	218.350	7,880,906.55	
	ALSTOM RGPT	28,343	27.340	774,897.62	
	AMADEUS IT GROUP SA	39,705	55.840	2,217,127.20	
	AMPLIFON SPA	10,988	27.500	302,170.00	

AMUNDI SA	5,345	63.000	336,735.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	76,820	55.570	4,268,887.40
ARCELORMITTAL	45,261	28.515	1,290,617.41
ARGENX SE	4,887	348.600	1,703,608.20
ARKEMA	5,074	95.500	484,567.00
AROUNDTOWN SA	90,983	2.516	228,913.22
ASM INTERNATIONAL NV	4,123	318.600	1,313,587.80
ASML HOLDING NV	35,905	603.600	21,672,258.00
ASSICURAZIONI GENERALI SPA	97,583	18.365	1,792,111.79
AXA SA	164,524	28.290	4,654,383.96
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA	531,976	6.973	3,709,468.64
BANCO SANTANDER SA	1,473,706	3.510	5,172,708.06
BANK OF IRELAND GROUP PLC	94,014	10.055	945,310.77
BASF SE	81,042	53.110	4,304,140.62
BAYER AG	86,815	58.940	5,116,876.10
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	29,122	99.670	2,902,589.74
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	5,156	91.650	472,547.40
BECHTLE AG	7,146	40.730	291,056.58
BEIERSDORF AG	8,976	113.000	1,014,288.00
BIOMERIEUX	3,690	97.060	358,151.40
BNP PARIBAS	97,907	65.500	6,412,908.50
BOLLORE SE	79,309	5.150	408,441.35
BOUYGUES	20,590	31.420	646,937.80
BRENTAG SE	13,633	73.180	997,662.94
BUREAU VERITAS SA	26,162	26.140	683,874.68
CAIXABANK	389,905	4.064	1,584,573.92
CAPGEMINI SA	14,419	187.200	2,699,236.80
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	3,516	133.300	468,682.80
CARREFOUR SA	52,118	18.210	949,068.78
CELLNEX TELECOM SAU	48,133	37.830	1,820,871.39
CIE DE SAINT-GOBAIN	43,476	54.320	2,361,616.32
CNH INDUSTRIAL NV	90,277	15.605	1,408,772.58
COMMERZBANK AG	92,998	10.980	1,021,118.04
CONTINENTAL AG	9,675	69.680	674,154.00
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	5,723	37.880	216,787.24
COVESTRO AG	16,748	42.520	712,124.96
CREDIT AGRICOLE SA	107,331	11.688	1,254,484.72
CRH PLC	66,568	44.460	2,959,613.28
D' IETEREN GROUP	2,175	184.900	402,157.50
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	39,803	31.290	1,245,435.87
DANONE	56,749	52.260	2,965,702.74
DASSAULT AVIATION SA	2,194	163.400	358,499.60

DASSAULT SYSTEMES SA	58,798	37.405	2,199,339.19
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	46,081	10.550	486,154.55
DELIVERY HERO SE	15,145	39.870	603,831.15
DEUTSCHE BANK AG	182,160	11.632	2,118,885.12
DEUTSCHE BOERSE AG	16,850	171.650	2,892,302.50
DEUTSCHE LUFTHANSA AG	52,348	9.537	499,242.87
DEUTSCHE POST AG	88,330	40.900	3,612,697.00
DEUTSCHE TELEKOM AG	287,581	20.805	5,983,122.70
DIASORIN ITALIA SPA	2,227	116.550	259,556.85
DR ING HC F PORSCHE AG	10,074	114.500	1,153,473.00
E.ON SE	198,394	10.215	2,026,594.71
EDENRED	22,208	52.320	1,161,922.56
EDP RENOVAVEIS SA	24,906	20.040	499,116.24
EIFFAGE	7,463	103.400	771,674.20
ELIA GROUP SA/NV	2,982	129.800	387,063.60
ELISA OYJ	12,836	53.740	689,806.64
ENAGAS SA	21,857	16.830	367,853.31
ENDESA SA	28,089	18.880	530,320.32
ENEL SPA	719,359	5.350	3,848,570.65
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	246,313	4.718	1,162,104.73
ENGIE	161,448	13.594	2,194,724.11
ENI-ENTE NAZIONALE IDROCARBURI SPA	220,004	14.350	3,157,057.40
ERSTE GROUP BANK AG	30,536	35.630	1,087,997.68
ESSILORLUXOTTICA	25,685	175.350	4,503,864.75
EURAZEO	3,864	65.050	251,353.20
EUROFINS SCIENTIFIC	11,837	69.300	820,304.10
EURONEXT NV	7,700	77.700	598,290.00
EVONIK INDUSTRIES AG	18,518	20.400	377,767.20
EXOR NV	9,794	76.220	746,498.68
FERRARI NV	11,160	247.000	2,756,520.00
FERROVIAL S. A.	44,005	26.320	1,158,211.60
FINECOBANK SPA	53,652	16.450	882,575.40
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC.	14,751	154.300	2,276,079.30
FORTUM OYJ	39,379	14.350	565,088.65
FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO. KGAA	18,260	37.820	690,593.20
FRESENIUS SE & CO KGAA	37,289	29.080	1,084,364.12
GALP ENERGIA SGPS SA	45,040	11.710	527,418.40
GEA GROUP AG	13,355	41.230	550,626.65
GETLINK SE - REGR	41,829	16.505	690,387.64
GRIFOLS SA	26,321	14.200	373,758.20
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	9,265	80.120	742,311.80
HANNOVER RUECK SE	5,348	181.950	973,068.60
HEIDELBERGCEMENT AG	12,608	64.400	811,955.20
HEINEKEN HOLDING NV	8,904	79.850	710,984.40
HEINEKEN NV	22,898	96.580	2,211,488.84
HELLOFRESH SE	14,352	21.780	312,586.56

HENKEL AG & CO KGAA	10,090	64.500	650,805.00
HENKEL KGAA-VORZUG	15,101	67.520	1,019,619.52
HERMES INTERNATIONAL	2,797	1,714.000	4,794,058.00
IBERDROLA SA	533,312	10.910	5,818,433.92
IMCD NV	4,978	152.050	756,904.90
INDITEX SA	96,111	28.590	2,747,813.49
INFINEON TECHNOLOGIES AG	115,281	34.920	4,025,612.52
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	32,301	10.370	334,961.37
ING GROEP NV-CVA	331,960	13.170	4,371,913.20
INTESA SANPAOLO	1,474,521	2.554	3,765,926.63
IPSEN	3,290	106.300	349,727.00
JDE PEET' S BV	8,989	27.900	250,793.10
JERONIMO MARTINS	24,713	20.120	497,225.56
JUST EAT TAKEAWAY	16,452	21.560	354,705.12
KBC GROEP NV	21,901	70.600	1,546,210.60
KERING	6,613	591.100	3,908,944.30
KERRY GROUP PLC-A	14,054	94.300	1,325,292.20
KESKO OYJ-B SHS	23,644	20.400	482,337.60
KINGSPAN GROUP PLC	13,561	63.580	862,208.38
KNORR-BREMSE AG	6,397	64.180	410,559.46
KONE OYJ	30,052	48.640	1,461,729.28
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	91,597	29.665	2,717,225.00
KONINKLIJKE DSM NV	15,403	124.750	1,921,524.25
KONINKLIJKE PHILIPS NV	78,572	16.128	1,267,209.21
L' OREAL SA	21,311	380.950	8,118,425.45
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	9,169	37.610	344,846.09
LEG IMMOBILIEN SE	6,503	70.660	459,501.98
LEGRAND SA	23,567	88.300	2,080,966.10
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	24,446	813.600	19,889,265.60
MEDIOBANCA SPA	54,487	10.125	551,680.87
MERCEDES-BENZ GROUP AG	70,678	74.870	5,291,661.86
MERCK KGAA	11,380	184.450	2,099,041.00
MICHELIN (C. G. D. E.)	59,777	30.115	1,800,184.35
MONCLER SPA	18,101	57.700	1,044,427.70
MTU AERO ENGINES HOLDING AG	4,723	229.500	1,083,928.50
MUENCHENER RUECKVERSICHERUNGS AG	12,368	330.500	4,087,624.00
NATURGY ENERGY GROUP SA	12,876	26.850	345,720.60
NEMETSCHEK SE	5,018	51.360	257,724.48
NESTE OYJ	37,208	45.310	1,685,894.48
NEXI SPA	52,104	7.696	400,992.38
NN GROUP NV	24,398	39.920	973,968.16
NOKIA OYJ	476,817	4.432	2,113,252.94
OCI NV	9,456	30.220	285,760.32
OEST ELEKTRIZITATSWIRTS-	6,045	82.150	496,596.75

A				
OMV AG	12,891	46.780	603,040.98	
ORANGE S. A.	179,017	10.826	1,938,038.04	
ORION OYJ-CLASS B	9,382	45.630	428,100.66	
PERNOD-RICARD	18,231	198.050	3,610,649.55	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE-PREF	13,391	55.560	744,003.96	
POSTE ITALIANE SPA	48,534	10.190	494,561.46	
PROSUS	73,274	72.780	5,332,881.72	
PRYSMIAN SPA	22,594	37.000	835,978.00	
PUBLICIS GROUPE	20,038	75.080	1,504,453.04	
PUMA AG	9,358	61.460	575,142.68	
QIAGEN NV	20,156	44.520	897,345.12	
RANDSTAD NV	10,357	59.100	612,098.70	
RATIONAL AG	452	613.500	277,302.00	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	9,249	41.100	380,133.90	
RED ELECTRICA DE ESPANA	35,226	16.160	569,252.16	
REMY COINTREAU	2,043	168.500	344,245.50	
RENAULT SA	17,030	41.560	707,766.80	
REPSOL SA	120,818	14.970	1,808,645.46	
RHEINMETALL AG	3,834	249.000	954,666.00	
ROYAL KPN NV	298,751	3.263	974,824.51	
RWE AG	56,753	39.550	2,244,581.15	
SAFRAN SA	30,310	134.780	4,085,181.80	
SAMPO OYJ	42,155	45.700	1,926,483.50	
SANOFI	100,787	89.110	8,981,129.57	
SAP SE	92,193	109.280	10,074,851.04	
SARTORIUS AG-VORZUG	2,142	429.200	919,346.40	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,443	333.000	813,519.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	47,877	156.560	7,495,623.12	
SCOUT24 SE	7,242	52.200	378,032.40	
SEB SA	2,232	99.750	222,642.00	
SIEMENS AG	67,550	144.660	9,771,783.00	
SIEMENS ENERGY AG	38,597	18.915	730,062.25	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	24,866	50.640	1,259,214.24	
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	21,666	36.090	781,925.94	
SNAM SPA	179,310	4.772	855,667.32	
SOCIETE GENERALE	70,717	27.725	1,960,628.82	
SODEXO	7,819	86.080	673,059.52	
SOFINA	1,372	233.800	320,773.60	
SOLVAY SA	6,522	112.300	732,420.60	
STELLANTIS NV	192,794	16.138	3,111,309.57	
STMICROELECTRONICS NV	60,308	45.385	2,737,078.58	
STORA ENSO OYJ	48,256	13.605	656,522.88	
SYMRISE AG	11,781	97.080	1,143,699.48	
TELECOM ITALIA SPA	911,938	0.305	278,141.09	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	99,009	2.852	282,373.66	
TELEFONICA SA	463,516	3.789	1,756,262.12	

TELEPERFORMANCE	5,195	254.500	1,322,127.50	
TENARIS SA	41,272	16.260	671,082.72	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	124,677	7.384	920,614.96	
THALES SA	9,401	129.100	1,213,669.10	
TOTALENERGIES SE	219,563	58.920	12,936,651.96	
UBISOFT ENTERTAINMENT	8,347	20.790	173,534.13	
UCB SA	11,109	78.600	873,167.40	
UMICORE	18,442	32.590	601,024.78	
UNICREDIT SPA	169,193	19.000	3,214,667.00	
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	8,759	20.700	181,311.30	
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	64,061	22.500	1,441,372.50	
UPM-KYMMENE OYJ	47,065	34.480	1,622,801.20	
VALEO SA	18,522	21.160	391,925.52	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	58,780	28.700	1,686,986.00	
VINCI SA	47,747	109.080	5,208,242.76	
VIVENDI SA	62,952	9.816	617,936.83	
VOESTALPINE AG	9,953	34.540	343,776.62	
VOLKSWAGEN AG	2,663	167.800	446,851.40	
VOLKSWAGEN AG	16,381	132.700	2,173,758.70	
VONOVIA SE	63,376	25.460	1,613,552.96	
WARTSILA OYJ	41,793	9.308	389,009.24	
WENDEL	2,453	100.800	247,262.40	
WOLTERS KLUWER NV	23,125	103.600	2,395,750.00	
WORLDLINE SA	21,207	41.160	872,880.12	
ZALANDO SE	19,688	39.850	784,566.80	
ユーロ 小計	16,217,538		421,642,987.23 (60,484,686,518)	
香港・ドル				
AIA GROUP LTD	1,054,875	83.250	87,818,343.75	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	329,539	26.750	8,815,168.25	
BUDWEISER BREWING CO APAC LT	153,200	23.250	3,561,900.00	
CK ASSET HOLDINGS LTD	177,409	50.000	8,870,450.00	
CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	239,409	48.250	11,551,484.25	
CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LIMITED	58,000	42.950	2,491,100.00	
CLP HOLDINGS LTD	147,643	56.350	8,319,683.05	
ESR GROUP LIMITED	180,000	14.300	2,574,000.00	
GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	193,810	51.750	10,029,667.50	
HANG LUNG PROPERTIES LTD	184,157	16.040	2,953,878.28	
HANG SENG BANK LTD	68,512	124.100	8,502,339.20	
HENDERSON LAND DEVELOPMENT	135,641	27.450	3,723,345.45	
HONG KONG & CHINA GAS	1,025,437	7.430	7,618,996.91	
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	106,411	332.800	35,413,580.80	

MTR CORP	149,255	40.050	5,977,662.75	
NEW WORLD DEVELOPMENT	144,917	22.000	3,188,174.00	
POWER ASSETS HOLDINGS LTD	125,087	42.800	5,353,723.60	
SANDS CHINA LTD	216,180	27.800	6,009,804.00	
SINO LAND CO	320,000	10.360	3,315,200.00	
SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	124,000	16.120	1,998,880.00	
SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	129,523	111.300	14,415,909.90	
SWIRE PACIFIC LTD	44,366	66.800	2,963,648.80	
SWIRE PROPERTIES LTD	111,600	20.800	2,321,280.00	
TECHTRONIC INDUSTRIES CO	121,500	101.700	12,356,550.00	
WH GROUP LTD	735,500	4.740	3,486,270.00	
WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	149,733	43.400	6,498,412.20	
XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	158,000	16.700	2,638,600.00	
香港・ドル 小計	6,583,704		272,768,052.69 (4,675,244,423)	
合計	97,375,688		580,793,828,552 (580,793,828,552)	

(2) 株式以外の有価証券

2023年2月21日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,650.00	2,205,567.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	27,787.00	923,917.75	
		AMERICAN TOWER REIT INC	41,115.00	8,644,839.90	
		ANNALY MORTGAGE MANAGEMENT	41,330.00	892,314.70	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	12,246.00	2,195,340.42	
		BOSTON PROPERTIES INC	13,197.00	929,596.68	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	8,845.00	1,061,842.25	
		CROWN CASTLE INC	38,274.00	5,384,386.32	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	25,312.00	2,803,557.12	
		EQUINIX INC	8,051.00	5,770,634.76	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	15,561.00	1,118,524.68	
		EQUITY RESIDENTIAL	31,277.00	2,060,528.76	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	5,733.00	1,357,746.39	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	11,776.00	1,872,266.24	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	22,631.00	1,192,201.08	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INCORPORATED-A	33,620.00	704,675.20	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	47,197.00	1,233,257.61	

	HOST HOTELS AND RESORTS INC	62,910.00	1,065,695.40	
	INVITATION HOMES INC	53,948.00	1,760,323.24	
	IRON MOUNTAIN INC	25,657.00	1,349,558.20	
	KIMCO REALTY CORP	53,871.00	1,139,371.65	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	52,730.00	683,380.80	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	10,081.00	1,697,035.54	
	PROLOGIS INC	81,449.00	10,207,188.68	
	PUBLIC STORAGE	13,908.00	4,158,631.08	
	REALTY INCOME CORP	54,522.00	3,604,994.64	
	REGENCY CENTERS CORP	13,450.00	865,238.50	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	9,546.00	2,684,717.04	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	28,853.00	3,567,961.98	
	SUN COMMUNITIES INC	10,911.00	1,724,483.55	
	UDR INC	28,688.00	1,283,788.00	
	VENTAS INC	35,221.00	1,777,251.66	
	VICI PROPERTIES INC	85,332.00	2,891,901.48	
	WELLTOWER INC	40,993.00	3,172,858.20	
	WP CAREY INC	16,991.00	1,426,054.63	
	アメリカ・ドル 小計	1,076,663.00	85,411,631.13 (11,472,490,292)	
イギリス・ポ ンド	BRITISH LAND CO PLC	75,992.00	338,772.33	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	62,134.00	434,068.12	
	SEGRO PLC	104,284.00	885,996.86	
	イギリス・ポンド 小計	242,410.00	1,658,837.31 (268,134,463)	
オーストラ リア・ドル	DEXUS/AU	108,470.00	941,519.60	
	GOODMAN GROUP	153,432.00	3,037,953.60	
	GPT GROUP	190,460.00	870,402.20	
	MIRVAC GROUP	385,421.00	859,488.83	
	SCENTRE GROUP	492,666.00	1,433,658.06	
	STOCKLAND	232,389.00	903,993.21	
	VICINITY CENTRES	374,914.00	768,573.70	
	オーストラリア・ドル 小計	1,937,752.00	8,815,589.20 (818,262,990)	
カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	7,685.00	384,250.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	13,465.00	300,404.15	
	カナダ・ドル 小計	21,150.00	684,654.15 (68,328,484)	
シンガポ ール・ ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	301,000.00	845,810.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	468,190.00	912,970.50	

	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	294,000.00	496,860.00	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	208,700.00	356,877.00	
	シンガポール・ドル 小計	1,271,890.00	2,612,517.50 (262,714,760)	
ユーロ	COVIVIO	3,962.00	247,228.80	
	GECINA SA	3,928.00	430,116.00	
	KLEPIERRE	18,780.00	440,766.60	
	UNIBAIL-RODAMCO- WESTFIELD	10,336.00	610,857.60	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	13,567.00	405,653.30	
	ユーロ 小計	50,573.00	2,134,622.30 (306,211,569)	
香港・ドル	LINK REIT	187,171.00	9,798,401.85	
	香港・ドル 小計	187,171.00	9,798,401.85 (167,944,608)	
投資証券	合計	4,787,609	13,364,087,166 (13,364,087,166)	
合計			13,364,087,166 (13,364,087,166)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 602銘柄	67.78	—	72.44
	投資証券 35銘柄	—	1.86	
イギリス・ポンド	株式 78銘柄	4.43	—	4.65
	投資証券 3銘柄	—	0.04	
イスラエル・シェケル	株式 10銘柄	0.13	—	0.14
オーストラリア・ドル	株式 49銘柄	2.18	—	2.40
	投資証券 7銘柄	—	0.13	
カナダ・ドル	株式 85銘柄	3.51	—	3.67
	投資証券 2銘柄	—	0.01	
シンガポール・ドル	株式 15銘柄	0.34	—	0.40
	投資証券 4銘柄	—	0.04	
スイス・フラン	株式 43銘柄	2.92	—	3.04
スウェーデン・クローナ	株式 45銘柄	1.01	—	1.05
デンマーク・クローネ	株式 16銘柄	0.85	—	0.88
ニュージーランド・ドル	株式 5銘柄	0.06	—	0.06
ノルウェー・クローネ	株式 12銘柄	0.21	—	0.22
ユーロ	株式 221銘柄	9.79	—	10.23
	投資証券 5銘柄	—	0.05	
香港・ドル	株式 27銘柄	0.76	—	0.82
	投資証券 1銘柄	—	0.03	

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

(単位：円)

2023年2月21日現在

資産の部	
流動資産	
預金	257,390,497
金銭信託	4,265,485
コール・ローン	130,300,876
国債証券	57,443,562,036
派生商品評価勘定	398,485
未収入金	935,301
未収利息	338,705,778
前払費用	33,847,937
流動資産合計	58,209,406,395
資産合計	58,209,406,395
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	21,759
未払金	87,705,299
未払解約金	61,184,620
その他未払費用	159
流動負債合計	148,911,837
負債合計	148,911,837
純資産の部	
元本等	
元本	39,232,944,932
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	18,827,549,626
元本等合計	58,060,494,558
純資産合計	58,060,494,558
負債純資産合計	58,209,406,395

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年2月21日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	32,684,205,869円
同期中追加設定元本額	12,465,086,385円
同期中一部解約元本額	5,916,347,322円
元本の内訳	
ファンド名	
DCニッセイワールドセレクトファンド(債券重視型)	3,402,349,925円
DCニッセイワールドセレクトファンド(標準型)	5,837,356,069円
DCニッセイワールドセレクトファンド(株式重視型)	2,244,992,576円
ニッセイ外国債券インデックスSA(適格機関投資家限定)	880,671,607円
ニッセイインデックスバランス(債券重視型)SA(適格機関投資家限定)	2,623,744円
ニッセイインデックスバランス(標準型)SA(適格機関投資家限定)	6,983,392円
ニッセイインデックスバランス(成長型)SA(適格機関投資家限定)	4,924,346円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ外国債券インデックスファンド	14,898,244,735円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(4資産均等型)	4,621,316,547円
DCニッセイ外国債券インデックス	3,490,600,325円
DCニッセイターゲットデートファンド2055	220,216,054円
DCニッセイワールドセレクトファンド(安定型)	1,873,266,617円
DCニッセイターゲットデートファンド2045	254,661,757円
DCニッセイターゲットデートファンド2035	453,526,915円
DCニッセイターゲットデートファンド2025	67,668,950円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(6資産均等型)	192,096,676円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート/債券)	20,538,951円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(8資産均等型)	44,812,548円
DCニッセイターゲットデートファンド2060	160,140,930円
DCニッセイターゲットデートファンド2050	106,969,877円
DCニッセイターゲットデートファンド2040	229,465,772円
DCニッセイターゲットデートファンド2030	185,460,031円
FWニッセイ外国債インデックス	22,154,365円
DCニッセイターゲットデートファンド2065	11,902,223円
計	39,232,944,932円
2. 受益権の総数	39,232,944,932口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年2月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年2月21日現在	
	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
国債証券	△619,618,256	
合計	△619,618,256	

(注) 「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2022年11月22日から2023年2月21日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2023年2月21日現在			
	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
		うち 1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建				
アメリカ・ドル	65,911,302	—	66,288,028	376,726
イギリス・ポンド	47,628,575	—	48,012,320	383,745
デンマーク・クローネ	1,703,525	—	1,704,157	632
メキシコ・ペソ	915,819	—	915,610	△209
ユーロ	1,338,657	—	1,338,272	△385
合計	14,324,726	—	14,317,669	△7,057
合計	65,911,302	—	66,288,028	376,726

(注) 為替予約取引

時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年2月21日現在
1口当たり純資産額	1,4799円
(1万口当たり純資産額)	(14,799円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年2月21日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY BONDS	120,000.00	130,429.20	
		US TREASURY BONDS	120,000.00	127,532.40	
		US TREASURY BONDS	170,000.00	187,078.20	
		US TREASURY BONDS	100,000.00	104,644.00	
		US TREASURY N/B	480,000.00	393,974.40	
		US TREASURY N/B	180,000.00	193,942.80	
		US TREASURY N/B	650,000.00	543,127.00	
		US TREASURY N/B	460,000.00	432,400.00	
		US TREASURY N/B	480,000.00	459,000.00	
		US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,204,067.00	
		US TREASURY N/B	7,040,000.00	6,830,700.80	
		US TREASURY N/B	5,680,000.00	5,475,860.80	
		US TREASURY N/B	610,000.00	526,667.90	
		US TREASURY N/B	7,680,000.00	7,364,659.20	
		US TREASURY N/B	5,820,000.00	5,533,539.60	
		US TREASURY N/B	5,030,000.00	4,774,928.70	
		US TREASURY N/B	400,000.00	348,484.00	
		US TREASURY N/B	490,000.00	459,125.10	
		US TREASURY N/B	470,000.00	423,145.70	
		US TREASURY N/B	520,000.00	439,176.40	
		US TREASURY N/B	690,000.00	532,079.70	
		US TREASURY N/B	350,000.00	294,847.00	
		US TREASURY N/B	450,000.00	370,507.50	
		US TREASURY N/B	4,720,000.00	4,451,904.00	
		US TREASURY N/B	6,990,000.00	6,609,604.20	
		US TREASURY N/B	280,000.00	235,636.80	
		US TREASURY N/B	3,920,000.00	3,626,901.60	
		US TREASURY N/B	560,000.00	429,340.80	
		US TREASURY N/B	3,280,000.00	3,019,633.60	
		US TREASURY N/B	580,000.00	444,262.60	
		US TREASURY N/B	3,640,000.00	3,320,772.00	
		US TREASURY N/B	700,000.00	509,110.00	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	3,789,917.00	
		US TREASURY N/B	320,000.00	262,748.80	
		US TREASURY N/B	3,540,000.00	3,294,111.60	
		US TREASURY N/B	630,000.00	528,532.20	
		US TREASURY N/B	2,030,000.00	1,966,948.20	
		US TREASURY N/B	4,110,000.00	3,829,821.30	
		US TREASURY N/B	490,000.00	410,928.70	
		US TREASURY N/B	2,090,000.00	2,008,845.30	
US TREASURY N/B	4,930,000.00	4,560,250.00			
US TREASURY N/B	690,000.00	552,075.90			
US TREASURY N/B	1,830,000.00	1,754,787.00			
US TREASURY N/B	5,830,000.00	5,376,309.40			
US TREASURY N/B	160,000.00	169,462.40			
US TREASURY N/B	690,000.00	552,400.20			
US TREASURY N/B	3,320,000.00	3,177,074.00			

US TREASURY N/B	2,650,000.00	2,495,743.50
US TREASURY N/B	150,000.00	160,921.50
US TREASURY N/B	790,000.00	662,825.80
US TREASURY N/B	2,470,000.00	2,374,756.80
US TREASURY N/B	2,130,000.00	2,013,254.70
US TREASURY N/B	860,000.00	738,757.20
US TREASURY N/B	160,000.00	152,531.20
US TREASURY N/B	250,000.00	260,517.50
US TREASURY N/B	2,880,000.00	2,768,947.20
US TREASURY N/B	3,740,000.00	3,528,129.00
US TREASURY N/B	930,000.00	780,902.40
US TREASURY N/B	260,000.00	278,951.40
US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,688,610.00
US TREASURY N/B	1,490,000.00	1,421,609.00
US TREASURY N/B	960,000.00	864,787.20
US TREASURY N/B	280,000.00	296,142.00
US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,814,709.00
US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,170,060.00
US TREASURY N/B	1,020,000.00	859,268.40
US TREASURY N/B	2,580,000.00	2,429,534.40
US TREASURY N/B	3,860,000.00	3,516,807.40
US TREASURY N/B	280,000.00	305,001.20
US TREASURY N/B	990,000.00	814,542.30
US TREASURY N/B	2,030,000.00	1,882,256.60
US TREASURY N/B	3,540,000.00	3,081,994.80
US TREASURY N/B	930,000.00	670,613.70
US TREASURY N/B	1,830,000.00	1,673,370.30
US TREASURY N/B	3,150,000.00	2,761,164.00
US TREASURY N/B	270,000.00	267,710.40
US TREASURY N/B	860,000.00	637,070.80
US TREASURY N/B	2,130,000.00	1,949,099.10
US TREASURY N/B	1,240,000.00	1,061,502.00
US TREASURY N/B	280,000.00	290,990.00
US TREASURY N/B	1,090,000.00	740,262.60
US TREASURY N/B	140,000.00	158,085.20
US TREASURY N/B	2,070,000.00	1,798,623.00
US TREASURY N/B	850,000.00	544,629.00
US TREASURY N/B	300,000.00	331,791.00
US TREASURY N/B	2,220,000.00	1,903,472.40
US TREASURY N/B	2,220,000.00	1,759,172.40
US TREASURY N/B	1,430,000.00	821,635.10
US TREASURY N/B	1,050,000.00	668,587.50
US TREASURY N/B	1,710,000.00	1,446,882.30
US TREASURY N/B	2,320,000.00	1,867,414.40
US TREASURY N/B	1,420,000.00	872,235.00
US TREASURY N/B	1,170,000.00	777,043.80
US TREASURY N/B	1,170,000.00	994,628.70
US TREASURY N/B	2,250,000.00	1,843,402.50
US TREASURY N/B	1,580,000.00	1,033,841.40
US TREASURY N/B	1,410,000.00	1,019,162.10

	US TREASURY N/B	1,240,000.00	1,076,853.20	
	US TREASURY N/B	4,350,000.00	4,136,371.50	
	US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,002,880.50	
	US TREASURY N/B	2,220,000.00	1,879,008.00	
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,177,488.00	
	US TREASURY N/B	1,390,000.00	1,210,106.20	
	US TREASURY N/B	900,000.00	781,974.00	
	US TREASURY N/B	1,220,000.00	936,435.40	
	US TREASURY N/B	2,430,000.00	1,983,390.30	
	US TREASURY N/B	1,580,000.00	1,063,039.80	
	US TREASURY N/B	1,590,000.00	1,112,618.40	
	US TREASURY N/B	4,270,000.00	3,985,916.90	
	US TREASURY N/B	1,360,000.00	1,206,034.40	
	US TREASURY N/B	1,970,000.00	1,689,649.30	
	US TREASURY N/B	2,350,000.00	1,925,613.50	
	US TREASURY N/B	1,470,000.00	957,102.30	
	US TREASURY N/B	280,000.00	247,021.60	
	US TREASURY N/B	1,340,000.00	977,623.80	
	US TREASURY N/B	1,940,000.00	1,681,204.00	
	US TREASURY N/B	1,520,000.00	1,324,649.60	
	US TREASURY N/B	2,230,000.00	1,901,141.90	
	US TREASURY N/B	1,330,000.00	949,753.00	
	US TREASURY N/B	310,000.00	272,533.40	
	US TREASURY N/B	1,090,000.00	847,257.00	
	US TREASURY N/B	270,000.00	232,083.90	
	US TREASURY N/B	1,280,000.00	1,050,393.60	
	US TREASURY N/B	2,180,000.00	2,017,677.20	
	US TREASURY N/B	960,000.00	857,472.00	
	US TREASURY N/B	2,110,000.00	1,929,320.70	
	US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,019,231.40	
	US TREASURY N/B	820,000.00	745,937.60	
	US TREASURY N/B	330,000.00	271,590.00	
	US TREASURY N/B	2,070,000.00	2,024,542.80	
	US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,146,914.00	
	US TREASURY N/B	1,220,000.00	1,244,961.20	
	US TREASURY N/B	840,000.00	836,060.40	
	US TREASURY NOTES	150,000.00	171,744.00	
	WI TREASURY SEC.	290,000.00	305,857.20	
	WI TREASURY SEC.	1,270,000.00	706,386.70	
	WI TREASURY SEC.	1,710,000.00	1,362,579.30	
	WI TREASURY SEC.	280,000.00	295,573.60	
	WI TREASURY SEC.	270,000.00	261,635.40	
	アメリカ・ドル 小計	239,750,000.00 (32,203,220,000)	214,090,871.20 (28,756,685,824)	
イギリス・ポンド	UNITED KINGDOM GILT	440,000.00	395,326.80	
	UNITED KINGDOM GILT	340,000.00	322,554.60	
	UNITED KINGDOM GILT	330,000.00	363,904.20	
	UNITED KINGDOM GILT	270,000.00	266,171.40	
	UNITED KINGDOM GILT	430,000.00	400,054.80	

UNITED KINGDOM GILT	280,000.00	271,580.40	
UNITED KINGDOM GILT	290,000.00	280,273.40	
UNITED KINGDOM GILT	330,000.00	243,516.90	
UNITED KINGDOM GILT	320,000.00	300,700.80	
UNITED KINGDOM GILT	400,000.00	246,424.00	
UNITED KINGDOM GILT	440,000.00	337,603.20	
UNITED KINGDOM GILT	400,000.00	242,788.00	
UNITED KINGDOM GILT	360,000.00	374,202.00	
UNITED KINGDOM GILT	330,000.00	342,351.90	
UNITED KINGDOM GILT	300,000.00	273,990.00	
UNITED KINGDOM GILT	370,000.00	395,045.30	
UNITED KINGDOM GILT	280,000.00	254,884.00	
UNITED KINGDOM GILT	270,000.00	146,720.70	
UNITED KINGDOM GILT	350,000.00	339,206.00	
UNITED KINGDOM GILT	250,000.00	161,582.50	
UNITED KINGDOM GILT	290,000.00	313,147.80	
UNITED KINGDOM GILT	280,000.00	291,410.00	
UNITED KINGDOM GILT	240,000.00	272,061.60	
UNITED KINGDOM GILT	400,000.00	436,148.00	
UNITED KINGDOM GILT	290,000.00	171,738.00	
UNITED KINGDOM GILT	280,000.00	290,948.00	
UNITED KINGDOM GILT	320,000.00	272,176.00	
UNITED KINGDOM GILT	350,000.00	329,080.50	
UNITED KINGDOM GILT	320,000.00	333,014.40	
UNITED KINGDOM GILT	360,000.00	377,506.80	
UNITED KINGDOM GILT	400,000.00	430,808.00	
UNITED KINGDOM GILT	510,000.00	330,439.20	
UNITED KINGDOM GILT	340,000.00	270,300.00	
UNITED KINGDOM GILT	370,000.00	129,725.70	
UNITED KINGDOM GILT	310,000.00	282,552.60	
UNITED KINGDOM GILT	300,000.00	255,603.00	
UNITED KINGDOM GILT	220,000.00	99,044.00	
UNITED KINGDOM GILT	450,000.00	312,016.50	
UNITED KINGDOM GILT	670,000.00	647,481.30	
UNITED KINGDOM GILT	580,000.00	443,294.00	
UNITED KINGDOM GILT	360,000.00	193,813.20	
UNITED KINGDOM GILT	510,000.00	456,552.00	
UNITED KINGDOM GILT	510,000.00	278,332.50	
UNITED KINGDOM GILT	350,000.00	235,431.00	
UNITED KINGDOM GILT	420,000.00	352,989.00	
UNITED KINGDOM GILT	320,000.00	244,179.20	
UNITED KINGDOM GILT	700,000.00	654,990.00	
UNITED KINGDOM GILT	210,000.00	120,813.00	
UNITED KINGDOM GILT	750,000.00	604,800.00	
UNITED KINGDOM GILT	210,000.00	90,228.60	
UNITED KINGDOM GILT	280,000.00	293,224.40	
UNITED KINGDOM GILT	340,000.00	350,084.40	
UNITED KINGDOM GILT	440,000.00	466,681.60	
UNITED KINGDOM GILT	360,000.00	366,926.40	
UNITED KINGDOM GILT	130,000.00	127,986.30	

	UNITED KINGDOM GILT	80,000.00	77,721.60	
	UNITED KINGDOM GILT	90,000.00	89,536.50	
	UNITED KINGDOM GILT	130,000.00	125,716.50	
イギリス・ポンド 小計		20,250,000.00 (3,273,210,000)	17,377,382.50 (2,808,880,107)	
イスラエル・ シュケル	ISRAEL FIXED BOND	460,000.00	431,250.00	
	ISRAEL FIXED BOND	440,000.00	452,276.00	
	ISRAEL FIXED BOND	630,000.00	601,744.50	
	ISRAEL FIXED BOND	290,000.00	318,985.50	
	ISRAEL FIXED BOND	420,000.00	398,811.00	
	ISRAEL FIXED BOND	530,000.00	446,498.50	
	ISRAEL FIXED BOND	390,000.00	483,697.50	
	ISRAEL FIXED BOND	520,000.00	536,146.00	
	ISRAEL FIXED BOND	370,000.00	284,659.50	
	ISRAEL FIXED BOND	390,000.00	363,070.50	
	ISRAEL FIXED BOND	380,000.00	345,458.00	
	ISRAEL FIXED BOND	300,000.00	282,360.00	
	ISRAEL FIXED BOND	120,000.00	98,964.00	
	ISRAEL FIXED BOND	190,000.00	157,614.50	
イスラエル・シュケル 小計		5,430,000.00 (203,845,458)	5,201,535.50 (195,268,764)	
オーストラリ ア・ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	391,132.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	310,000.00	306,686.10	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	460,000.00	486,601.80	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	380,000.00	388,044.60	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	176,808.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	440,000.00	437,474.40	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	270,000.00	261,781.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	230,000.00	206,289.30	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	310,000.00	289,977.10	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	380,000.00	366,012.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	290,000.00	237,072.10	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	286,335.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	370,000.00	349,376.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	490,000.00	452,402.30	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	280,000.00	229,261.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	520,000.00	436,181.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	640,000.00	513,900.80	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	440,000.00	358,468.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	566,358.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	440,000.00	402,644.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	239,988.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	660,000.00	523,941.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	530,000.00	475,876.40	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	550,000.00	458,491.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	410,000.00	379,901.90	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	470,000.00	491,013.70	
AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	296,973.00		

オーストラリア・ドル 小計		11,070,000.00 (1,027,517,400)	10,008,990.50 (929,034,498)	
オフショア・人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,995,700.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,307,256.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	720,000.00	730,548.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,218,192.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,260,000.00	1,353,403.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,013,220.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,400,000.00	4,412,540.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,600,000.00	5,610,528.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,400,000.00	5,444,280.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,340,000.00	3,345,778.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,650,000.00	3,798,993.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,200,000.00	3,166,432.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,600,000.00	2,571,270.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,003,150.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	3,599,028.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	6,650,085.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,400,000.00	5,446,278.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,500,000.00	4,478,400.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,500,000.00	5,475,800.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,100,000.00	4,057,975.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,196,612.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	4,764,000.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	981,840.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,500,000.00	3,413,830.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	8,236,505.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,300,000.00	5,230,199.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	3,980,840.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	8,218,660.00	
CHINA GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,622,213.00		
CHINA GOVERNMENT BOND	4,600,000.00	4,567,754.00		
CHINA GOVERNMENT BOND	6,500,000.00	6,458,660.00		
CHINA GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,090,592.00		
オフショア・人民元 小計		125,670,000.00 (2,459,625,807)	125,440,562.00 (2,455,135,224)	
カナダ・ドル	CANADIAN GOVERNMENT	220,000.00	225,913.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	230,000.00	208,373.10	
	CANADIAN GOVERNMENT	110,000.00	130,510.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	230,000.00	224,643.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	140,000.00	123,761.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	230,000.00	221,915.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	170,000.00	159,084.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	160,000.00	182,065.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	180,000.00	163,035.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	150,000.00	140,632.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	180,000.00	217,564.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	170,000.00	185,150.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	850,000.00	648,065.50	

	CANADIAN GOVERNMENT	130,000.00	122,534.10	
	CANADIAN GOVERNMENT	130,000.00	127,085.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	180,000.00	172,735.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	680,000.00	590,947.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	190,000.00	179,741.90	
	CANADIAN GOVERNMENT	580,000.00	533,072.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	485,964.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	380,000.00	342,543.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	410,000.00	391,353.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	770,000.00	670,593.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	370,000.00	338,350.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	270,000.00	255,544.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	660,000.00	467,425.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	670,000.00	579,074.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	320,460.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	310,000.00	299,112.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	237,225.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	340,000.00	328,365.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	510,000.00	457,684.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	110,000.00	103,244.90	
	CANADIAN GOVERNMENT	340,000.00	330,027.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	330,000.00	322,660.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	230,000.00	225,066.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	450,000.00	420,430.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	340,000.00	333,200.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	240,000.00	241,135.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	297,762.00	
	カナダ・ドル 小計	13,140,000.00 (1,311,372,000)	12,004,053.40 (1,198,004,529)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE GOVERNMENT	130,000.00	132,054.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	120,000.00	114,940.80	
	SINGAPORE GOVERNMENT	140,000.00	137,760.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	170,000.00	166,515.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	160,000.00	154,240.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	160,000.00	154,480.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	180,000.00	161,157.60	
	SINGAPORE GOVERNMENT	110,000.00	107,470.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	180,000.00	177,480.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	70,000.00	62,580.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	140,000.00	114,940.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	230,000.00	229,100.70	
	SINGAPORE GOVERNMENT	210,000.00	212,730.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	180,000.00	176,184.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	110,000.00	102,190.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	120,000.00	106,308.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	100,000.00	83,587.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	100,000.00	93,300.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	50,000.00	53,575.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	60,000.00	57,088.20	

	SINGAPORE GOVERNMENT	50,000.00	49,598.50	
シンガポール・ドル 小計		2,770,000.00 (278,551,200)	2,647,278.80 (266,210,356)	
スウェーデン・ クローナ	SWEDISH GOVERNMENT	1,640,000.00	1,623,124.40	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,780,000.00	1,672,096.40	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,070,000.00	1,051,981.20	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,440,000.00	1,311,523.20	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,430,000.00	1,275,874.60	
	SWEDISH GOVERNMENT	930,000.00	1,049,765.40	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,120,000.00	923,619.20	
スウェーデン・クローナ 小計		9,410,000.00 (122,235,900)	8,907,984.40 (115,714,717)	
デンマーク・ク ローネ	KINGDOM OF DENMARK	1,000,000.00	971,980.00	
	KINGDOM OF DENMARK	1,420,000.00	1,285,739.00	
	KINGDOM OF DENMARK	1,420,000.00	1,235,414.20	
	KINGDOM OF DENMARK	1,210,000.00	655,578.00	
	KINGDOM OF DENMARK	1,720,000.00	1,373,402.80	
	KINGDOM OF DENMARK	2,400,000.00	2,996,088.00	
	KINGDOM OF DENMARK	1,400,000.00	1,330,322.00	
デンマーク・クローネ 小計		10,570,000.00 (203,683,900)	9,848,524.00 (189,781,057)	
ニュージーラン ド・ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	360,000.00	346,330.80	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	232,515.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	120,000.00	98,143.20	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	140,000.00	113,009.40	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	50,000.00	40,613.50	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	130,000.00	121,105.40	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	65,279.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	72,931.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	320,000.00	282,748.80	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	120,000.00	99,076.80	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	70,000.00	69,155.10	
ニュージーランド・ドル 小計		1,760,000.00 (147,840,000)	1,540,908.00 (129,436,272)	
ノルウェー・ク ローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,370,000.00	1,363,150.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,257,945.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	980,000.00	930,176.80	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	870,000.00	821,645.40	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	850,000.00	800,351.50	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	850,000.00	777,333.50	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,240,000.00	1,090,009.60	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	840,000.00	716,688.00	
ノルウェー・クローネ 小計		9,100,000.00 (119,483,000)	8,486,923.80 (111,433,309)	
ポーランド・ズ	POLAND GOVERNMENT BOND	810,000.00	753,462.00	

ロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	970,000.00	853,939.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	690,000.00	586,810.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	800,000.00	672,040.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	860,000.00	825,041.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,010,000.00	808,757.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	970,000.00	909,539.90	
	POLAND GOVERNMENT BOND	180,000.00	173,979.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	670,000.00	595,496.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	770,000.00	532,262.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	710,000.00	568,142.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	780,000.00	529,659.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	690,000.00	620,448.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	110,000.00	114,372.50	
	ポーランド・ズロチ 小計		10,020,000.00 (303,085,962)	8,543,949.40 (258,438,236)
マレーシア・リンギット	MALAYSIA GOVERNMENT	550,000.00	551,221.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT	420,000.00	438,706.80	
	MALAYSIA GOVERNMENT	410,000.00	403,194.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT	160,000.00	172,585.60	
	MALAYSIA GOVERNMENT	770,000.00	778,693.30	
	MALAYSIA GOVERNMENT	610,000.00	616,667.30	
	MALAYSIA GOVERNMENT	680,000.00	688,466.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT	360,000.00	369,457.20	
	MALAYSIA GOVERNMENT	380,000.00	387,907.80	
	MALAYSIA GOVERNMENT	320,000.00	324,640.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT	370,000.00	375,228.10	
	MALAYSIA GOVERNMENT	210,000.00	221,577.30	
	MALAYSIA GOVERNMENT	540,000.00	573,847.20	
	MALAYSIA GOVERNMENT	120,000.00	121,299.60	
	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	404,880.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT	270,000.00	272,532.60	
	MALAYSIA GOVERNMENT	280,000.00	303,696.40	
	MALAYSIA GOVERNMENT	190,000.00	201,249.90	
	MALAYSIA GOVERNMENT	440,000.00	441,654.40	
	MALAYSIA GOVERNMENT	270,000.00	291,103.20	
	MALAYSIA GOVERNMENT	360,000.00	351,691.20	
	MALAYSIA GOVERNMENT	540,000.00	508,723.20	
	MALAYSIA GOVERNMENT	580,000.00	547,061.80	
	MALAYSIA GOVERNMENT	240,000.00	219,252.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT	190,000.00	185,422.90	
MALAYSIA GOVERNMENT	300,000.00	318,015.00		
MALAYSIA GOVERNMENT	160,000.00	166,745.60		
MALAYSIAN GOVERNMENT	340,000.00	338,402.00		
マレーシア・リンギット 小計		10,460,000.00 (316,890,930)	10,573,921.40 (320,342,236)	
メキシコ・ペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,720,000.00	1,569,448.40	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,010,000.00	8,351,459.10	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	5,870,000.00	5,129,147.30	

	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,550,000.00	8,493,674.50	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	5,240,000.00	4,704,262.40	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	5,240,000.00	5,175,757.60	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,650,000.00	1,784,244.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,880,000.00	6,577,004.80	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,520,000.00	7,005,481.60	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	5,640,000.00	5,482,192.80	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,710,000.00	4,458,862.80	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	3,820,000.00	3,293,298.40	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,900,000.00	2,598,516.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,800,000.00	1,615,482.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,800,000.00	1,630,296.00	
	メキシコ・ペソ 小計	73,350,000.00 (536,313,195)	67,869,127.70 (496,238,701)	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	320,000.00	318,067.20	
	BELGIUM KINGDOM	420,000.00	495,810.00	
	BELGIUM KINGDOM	210,000.00	223,385.40	
	BELGIUM KINGDOM	190,000.00	204,650.90	
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	197,104.00	
	BELGIUM KINGDOM	380,000.00	326,397.20	
	BELGIUM KINGDOM	250,000.00	262,342.50	
	BELGIUM KINGDOM	480,000.00	457,742.40	
	BELGIUM KINGDOM	180,000.00	150,667.20	
	BELGIUM KINGDOM	360,000.00	339,580.80	
	BELGIUM KINGDOM	230,000.00	164,190.10	
	BELGIUM KINGDOM	170,000.00	129,227.20	
	BELGIUM KINGDOM	330,000.00	303,329.40	
	BELGIUM KINGDOM	270,000.00	259,421.40	
	BELGIUM KINGDOM	150,000.00	118,422.00	
	BELGIUM KINGDOM	150,000.00	119,592.00	
	BELGIUM KINGDOM	430,000.00	484,622.90	
	BELGIUM KINGDOM	350,000.00	316,071.00	
	BELGIUM KINGDOM	230,000.00	194,393.70	
	BELGIUM KINGDOM	400,000.00	356,048.00	
	BELGIUM KINGDOM	240,000.00	170,743.20	
	BELGIUM KINGDOM	270,000.00	221,391.90	
	BELGIUM KINGDOM	190,000.00	117,781.00	
	BELGIUM KINGDOM	210,000.00	184,382.10	
	BELGIUM KINGDOM	370,000.00	416,509.00	
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	232,530.00	
	BELGIUM KINGDOM	120,000.00	49,256.40	
	BELGIUM KINGDOM	350,000.00	274,659.00	
	BELGIUM KINGDOM	230,000.00	146,878.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	93,324.00	
	BELGIUM KINGDOM	150,000.00	148,572.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	340,000.00	409,737.40	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	510,000.00	514,508.40	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	530,000.00	527,625.60	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	540,000.00	622,225.80	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	470,000.00	497,095.50	

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	440,408.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	480,000.00	523,603.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	460,000.00	445,965.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	510,000.00	466,874.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	630,000.00	615,793.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	550,000.00	531,327.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	430,000.00	374,061.30	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	320,000.00	291,446.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	570,000.00	535,708.80	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	510,000.00	478,752.30	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	410,000.00	370,496.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	540,000.00	501,287.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	510,000.00	467,863.80	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	370,000.00	305,664.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	440,000.00	504,636.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	520,000.00	621,072.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	457,065.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	452,165.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	470,000.00	388,624.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	380,000.00	365,130.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	480,000.00	406,300.80	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	290,000.00	294,622.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	550,000.00	455,592.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	380,000.00	393,911.80	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	460,000.00	433,789.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	460,000.00	416,396.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	450,000.00	239,499.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	540,000.00	467,024.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	460,000.00	517,688.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	380,000.00	255,029.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	450,000.00	410,958.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	520,000.00	402,641.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	420,000.00	404,111.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	130,000.00	62,396.10	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	450,000.00	386,190.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	310,000.00	211,305.30	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	460,000.00	363,114.80	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	170,000.00	105,989.90	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	460,000.00	407,514.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	396,020.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	460,000.00	428,784.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	220,000.00	144,348.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	280,000.00	240,842.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	440,000.00	408,742.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	110,000.00	103,859.80	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,000.00	39,552.40	
BUNDESobligation	480,000.00	457,833.60	
BUNDESobligation	500,000.00	471,235.00	
BUNDESobligation	570,000.00	531,091.80	
BUNDESobligation	130,000.00	121,423.90	

BUNDES OblIGATION	610,000.00	562,102.80	
BUNDES OblIGATION	520,000.00	503,500.40	
BUNDES OblIGATION	500,000.00	455,350.00	
BUNDES OblIGATION	480,000.00	432,196.80	
BUNDES OblIGATION	580,000.00	549,155.60	
BUNDES OblIGATION	110,000.00	104,480.20	
BUNDES OblIGATION	110,000.00	108,253.20	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	470,000.00	464,533.90	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	510,000.00	501,238.20	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	670,000.00	680,820.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	430,000.00	418,213.70	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	640,000.00	611,584.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	650,000.00	622,635.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	710,000.00	666,548.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	520,000.00	636,901.20	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	690,000.00	631,011.90	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	640,000.00	584,972.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	690,000.00	631,908.90	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	390,000.00	480,600.90	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	440,000.00	577,112.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	740,000.00	583,090.40	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	610,000.00	553,941.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	532,536.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	620,000.00	544,911.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	640,000.00	547,673.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	750,000.00	397,755.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	420,000.00	468,085.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	507,600.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	470,000.00	418,027.40	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	480,000.00	354,004.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	710,000.00	594,227.40	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	590,000.00	691,480.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	167,704.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	496,350.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	530,000.00	380,598.30	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	210,000.00	111,816.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	680,000.00	555,981.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	570,000.00	496,105.20	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	190,000.00	155,518.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	202,576.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	660,000.00	532,725.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	250,000.00	309,667.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	630,000.00	635,077.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	240,000.00	193,713.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	590,000.00	554,198.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	170,000.00	166,173.30	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	140,000.00	121,805.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	110,000.00	108,461.10	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	370,000.00	358,848.20	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	390,000.00	376,357.80	

BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	390,000.00	375,230.70	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	280,000.00	276,592.40	
BUONI POLIENNALI DEL TES	380,000.00	395,944.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES	520,000.00	582,613.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	610,000.00	589,382.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	390,000.00	394,426.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	443,610.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	380,000.00	317,786.40	
BUONI POLIENNALI DEL TES	560,000.00	537,000.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES	590,000.00	577,025.90	
BUONI POLIENNALI DEL TES	540,000.00	442,346.40	
BUONI POLIENNALI DEL TES	480,000.00	504,475.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	440,000.00	442,362.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES	440,000.00	423,108.40	
BUONI POLIENNALI DEL TES	650,000.00	743,216.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	303,064.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	480,000.00	451,756.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES	370,000.00	292,377.70	
BUONI POLIENNALI DEL TES	460,000.00	422,993.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	138,860.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	420,000.00	355,710.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	378,200.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	491,150.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	390,000.00	336,070.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES	410,000.00	383,874.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES	320,000.00	269,158.40	
BUONI POLIENNALI DEL TES	550,000.00	509,041.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	650,000.00	707,648.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	475,885.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	310,000.00	280,491.10	
BUONI POLIENNALI DEL TES	310,000.00	283,129.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	490,000.00	467,298.30	
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	252,933.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	540,000.00	575,515.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES	510,000.00	429,812.70	
BUONI POLIENNALI DEL TES	480,000.00	494,803.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	470,000.00	502,806.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	340,000.00	238,125.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES	310,000.00	222,793.90	
BUONI POLIENNALI DEL TES	530,000.00	560,607.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	430,000.00	405,627.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	323,008.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	460,000.00	472,783.40	
BUONI POLIENNALI DEL TES	510,000.00	431,031.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	350,000.00	238,441.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	387,340.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	440,000.00	403,251.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	520,000.00	409,635.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	350,000.00	204,277.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	360,000.00	234,914.40	

BUONI POLIENNALI DEL TES	460,000.00	348,238.40	
BUONI POLIENNALI DEL TES	290,000.00	173,756.40	
BUONI POLIENNALI DEL TES	480,000.00	426,609.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	110,000.00	64,191.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	340,000.00	286,582.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	440,000.00	339,702.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	590,000.00	568,040.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	310,000.00	294,921.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	420,000.00	372,334.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	470,000.00	459,862.10	
BUONI POLIENNALI DEL TES	420,000.00	378,840.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	460,000.00	412,463.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	410,000.00	345,039.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	420,000.00	400,852.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	360,000.00	347,360.40	
BUONI POLIENNALI DEL TES	550,000.00	618,497.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	340,000.00	279,340.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	341,518.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	390,000.00	380,499.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	330,000.00	310,546.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	190,000.00	121,349.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	287,946.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	310,000.00	280,856.90	
BUONI POLIENNALI DEL TES	320,000.00	302,950.40	
BUONI POLIENNALI DEL TES	370,000.00	320,926.90	
BUONI POLIENNALI DEL TES	370,000.00	348,107.10	
BUONI POLIENNALI DEL TES	160,000.00	139,502.40	
BUONI POLIENNALI DEL TES	390,000.00	372,578.70	
BUONI POLIENNALI DEL TES	170,000.00	164,279.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	270,000.00	269,740.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES	160,000.00	161,467.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	250,000.00	248,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	90,000.00	88,472.70	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	148,920.00	
DEUTSCHLAND REP	360,000.00	410,983.20	
DEUTSCHLAND REP	290,000.00	336,626.20	
DEUTSCHLAND REP	300,000.00	333,867.00	
DEUTSCHLAND REP	460,000.00	559,889.00	
FINNISH GOVERNMENT	110,000.00	109,571.00	
FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	99,000.00	
FINNISH GOVERNMENT	120,000.00	112,803.60	
FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	84,372.00	
FINNISH GOVERNMENT	140,000.00	133,441.00	
FINNISH GOVERNMENT	140,000.00	130,795.00	
FINNISH GOVERNMENT	140,000.00	126,341.60	
FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	81,867.00	
FINNISH GOVERNMENT	110,000.00	80,813.70	
FINNISH GOVERNMENT	130,000.00	111,727.20	
FINNISH GOVERNMENT	80,000.00	54,584.80	
FINNISH GOVERNMENT	90,000.00	92,654.10	

FINNISH GOVERNMENT	80,000.00	49,328.80
FINNISH GOVERNMENT	120,000.00	96,484.80
FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	46,478.00
FINNISH GOVERNMENT	140,000.00	110,574.80
FINNISH GOVERNMENT	110,000.00	96,613.00
FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	95,701.00
FINNISH GOVERNMENT	90,000.00	81,455.40
FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	62,082.00
FINNISH GOVERNMENT	130,000.00	114,163.40
FINNISH GOVERNMENT	90,000.00	85,014.90
FRANCE (GOVT OF)	1,150,000.00	1,147,792.00
FRANCE (GOVT OF)	630,000.00	735,121.80
FRANCE (GOVT OF)	650,000.00	654,238.00
FRANCE (GOVT OF)	630,000.00	679,612.50
FRANCE (GOVT OF)	810,000.00	802,102.50
FRANCE (GOVT OF)	830,000.00	812,677.90
FRANCE (GOVT OF)	1,230,000.00	1,207,749.30
FRANCE (GOVT OF)	980,000.00	928,589.20
FRANCE (GOVT OF)	820,000.00	780,098.80
FRANCE (GOVT OF)	1,250,000.00	1,132,437.50
FRANCE (GOVT OF)	840,000.00	966,403.20
FRANCE (GOVT OF)	1,080,000.00	1,002,034.80
FRANCE (GOVT OF)	360,000.00	246,844.80
FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	799,180.00
FRANCE (GOVT OF)	840,000.00	763,912.80
FRANCE (GOVT OF)	660,000.00	545,430.60
FRANCE (GOVT OF)	820,000.00	761,345.40
FRANCE (GOVT OF)	650,000.00	516,139.00
FRANCE (GOVT OF)	1,220,000.00	1,098,890.60
FRANCE (GOVT OF)	850,000.00	707,421.00
FRANCE (GOVT OF)	1,210,000.00	1,079,598.30
FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	871,119.00
FRANCE (GOVT OF)	560,000.00	616,016.80
FRANCE (GOVT OF)	820,000.00	962,712.80
FRANCE (GOVT OF)	710,000.00	494,209.70
FRANCE (GOVT OF)	1,210,000.00	1,052,700.00
FRANCE (GOVT OF)	1,020,000.00	959,391.60
FRANCE (GOVT OF)	970,000.00	805,439.50
FRANCE (GOVT OF)	720,000.00	392,803.20
FRANCE (GOVT OF)	970,000.00	890,663.70
FRANCE (GOVT OF)	950,000.00	968,705.50
FRANCE (GOVT OF)	350,000.00	410,613.00
FRANCE (GOVT OF)	1,100,000.00	887,106.00
FRANCE (GOVT OF)	550,000.00	355,272.50
FRANCE (GOVT OF)	220,000.00	84,455.80
FRANCE (GOVT OF)	350,000.00	207,025.00
FRANCE (GOVT OF)	1,040,000.00	812,936.80
FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	805,257.00
FRANCE (GOVT OF)	660,000.00	640,338.60
FRANCE (GOVT OF)	670,000.00	356,821.90

FRANCE (GOVT OF)	760,000.00	583,832.00	
FRANCE (GOVT OF)	690,000.00	650,483.70	
FRANCE (GOVT OF)	170,000.00	130,876.20	
FRANCE (GOVT OF)	750,000.00	928,777.50	
FRANCE (GOVT OF)	790,000.00	714,468.10	
FRANCE (GOVT OF)	740,000.00	682,724.00	
FRANCE (GOVT OF)	430,000.00	495,071.90	
FRANCE (GOVT OF)	110,000.00	97,995.70	
IRELAND GOVERNMENT BOND	170,000.00	170,918.00	
IRELAND GOVERNMENT BOND	230,000.00	185,759.50	
IRELAND GOVERNMENT BOND	200,000.00	194,844.00	
IRELAND GOVERNMENT BOND	250,000.00	236,790.00	
IRELAND GOVERNMENT BOND	140,000.00	116,897.20	
IRELAND GOVERNMENT BOND	180,000.00	163,850.40	
IRELAND GOVERNMENT BOND	110,000.00	93,520.90	
IRELAND GOVERNMENT BOND	150,000.00	134,040.00	
IRELAND GOVERNMENT BOND	220,000.00	198,666.60	
IRELAND GOVERNMENT BOND	170,000.00	118,112.60	
IRELAND GOVERNMENT BOND	110,000.00	80,375.90	
IRELAND GOVERNMENT BOND	240,000.00	252,151.20	
IRELAND GOVERNMENT BOND	160,000.00	143,736.00	
IRELAND GOVERNMENT BOND	170,000.00	139,570.00	
IRELAND GOVERNMENT BOND	200,000.00	156,132.00	
IRELAND GOVERNMENT BOND	90,000.00	57,245.40	
IRELAND GOVERNMENT BOND	70,000.00	68,091.10	
IRISH GOVERNMENT BOND	100,000.00	78,643.00	
ITALIAN GOVT	200,000.00	225,900.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	440,000.00	447,814.40	
NETHERLANDS GOVERNMENT	330,000.00	323,307.60	
NETHERLANDS GOVERNMENT	370,000.00	365,008.70	
NETHERLANDS GOVERNMENT	430,000.00	404,625.70	
NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	371,132.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	330,000.00	303,870.60	
NETHERLANDS GOVERNMENT	360,000.00	325,656.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	380,000.00	432,196.80	
NETHERLANDS GOVERNMENT	260,000.00	223,561.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	330,000.00	230,683.20	
NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	246,720.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	457,796.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	340,000.00	306,176.80	
NETHERLANDS GOVERNMENT	290,000.00	141,665.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	320,000.00	256,067.20	
NETHERLANDS GOVERNMENT	170,000.00	112,599.50	
NETHERLANDS GOVERNMENT	280,000.00	315,585.20	
NETHERLANDS GOVERNMENT	270,000.00	230,817.60	
NETHERLANDS GOVERNMENT	260,000.00	239,860.40	
NETHERLANDS GOVERNMENT	290,000.00	237,164.90	
NETHERLANDS GOVERNMENT	150,000.00	130,686.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	180,000.00	168,537.60	
REPUBLIC OF AUSTRIA	80,000.00	93,091.20	

	REPUBLIC OF AUSTRIA	160,000.00	161,512.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	240,000.00	235,022.40	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	280,000.00	268,721.60	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	360,000.00	334,162.80	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	210,000.00	154,623.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	290,000.00	264,033.40	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	60,000.00	36,190.80	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	130,000.00	95,041.70	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	227,924.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	240,000.00	216,816.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	320,000.00	356,643.20	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	270,000.00	234,697.50	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	150,000.00	159,135.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	260,000.00	212,225.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	170,000.00	98,168.20	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	120,000.00	69,225.60	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	90,000.00	37,108.80	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	290,000.00	229,485.70	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	70,000.00	31,536.40	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	190,000.00	178,499.30	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	130,000.00	88,874.50	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	240,000.00	230,414.40	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	140,000.00	119,113.40	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	250,000.00	208,755.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	90,000.00	70,849.80	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	120,000.00	116,815.20	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	110,000.00	108,237.80	
	ユーロ 小計	146,440,000.00 (21,006,818,000)	133,934,877.70 (19,212,958,206)	
国債証券	合計	63,513,692,752 (63,513,692,752)	57,443,562,036 (57,443,562,036)	
合計			57,443,562,036 (57,443,562,036)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 139銘柄	49.53	50.06
イギリス・ポンド	国債証券 58銘柄	4.84	4.89
イスラエル・シケル	国債証券 14銘柄	0.34	0.34
オーストラリア・ドル	国債証券 27銘柄	1.60	1.62
オフショア・人民元	国債証券 32銘柄	4.23	4.27
カナダ・ドル	国債証券 40銘柄	2.06	2.09
シンガポール・ドル	国債証券 21銘柄	0.46	0.46
スウェーデン・クローナ	国債証券 7銘柄	0.20	0.20
デンマーク・クローネ	国債証券 7銘柄	0.33	0.33
ニュージーランド・ドル	国債証券 11銘柄	0.22	0.23
ノルウェー・クローネ	国債証券 9銘柄	0.19	0.19
ポーランド・ズロチ	国債証券 14銘柄	0.45	0.45
マレーシア・リングgit	国債証券 28銘柄	0.55	0.56
メキシコ・ペソ	国債証券 15銘柄	0.85	0.86
ユーロ	国債証券 363銘柄	33.09	33.45

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

中間財務諸表

DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）

1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年2月22日から2023年8月21日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）

1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年2月22日から2023年8月21日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）

1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年2月22日から2023年8月21日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）の2023年2月22日から2023年8月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）の2023年8月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月22日から2023年8月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

【DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 2023年2月21日現在	第21期中間計算期間 2023年8月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	40,494,675	7,570,937
コール・ローン	1,237,020,473	1,312,972,114
親投資信託受益証券	23,854,764,989	26,093,580,771
未収入金	11,033,326	30,442,907
流動資産合計	25,143,313,463	27,444,566,729
資産合計	25,143,313,463	27,444,566,729
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,178,701	31,806,775
未払受託者報酬	2,728,212	2,890,987
未払委託者報酬	16,369,502	17,346,091
その他未払費用	510,847	525,462
流動負債合計	30,787,262	52,569,315
負債合計	30,787,262	52,569,315
純資産の部		
元本等		
元本	12,591,918,256	12,994,842,845
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	12,520,607,945	14,397,154,569
（分配準備積立金）	2,057,589,773	1,936,171,468
元本等合計	25,112,526,201	27,391,997,414
純資産合計	25,112,526,201	27,391,997,414
負債純資産合計	25,143,313,463	27,444,566,729

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第20期中間計算期間 自 2022年2月22日 至 2022年8月21日	第21期中間計算期間 自 2023年2月22日 至 2023年8月21日
営業収益		
受取利息	10,421	12,837
有価証券売買等損益	796,575,953	1,461,658,910
営業収益合計	796,586,374	1,461,671,747
営業費用		
支払利息	201,785	358,212
受託者報酬	2,562,275	2,890,987
委託者報酬	15,373,868	17,346,091
その他費用	507,750	537,272
営業費用合計	18,645,678	21,132,562
営業利益又は営業損失(△)	777,940,696	1,440,539,185
経常利益又は経常損失(△)	777,940,696	1,440,539,185
中間純利益又は中間純損失(△)	777,940,696	1,440,539,185
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	9,394,350	61,110,696
期首剰余金又は期首欠損金(△)	11,246,250,495	12,520,607,945
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,202,087,668	1,271,968,545
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,202,087,668	1,271,968,545
剰余金減少額又は欠損金増加額	570,786,267	774,850,410
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	570,786,267	774,850,410
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	12,646,098,242	14,397,154,569

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第21期中間計算期間	
	自	至
	2023年2月22日	2023年8月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第20期	第21期中間計算期間
	2023年2月21日現在	2023年8月21日現在
1. 期首元本額	11,486,443,851円	12,591,918,256円
期中追加設定元本額	2,316,630,394円	1,180,370,011円
期中一部解約元本額	1,211,155,989円	777,445,422円
2. 受益権の総数	12,591,918,256口	12,994,842,845口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期	第21期中間計算期間
	2023年2月21日現在	2023年8月21日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第20期 2023年2月21日現在	第21期中間計算期間 2023年8月21日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,9943円 (19,943円)	2,1079円 (21,079円)

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）の2023年2月22日から2023年8月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）の2023年8月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月22日から2023年8月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

【DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 2023年2月21日現在	第21期中間計算期間 2023年8月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	90,472,997	17,046,870
コール・ローン	2,763,744,840	2,956,313,637
親投資信託受益証券	54,857,246,419	61,773,926,648
未収入金	18,826,661	42,838,329
流動資産合計	57,730,290,917	64,790,125,484
資産合計	57,730,290,917	64,790,125,484
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,824,327	44,533,127
未払受託者報酬	6,174,506	6,718,278
未払委託者報酬	37,047,174	40,309,912
その他未払費用	856,664	910,571
流動負債合計	62,902,671	92,471,888
負債合計	62,902,671	92,471,888
純資産の部		
元本等		
元本	22,536,136,173	23,399,047,060
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	35,131,252,073	41,298,606,536
（分配準備積立金）	9,882,921,301	9,379,360,169
元本等合計	57,667,388,246	64,697,653,596
純資産合計	57,667,388,246	64,697,653,596
負債純資産合計	57,730,290,917	64,790,125,484

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第20期中間計算期間 自 2022年2月22日 至 2022年8月21日	第21期中間計算期間 自 2023年2月22日 至 2023年8月21日
営業収益		
受取利息	23,100	28,816
有価証券売買等損益	2,710,147,795	4,747,411,306
営業収益合計	2,710,170,895	4,747,440,122
営業費用		
支払利息	446,917	803,816
受託者報酬	5,731,053	6,718,278
委託者報酬	34,386,530	40,309,912
その他費用	845,282	937,052
営業費用合計	41,409,782	48,769,058
営業利益又は営業損失(△)	2,668,761,113	4,698,671,064
経常利益又は経常損失(△)	2,668,761,113	4,698,671,064
中間純利益又は中間純損失(△)	2,668,761,113	4,698,671,064
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	25,837,479	151,527,682
期首剰余金又は期首欠損金(△)	30,210,615,440	35,131,252,073
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,975,829,347	3,494,157,964
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,975,829,347	3,494,157,964
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,253,858,190	1,873,946,883
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,253,858,190	1,873,946,883
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	34,575,510,231	41,298,606,536

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第21期中間計算期間 自 2023年2月22日 至 2023年8月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第20期 2023年2月21日現在	第21期中間計算期間 2023年8月21日現在
1. 期首元本額	20,426,938,640円	22,536,136,173円
期中追加設定元本額	3,940,594,899円	2,062,504,773円
期中一部解約元本額	1,831,397,366円	1,199,593,886円
2. 受益権の総数	22,536,136,173口	23,399,047,060口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期 2023年2月21日現在	第21期中間計算期間 2023年8月21日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第20期 2023年2月21日現在	第21期中間計算期間 2023年8月21日現在
1口当たり純資産額	2,5589円	2,7650円
(1万口当たり純資産額)	(25,589円)	(27,650円)

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）の2023年2月22日から2023年8月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）の2023年8月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月22日から2023年8月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

【DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 2023年2月21日現在	第21期中間計算期間 2023年8月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	51,105,079	9,846,250
コール・ローン	1,561,144,237	1,707,562,852
親投資信託受益証券	31,807,021,303	37,320,051,673
未収入金	18,026,205	28,293,266
流動資産合計	33,437,296,824	39,065,754,041
資産合計	33,437,296,824	39,065,754,041
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,398,064	29,443,127
未払受託者報酬	3,530,741	3,960,603
未払委託者報酬	21,184,693	23,763,852
その他未払費用	591,350	632,994
流動負債合計	43,704,848	57,800,576
負債合計	43,704,848	57,800,576
純資産の部		
元本等		
元本	10,460,805,774	11,065,842,538
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	22,932,786,202	27,942,110,927
（分配準備積立金）	6,439,679,236	5,988,138,781
元本等合計	33,393,591,976	39,007,953,465
純資産合計	33,393,591,976	39,007,953,465
負債純資産合計	33,437,296,824	39,065,754,041

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第20期中間計算期間 自 2022年2月22日 至 2022年8月21日	第21期中間計算期間 自 2023年2月22日 至 2023年8月21日
営業収益		
受取利息	12,871	16,452
有価証券売買等損益	2,029,708,726	3,580,875,485
営業収益合計	2,029,721,597	3,580,891,937
営業費用		
支払利息	249,220	459,549
受託者報酬	3,219,747	3,960,603
委託者報酬	19,318,656	23,763,852
その他費用	577,496	648,088
営業費用合計	23,365,119	28,832,092
営業利益又は営業損失(△)	2,006,356,478	3,552,059,845
経常利益又は経常損失(△)	2,006,356,478	3,552,059,845
中間純利益又は中間純損失(△)	2,006,356,478	3,552,059,845
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	27,856,208	144,396,983
期首剰余金又は期首欠損金(△)	18,798,618,231	22,932,786,202
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,443,478,009	3,316,573,550
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,443,478,009	3,316,573,550
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,143,681,469	1,714,911,687
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,143,681,469	1,714,911,687
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	22,076,915,041	27,942,110,927

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第21期中間計算期間	
	自	至
	2023年2月22日	2023年8月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第20期	第21期中間計算期間
	2023年2月21日現在	2023年8月21日現在
1. 期首元本額	9,302,187,332円	10,460,805,774円
期中追加設定元本額	2,324,599,896円	1,385,137,802円
期中一部解約元本額	1,165,981,454円	780,101,038円
2. 受益権の総数	10,460,805,774口	11,065,842,538口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期	第21期中間計算期間
	2023年2月21日現在	2023年8月21日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第20期 2023年2月21日現在	第21期中間計算期間 2023年8月21日現在
1口当たり純資産額	3,1923円	3,5251円
(1万口当たり純資産額)	(31,923円)	(35,251円)

(参考)

「DCニッセイワールドセレクトファンド(債券重視型)」、「DCニッセイワールドセレクトファンド(標準型)」、「DCニッセイワールドセレクトファンド(株式重視型)」は、「ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド」受益証券、「ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日(以下、「計算日」という。)における同親投資信託の状況は以下の通りであります。それらは監査意見の対象外であります。

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
貸借対照表

(単位:円)

2023年8月21日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	22,439,833
コール・ローン	3,891,575,501
株式	182,440,644,200
派生商品評価勘定	6,927,450
未収配当金	253,271,943
前払金	68,330,000
差入委託証拠金	153,720,000
流動資産合計	186,836,908,927
資産合計	186,836,908,927
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	71,989,850
未払解約金	203,599,155
その他未払費用	5,490
流動負債合計	275,594,495
負債合計	275,594,495
純資産の部	
元本等	
元本	71,147,362,561
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	115,413,951,871
元本等合計	186,561,314,432
純資産合計	186,561,314,432
負債純資産合計	186,836,908,927

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年2月22日 至 2023年8月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年8月21日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	81,220,752,700円
同期中追加設定元本額	9,315,112,622円
同期中一部解約元本額	19,388,502,761円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイTOPIXオープン	5,385,438,358円
ニッセイ国内株式インデックスSA (適格機関投資家限定)	3,170,439,779円
ニッセイ日本バランス (成長型) SA (適格機関投資家限定)	3,251,770円
DCニッセイワールドセレクトファンド (債券重視型)	2,064,496,884円
DCニッセイワールドセレクトファンド (標準型)	7,461,446,283円
DCニッセイワールドセレクトファンド (株式重視型)	6,022,355,062円
ニッセイインデックスバランス (債券重視型) SA (適格機関投資家限定)	2,536,801円
ニッセイインデックスバランス (標準型) SA (適格機関投資家限定)	11,253,945円
ニッセイインデックスバランス (成長型) SA (適格機関投資家限定)	10,341,093円
DCニッセイ国内株式インデックス	2,424,369,185円
<購入・換金手数料なし>ニッセイTOPIXインデックスファンド	24,177,843,517円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド (4資産均等型)	3,236,998,571円
DCニッセイターゲットデートファンド2055	339,148,951円
DCニッセイワールドセレクトファンド (安定型)	227,725,947円
DCニッセイターゲットデートファンド2045	387,871,977円
DCニッセイターゲットデートファンド2035	608,170,108円
DCニッセイターゲットデートファンド2025	43,165,115円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド (6資産均等型)	121,132,439円
ニッセイ・インデックスパッケージ (内外・株式)	10,206,292円
ニッセイ・インデックスパッケージ (内外・株式/リート)	13,235,750円
ニッセイ・インデックスパッケージ (内外・株式/リート/債券)	4,784,776円
ニッセイ・インデックスパッケージ (国内・株式/リート/債券)	8,675,696円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド (8資産均等型)	27,952,656円
DCニッセイターゲットデートファンド2060	256,384,217円
DCニッセイターゲットデートファンド2050	164,749,579円
DCニッセイターゲットデートファンド2040	338,103,197円
DCニッセイターゲットデートファンド2030	198,838,541円
ニッセイ国内株式市場連動SAファンド (適格機関投資家限定)	14,313,327,512円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ世界株式ファンド (GDP型バスケット)	25,160,613円
ニッセイ 国内3資産 高値参照型 バランスファンド (安定型)	38,532円
ニッセイ 国内3資産 高値参照型 バランスファンド (積極型)	83,897円
FWニッセイ国内株インデックス	48,181,417円
DCニッセイターゲットデートファンド2065	39,654,101円
計	71,147,362,561円
2. 受益権の総数	71,147,362,561口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年8月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2023年8月21日現在				
	契約額等(円)	うち		時価(円)	評価損益(円)
		1年超			
市場取引 先物取引 買建	3,826,490,000	—		3,761,520,000	△64,970,000
合計	3,826,490,000	—		3,761,520,000	△64,970,000

(注) 株価指数先物取引

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年8月21日現在
1口当たり純資産額	2.6222円
(1万口当たり純資産額)	(26,222円)

(単位：円)

2023年8月21日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	2,482,112
コール・ローン	430,454,429
国債証券	66,634,168,540
未収利息	171,509,298
前払費用	24,347,140
流動資産合計	67,262,961,519
資産合計	67,262,961,519
負債の部	
流動負債	
未払解約金	49,013,996
その他未払費用	780
流動負債合計	49,014,776
負債合計	49,014,776
純資産の部	
元本等	
元本	51,611,155,609
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	15,602,791,134
元本等合計	67,213,946,743
純資産合計	67,213,946,743
負債純資産合計	67,262,961,519

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年2月22日 至 2023年8月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年8月21日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	46,476,547,724円
同期中追加設定元本額	8,817,110,600円
同期中一部解約元本額	3,682,502,715円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ国内債券インデックスSA (適格機関投資家限定)	1,701,287,151円
DCニッセイ国内債券インデックス	7,771,967,347円
ニッセイ日本バランス (成長型) SA (適格機関投資家限定)	3,653,360円
DCニッセイワールドセレクトファンド (債券重視型)	9,537,114,285円
DCニッセイワールドセレクトファンド (標準型)	14,974,479,034円
DCニッセイワールドセレクトファンド (株式重視型)	4,528,488,028円
ニッセイインデックスバランス (債券重視型) SA (適格機関投資家限定)	14,307,864円
ニッセイインデックスバランス (標準型) SA (適格機関投資家限定)	27,239,881円
ニッセイインデックスバランス (成長型) SA (適格機関投資家限定)	11,162,225円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ国内債券インデックスファンド	6,417,583,535円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド (4資産均等型)	6,606,054,316円
ニッセイ日経225高値参照型アロケーションファンド	16,930,900円
ニッセイ 国内3資産 高値参照型 バランスファンド (安定型)	547,246円
ニッセイ 国内3資産 高値参照型 バランスファンド (積極型)	340,437円
計	51,611,155,609円
2. 受益権の総数	51,611,155,609口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年8月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年8月21日現在
1口当たり純資産額	1.3023円
(1万口当たり純資産額)	(13,023円)

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2023年8月21日現在

資産の部	
流動資産	
預金	3,472,528,727
金銭信託	87,858,780
コール・ローン	15,236,703,372
株式	705,354,266,961
投資証券	14,208,649,091
派生商品評価勘定	103,936,179
未収入金	3,190,025
未収配当金	968,041,955
差入委託証拠金	10,871,784,930
流動資産合計	750,306,960,020
資産合計	750,306,960,020
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	676,496,566
未払解約金	573,036,541
その他未払費用	17,992
流動負債合計	1,249,551,099
負債合計	1,249,551,099
純資産の部	
元本等	
元本	213,241,683,380
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	535,815,725,541
元本等合計	749,057,408,921
純資産合計	749,057,408,921
負債純資産合計	750,306,960,020

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年2月22日 至 2023年8月21日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年8月21日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	200,521,891,495円
同期中追加設定元本額	24,621,681,788円
同期中一部解約元本額	11,901,889,903円
元本の内訳	
ファンド名	
DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）	771,768,564円
DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）	3,657,299,506円
DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）	3,318,004,769円
ニッセイ外国株式インデックスSA（適格機関投資家限定）	2,159,003,595円
ニッセイインデックスバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	948,229円
ニッセイインデックスバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	5,609,516円
ニッセイインデックスバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	5,724,966円
ニッセイ外国株式インデックスファンドII（適格機関投資家限定）	328,941,782円

＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ外国株式インデックスファンド	154,825,971,060円
DCニッセイ外国株式インデックス	37,383,250,810円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド (4資産均等型)	2,420,084,217円
DCニッセイターゲットデートファンド2055	364,179,376円
DCニッセイワールドセレクトファンド(安定型)	170,260,131円
DCニッセイターゲットデートファンド2045	412,747,351円
DCニッセイターゲットデートファンド2035	623,229,191円
DCニッセイターゲットデートファンド2025	13,830,841円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド (6資産均等型)	90,586,054円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式)	7,629,853円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート)	9,895,063円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート/債券)	3,577,602円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド (8資産均等型)	20,897,900円
DCニッセイターゲットデートファンド2060	275,603,225円
DCニッセイターゲットデートファンド2050	175,725,698円
DCニッセイターゲットデートファンド2040	356,535,095円
DCニッセイターゲットデートファンド2030	175,289,992円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2020-02(適格機関投資家限定)	162,061,821円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ世界株式ファンド(GDP型バスケット)	244,502,647円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2020-09(適格機関投資家限定)	163,231,643円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2021-01(適格機関投資家限定)	159,917,314円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2021-05(適格機関投資家限定)	159,257,290円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2021-08(適格機関投資家限定)	142,280,240円
ニッセイ先進国株式インデックス(為替ヘッジあり)(ラップ専用)	29,821,760円
ニッセイ先進国株式インデックス(為替ヘッジなし)(ラップ専用)	4,412,674,340円
FWニッセイ先進国株インデックス	47,691,688円
DCニッセイターゲットデートファンド2065	42,647,338円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンドII2023-05 (適格機関投資家限定)	101,002,913円
計	213,241,683,380円
2. 受益権の総数	213,241,683,380口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年8月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2023年8月21日現在				
	契約額等(円)	うち		時価(円)	評価損益(円)
		1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建					
アメリカ・ドル	13,291,568,891	—	13,389,972,659	98,403,768	
イギリス・ポンド	9,302,043,931	—	9,381,104,565	79,060,634	
ユーロ	1,312,695,889	—	1,328,622,192	15,926,303	
	2,676,829,071	—	2,680,245,902	3,416,831	
合計	13,291,568,891	—	13,389,972,659	98,403,768	

(注) 為替予約取引

時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

株式関連

種類	2023年8月21日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超		
市場取引 先物取引 買建	28,303,382,295	—	27,632,418,139	△670,964,156
合計	28,303,382,295	—	27,632,418,139	△670,964,156

(注) 株価指数先物取引

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年8月21日現在
1口当たり純資産額	3.5127円
(1万口当たり純資産額)	(35,127円)

2023年8月21日現在

資産の部	
流動資産	
預金	234,117,068
金銭信託	949,117
コール・ローン	164,598,331
国債証券	66,810,453,314
派生商品評価勘定	111,792
未収利息	382,022,947
前払費用	39,975,938
流動資産合計	67,632,228,507
資産合計	67,632,228,507
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	104,861
未払金	8,628,241
未払解約金	97,999,917
その他未払費用	247
流動負債合計	106,733,266
負債合計	106,733,266
純資産の部	
元本等	
元本	42,225,164,054
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	25,300,331,187
元本等合計	67,525,495,241
純資産合計	67,525,495,241
負債純資産合計	67,632,228,507

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年2月22日 至 2023年8月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年8月21日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	39,232,944,932円
同期中追加設定元本額	6,338,979,168円
同期中一部解約元本額	3,346,760,046円
元本の内訳	
ファンド名	
DCニッセイワールドセレクトファンド(債券重視型)	3,469,785,940円
DCニッセイワールドセレクトファンド(標準型)	6,165,746,740円
DCニッセイワールドセレクトファンド(株式重視型)	2,486,009,830円
ニッセイ外国債券インデックスSA(適格機関投資家限定)	893,477,898円
ニッセイインデックスバランス(債券重視型)SA(適格機関投資家限定)	2,131,960円
ニッセイインデックスバランス(標準型)SA(適格機関投資家限定)	6,304,545円
ニッセイインデックスバランス(成長型)SA(適格機関投資家限定)	4,596,072円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ外国債券インデックスファンド	15,520,588,906円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(4資産均等型)	5,439,706,721円
DCニッセイ外国債券インデックス	3,978,299,058円
DCニッセイターゲットデートファンド2055	279,486,229円
DCニッセイワールドセレクトファンド(安定型)	1,913,719,534円
DCニッセイターゲットデートファンド2045	319,372,183円
DCニッセイターゲットデートファンド2035	524,210,194円
DCニッセイターゲットデートファンド2025	67,364,282円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(6資産均等型)	203,663,866円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート/債券)	20,105,350円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(8資産均等型)	46,971,508円
DCニッセイターゲットデートファンド2060	208,712,431円
DCニッセイターゲットデートファンド2050	135,258,540円
DCニッセイターゲットデートファンド2040	281,072,052円
DCニッセイターゲットデートファンド2030	194,533,415円
FWニッセイ外国債インデックス	31,760,290円
DCニッセイターゲットデートファンド2065	32,286,510円
計	42,225,164,054円
2. 受益権の総数	42,225,164,054口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年8月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短時間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2023年8月21日現在				
	契約額等(円)	うち		時価(円)	評価損益(円)
		1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建					
アメリカ・ドル	49,635,322	—	49,642,253	6,931	
イスラエル・シケル	32,881,253	—	32,993,045	111,792	
オーストラリア・ドル	1,898,571	—	1,872,068	△26,503	
オフショア・人民元	5,225,326	—	5,199,743	△25,583	
ニュージーランド・ドル	7,992,800	—	7,951,480	△41,320	
合計	1,637,372	—	1,625,917	△11,455	
合計	49,635,322	—	49,642,253	6,931	

(注) 為替予約取引

時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年8月21日現在
1口当たり純資産額	1.5992円
(1万口当たり純資産額)	(15,992円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）

2023年8月31日現在

I 資産総額	27,926,974,164円
II 負債総額	30,624,878円
III 純資産総額（I－II）	27,896,349,286円
IV 発行済数量	13,035,293,272口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1401円

DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）

2023年8月31日現在

I 資産総額	66,591,855,623円
II 負債総額	30,613,150円
III 純資産総額（I－II）	66,561,242,473円
IV 発行済数量	23,543,045,477口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.8272円

DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）

2023年8月31日現在

I 資産総額	40,515,519,332円
II 負債総額	37,320,588円
III 純資産総額（I－II）	40,478,198,744円
IV 発行済数量	11,151,765,731口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.6298円

（参考）

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

2023年8月31日現在

I 資産総額	195,052,986,105円
II 負債総額	512,010,751円
III 純資産総額（I－II）	194,540,975,354円
IV 発行済数量	71,298,253,626口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.7286円

ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド

2023年8月31日現在

I 資産総額	82,793,694,607円
II 負債総額	15,223,837,770円
III 純資産総額（I－II）	67,569,856,837円
IV 発行済数量	51,863,980,643口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3028円

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド

2023年8月31日現在

I 資産総額	782,005,420,912円
II 負債総額	749,057,039円
III 純資産総額 (I - II)	781,256,363,873円
IV 発行済数量	214,086,703,225口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3.6493円

ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド

2023年8月31日現在

I 資産総額	69,317,622,656円
II 負債総額	332,961,302円
III 純資産総額 (I - II)	68,984,661,354円
IV 発行済数量	42,455,479,088口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.6249円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年8月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。最近5年間における資本金の増減はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年8月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	415	76,074
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	108	19,277
単位型公社債投資信託	0	0
合計	523	95,351

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 新

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	38,492,350	31,522,565
有価証券	6,249,635	5,099,877
前払費用	763,755	595,955
未収委託者報酬	6,157,565	5,813,921
未収運用受託報酬	3,219,400	3,456,007
未収投資助言報酬	265,131	259,830
その他	8,403	18,700
流動資産合計	55,156,243	46,766,858
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1 150,311	※1 150,182
車両	※1 968	※1 482
器具備品	※1 103,050	※1 92,889
有形固定資産合計	254,330	243,554
無形固定資産		
ソフトウェア	1,840,943	1,803,047
ソフトウェア仮勘定	577,731	1,198,151
その他	8,013	8,013
無形固定資産合計	2,426,688	3,009,212
投資その他の資産		
投資有価証券	30,679,401	37,635,584
関係会社株式	66,222	66,222
長期前払費用	10,629	11,881
差入保証金	374,819	367,613
繰延税金資産	1,413,142	1,600,306
その他	10,305	10,037
投資その他の資産合計	32,554,521	39,691,645
固定資産合計	35,235,540	42,944,413
資産合計	90,391,783	89,711,272

負債の部

流動負債

預り金	51,241	53,649
未払収益分配金	8,706	7,080
未払手数料	※2 2,315,345	※2 2,148,508
未払運用委託報酬	※2 1,728,950	※2 1,868,264
未払投資助言報酬	※2 828,040	※2 801,755
その他未払金	※2 4,619,477	※2 2,880,396
未払費用	※2 134,086	※2 122,649
未払法人税等	611,046	1,689,458
未払消費税等	349,108	321,144
賞与引当金	1,227,440	1,047,233
その他	93,579	46,054
流動負債合計	11,967,023	10,986,194

固定負債

退職給付引当金	2,423,289	2,402,314
役員退職慰労引当金	16,750	16,150
固定負債合計	2,440,039	2,418,464

負債合計

負債合計	14,407,063	13,404,658
------	------------	------------

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840

利益剰余金

利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	56,866,270	57,905,876
利益剰余金合計	57,546,077	58,585,683
株主資本合計	75,827,917	76,867,523

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	348,871	△ 254,732
繰延ヘッジ損益	△ 192,067	△ 306,177
評価・換算差額等合計	156,803	△ 560,910

純資産合計

純資産合計	75,984,720	76,306,613
-------	------------	------------

負債・純資産合計

負債・純資産合計	90,391,783	89,711,272
----------	------------	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	29,144,394	27,807,455
運用受託報酬	17,750,312	18,365,703
投資助言報酬	1,032,738	1,146,302
その他営業収益	-	4,497
営業収益計	47,927,445	47,323,959
営業費用		
支払手数料	11,524,989	10,826,133
広告宣伝費	62,919	34,423
公告費	125	125
調査費	8,730,925	9,426,129
支払運用委託報酬	3,825,413	3,994,350
支払投資助言報酬	3,083,142	3,279,321
委託調査費	125,430	143,143
調査費	1,696,938	2,009,314
委託計算費	277,534	278,897
営業雑経費	846,156	876,260
通信費	59,759	60,541
印刷費	173,841	166,600
協会費	38,262	37,646
その他営業雑経費	574,292	611,472
営業費用計	21,442,649	21,441,969
一般管理費		
役員報酬	150,830	114,167
給料・手当	4,699,931	5,179,604
賞与引当金繰入額	1,184,037	1,033,669
賞与	369,403	357,187
福利厚生費	925,165	988,302
退職給付費用	431,379	411,161
役員退職慰労引当金繰入額	8,950	5,850
役員退職慰労金	-	2,550
その他人件費	162,879	214,336
不動産賃借料	766,098	803,805
その他不動産経費	36,278	35,247
交際費	12,883	27,169
旅費交通費	17,654	133,750
固定資産減価償却費	552,239	663,401
租税公課	385,352	367,046
業務委託費	349,177	438,018
器具備品費	484,762	769,903
保険料	46,907	49,248
寄付金	5,126	10,762
諸経費	247,185	279,825
一般管理費計	10,836,244	11,885,008
営業利益	15,648,550	13,996,981
営業外収益		
受取利息	2,029	950
有価証券利息	3,452	15,666
受取配当金	※1 83,809	※1 191,353

為替差益	27,680	22,628
その他営業外収益	19,955	20,449
営業外収益計	136,927	251,049
営業外費用		
控除対象外消費税	20,188	5,712
その他営業外費用	404	314
営業外費用計	20,592	6,026
経常利益	15,764,885	14,242,004
特別利益		
投資有価証券売却益	18,927	97,919
投資有価証券償還益	510,138	45,181
特別利益計	529,065	143,100
特別損失		
投資有価証券売却損	7,280	73,703
投資有価証券償還損	50,697	71,887
固定資産除却損	※2 132	※2 1,757
事故損失賠償金	※3 9,883	※3 2,015
特別損失計	67,993	149,364
税引前当期純利益	16,225,956	14,235,739
法人税、住民税及び事業税	4,940,051	4,112,329
法人税等調整額	24,895	74,919
法人税等合計	4,964,946	4,187,249
当期純利益	11,261,009	10,048,489

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	55,045,550	55,725,357	74,007,197
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△9,440,289	△9,440,289	△9,440,289
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	11,261,009	11,261,009	11,261,009
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,820,719	1,820,719	1,820,719
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,242,655	△97,204	1,145,450	75,152,647
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△9,440,289
当期純利益	-	-	-	11,261,009
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△893,783	△94,862	△988,646	△988,646
当期変動額合計	△893,783	△94,862	△988,646	832,073
当期末残高	348,871	△192,067	156,803	75,984,720

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余 金合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△9,008,883	△9,008,883	△9,008,883
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	10,048,489	10,048,489	10,048,489
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,039,606	1,039,606	1,039,606
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	348,871	△192,067	156,803	75,984,720
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△9,008,883
当期純利益	-	-	-	10,048,489
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△603,603	△114,109	△717,713	△717,713
当期変動額合計	△603,603	△114,109	△717,713	321,892
当期末残高	△254,732	△306,177	△560,910	76,306,613

注記事項

(重要な会計方針)

項目	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>② その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>③ 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5. 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>①投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間に</p>

	<p>わたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p> <p>③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p>
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>③ヘッジ方針 ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
8. グループ通算制度の適用	<p>当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。</p>

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物附属設備	329,011千円	340,233千円
車両	5,760	6,246
器具備品	494,576	516,937
計	829,348	863,417

※2. 前事業年度において、関係会社に対する負債として、未払手数料、未払運用委託報酬、未払投資助言報酬、その他未払金、未払費用に含まれるものの合計額は、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えており、その金額は前事業年度および当事業年度においてそれぞれ5,317,615千円、2,706,850千円であります。

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
受取配当金	42,069千円	174,180千円

※2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
器具備品	132	1,749
ソフトウェア	-	8
計	132	1,757

※3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

2021年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,440,289千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	87,049円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

2022年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,008,883千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	83,071円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,038,816千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	74,126円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来さないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品または市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,319,017	17,308,937	△10,080
その他有価証券	19,610,019	19,610,019	—
資産計	36,929,036	36,918,956	△10,080
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用され ているもの	△73,870	△73,870	—
デリバティブ取引計	△73,870	△73,870	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,445,768	23,460,731	14,962
その他有価証券	19,289,693	19,289,693	—
資産計	42,735,461	42,750,424	14,962
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用され ているもの	△24,321	△24,321	—
デリバティブ取引計	△24,321	△24,321	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注1）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2022年3月31日)
関係会社株式	66,222

（単位：千円）

区分	当事業年度 (2023年3月31日)
関係会社株式	66,222

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	—	19,610,019	—	19,610,019
デリバティブ取引（※） 為替予約	—	△73,870	—	△73,870
合計	—	19,536,149	—	19,536,149

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	—	19,289,693	—	19,289,693
デリバティブ取引（※） 為替予約	—	△24,321	—	△24,321
合計	—	19,265,372	—	19,265,372

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	17,308,937	—	17,308,937
合計	—	17,308,937	—	17,308,937

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	23,460,731	—	23,460,731
合計	—	23,460,731	—	23,460,731

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	38,492,350	—	—	—
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,250,000	11,070,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	6,108,860	12,060,309	1,121,260	101,009
合計	50,851,210	23,130,309	1,121,260	101,009

(注) 投資信託受益証券であります。

当事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	31,522,565	—	—	—
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5,100,000	18,340,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	3,029,947	15,086,454	997,574	175,716
合計	39,652,513	33,426,454	997,574	175,716

(注) 投資信託受益証券であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度 (2022年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1) 国債・地方債等	4,899,207	4,900,290	1,082
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	4,899,207	4,900,290	1,082
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1) 国債・地方債等	12,419,810	12,408,647	△11,163
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	12,419,810	12,408,647	△11,163
合計		17,319,017	17,308,937	△10,080

当事業年度 (2023年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1) 国債・地方債等	13,455,768	13,484,645	28,876
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	13,455,768	13,484,645	28,876
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1) 国債・地方債等	9,990,000	9,976,086	△13,914
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	9,990,000	9,976,086	△13,914
合計		23,445,768	23,460,731	14,962

2. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	10,012,022	9,238,000	774,022
	小計	10,012,022	9,238,000	774,022
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	9,597,996	10,017,000	△419,003
	小計	9,597,996	10,017,000	△419,003
合計		19,610,019	19,255,000	355,019

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	6,778,610	6,336,999	441,610
	小計	6,778,610	6,336,999	441,610
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	12,511,082	13,413,000	△901,917
	小計	12,511,082	13,413,000	△901,917
	合計	19,289,693	19,749,999	△460,306

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	72,646	18,927	7,280
合計	72,646	18,927	7,280

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	325,215	97,919	73,703
合計	325,215	97,919	73,703

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度 (2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2023年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度 (2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,264,288	-	△73,870
合計			1,264,288	-	△73,870

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度 (2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,129,663	-	△24,321
合計			1,129,663	-	△24,321

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,049,929 千円	2,324,488 千円
勤務費用	296,556	261,043
利息費用	5,724	7,886
数理計算上の差異の発生額	26,217	△51,020
退職給付の支払額	△58,809	△318,533
その他	4,869	2,382
退職給付債務の期末残高	2,324,488	2,226,246

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	134,197 千円	147,543 千円
退職給付費用	19,557	18,835
退職給付の支払額	△1,342	△1,081
その他	△4,869	△2,382
退職給付引当金の期末残高	147,543	162,914

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,472,031 千円	2,389,160 千円
未認識数理計算上の差異	△48,741	13,153
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,423,289	2,402,314
退職給付引当金	2,423,289	2,402,314
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,423,289	2,402,314

(4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	19,557 千円	18,835 千円
勤務費用	296,556	261,043
利息費用	5,724	7,886
数理計算上の差異の当期費用処理額	5,631	10,874
確定給付制度に係る退職給付費用	327,469	298,639

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.35 %	0.66 %

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において68,995千円、当事業年度において75,867千円であり、退職給付費用に計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	375,842 千円	320,663 千円
未払事業税	134,561	113,779
退職給付引当金	742,011	735,588
税務上の繰延資産償却超過額	1,565	2,055
役員退職慰労引当金	5,128	4,945
投資有価証券評価差額	140,574	314,276
減価償却超過額	38,704	48,992
その他	128,909	180,561
小計	1,567,297	1,720,862
評価性引当額	△1,808	△12,818
繰延税金資産合計	1,565,488	1,708,043
繰延税金負債		
特別分配金否認	6,396	10,817
投資有価証券評価差額	145,949	96,919
繰延税金負債合計	152,345	107,737
繰延税金資産(△は負債)の純額	1,413,142	1,600,306

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しております。「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,500,632

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	5,921,322

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至2023年3月31日)
営業収益		
投資信託委託業務	29,144,394	27,807,455
投資運用業務 (注)	17,750,312	18,365,703
投資助言業務	1,032,738	1,146,302
その他営業収益	—	4,497
計	47,927,445	47,323,959

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等
前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	6,521,634	未収運用受託報酬	1,657,146
								投資助言報酬の受取	120,504	未収投資助言報酬	11,837
								連結納税に伴う支払	3,919,311	その他未払金	3,919,311

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	5,922,395	未収運用受託報酬	1,446,614
								投資助言報酬の受取	118,702	未収投資助言報酬	10,996
								グループ通算に伴う支払	2,065,951	その他未払金	2,065,951

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	700,655円80銭	703,623円97銭
1株当たり当期純利益金額	103,837円87銭	92,657円21銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
期中平均株式数	108千株	108千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ③ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

① 定款の変更等

2023年3月23日に開催された臨時株主総会において、定款に関し以下の変更が決議されました。

<変更前>

(略)

(株主総会の招集及び議長)

第10条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(略)

(役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定する。

2. 取締役会は、前項のほか必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(略)

<変更後>

(略)

(株主総会の招集及び議長)

第10条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(略)

(役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長 1名を選定する。

2. 取締役会は、前項のほかに必要に応じて取締役会長 1名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(略)

② 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

DC ニッセイワールドセレクトファンド(債券重視型)

投資信託約款

ニッセイアセットマネジメント株式会社

DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）

運用の基本方針

投資信託約款第24条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として親投資信託の受益証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

下記の親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。また、各親投資信託はそれぞれ下記の指数の動きに連動する投資成果をめざします。

親投資信託 ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

…TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

親投資信託 ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド

…NOMURA-BPI総合指数

親投資信託 ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド

…MSCI KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）

親投資信託 ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド

…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

(2) 投資態度

① 上記の親投資信託の受益証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。

② 各親投資信託への投資比率（基準ポートフォリオ）は、以下を基本とします。

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド … 20%

ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド … 45%

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド … 10%

ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド … 20%

短期金融資産 … 5%

③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5%未満に変動幅を抑制します。ただし、追加設定・一部解約等に伴う資金フローの影響により、一時的に上記②の配分から乖離する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の45%以下とします。

② 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の45%以下とします。

③ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配対象額についての分配方針
委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用方針
特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の許可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と投資信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金10,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第57条第1項、第58条第1項、第59条第1項、または第61条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、10,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第34条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第36条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

第13条 取扱販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「DCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第3条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
- ⑤ 別に定める契約を結んだ受益者が、第53条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第47条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第14条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第17条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第18条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第19条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第20条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権(イ及びニに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ. 約束手形(イに掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の45を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の45を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の

時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑦ 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の45を超えることとなる指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の45を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑧ 前4項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券、当該新株予約権証券、当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）および当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第23条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第37条において同じ。）、第37条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条および第22条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関係法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第28条から第32条まで、第36条、第42条、第43条および第44条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第24条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第26条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時

価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第29条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・範囲)

第30条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第31条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または第34条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当す

る売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第35条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第36条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第37条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限りません。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(投資信託証券等の保管)

第38条 (削除)

(混蔵寄託)

第39条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第40条 (削除)

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第41条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第42条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第43条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第44条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第45条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第46条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第47条 この信託の計算期間は、原則として毎年2月22日から2月21日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15年1月10日から平成16年2月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に規定する信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第48条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および会計監査費用)

第49条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 投資信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第50条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第47条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の14の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第51条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資

信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第52条 受託者は、収益分配金については第53条第1項に規定する支払開始日および第53条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第53条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第53条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第53条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第54条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第55条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第54条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第55条 受益者（取扱販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第56条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第57条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、

すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第58条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第62条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第59条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第62条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第60条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第61条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第62条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第62条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第63条 第57条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合

において、第57条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および取扱販売会社の協議により決定するものとします。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第63条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第64条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第65条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま

す。

附則第1条 約款第13条第1項の「DCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第2条 第53条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則第3条 第31条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第31条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいま

す。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第4条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

1. 別に定める親投資信託

投資信託約款第22条第1項の「別に定める親投資信託」とは次のものをいいます。

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド
ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 15 年 1 月 10 日

委託者 東京都千代田区大手町一丁目8番1号
ニッセイアセットマネジメント株式会社
取締役社長 山田 昌弘

受託者 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
三菱信託銀行株式会社
取締役社長 内海 暎郎

追加型証券投資信託

DC ニッセイワールドセレクトファンド(標準型)

投資信託約款

ニッセイアセットマネジメント株式会社

DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）

運用の基本方針

投資信託約款第24条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として親投資信託の受益証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

下記の親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。また、各親投資信託はそれぞれ下記の指数の動きに連動する投資成果をめざします。

親投資信託 ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

…TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

親投資信託 ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド

…NOMURA-BPI総合指数

親投資信託 ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド

…MSCI KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）

親投資信託 ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド

…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

(2) 投資態度

① 上記の親投資信託の受益証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。

② 各親投資信託への投資比率（基準ポートフォリオ）は、以下を基本とします。

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド … 30%

ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド … 30%

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド … 20%

ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド … 15%

短期金融資産 … 5%

③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5%未満に変動幅を抑制します。ただし、追加設定・一部解約等に伴う資金フローの影響により、一時的に上記②の配分から乖離する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の65%以下とします。

② 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

③ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配対象額についての分配方針
委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用方針
特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の許可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と投資信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金10,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第57条第1項、第58条第1項、第59条第1項、または第61条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、10,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第34条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第36条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

第13条 取扱販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「DCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく(累積)投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第3条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
- ⑤ 別に定める契約を結んだ受益者が、第53条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第47条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第14条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第17条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第18条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第19条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第20条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限りません。)
 - ハ. 金銭債権(イ及びニに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ. 約束手形(イに掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の65を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の65を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の

時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑦ 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑧ 前4項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券、当該新株予約権証券、当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）および当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第23条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第37条において同じ。）、第37条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条および第22条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関係法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第28条から第32条まで、第36条、第42条、第43条および第44条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第24条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第26条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時

価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

(先物取引等の運用指図)

第29条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとしします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・範囲)

第30条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第31条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または第34条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当す

る売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第35条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第36条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第37条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限りません。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(投資信託証券等の保管)

第38条 (削除)

(混蔵寄託)

第39条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第40条 (削除)

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第41条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第42条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第43条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第44条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第45条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第46条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第47条 この信託の計算期間は、原則として毎年2月22日から2月21日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15年1月10日から平成16年2月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に規定する信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第48条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および会計監査費用)

第49条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 投資信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第50条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第47条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の14の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第51条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資

信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第52条 受託者は、収益分配金については第53条第1項に規定する支払開始日および第53条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第53条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第53条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第53条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第54条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第55条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第54条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第55条 受益者（取扱販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第56条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第57条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、

すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第58条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第62条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第59条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第62条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第60条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第61条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第62条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第62条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第63条 第57条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合

において、第57条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および取扱販売会社の協議により決定するものとします。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第63条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第64条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第65条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま

す。

附則第1条 約款第13条第1項の「DCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第2条 第53条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則第3条 第31条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第31条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいま

す。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第4条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

1. 別に定める親投資信託

投資信託約款第22条第1項の「別に定める親投資信託」とは次のものをいいます。

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド
ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 15 年 1 月 10 日

委託者 東京都千代田区大手町一丁目8番1号
ニッセイアセットマネジメント株式会社
取締役社長 山田 昌弘

受託者 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
三菱信託銀行株式会社
取締役社長 内海 暎郎

追加型証券投資信託

DC ニッセイワールドセレクトファンド(株式重視型)

投資信託約款

ニッセイアセットマネジメント株式会社

DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）

運用の基本方針

投資信託約款第24条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として親投資信託の受益証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

下記の親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。また、各親投資信託はそれぞれ下記の指数の動きに連動する投資成果をめざします。

親投資信託 ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

…TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

親投資信託 ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド

…NOMURA-BPI総合指数

親投資信託 ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド

…MSCI KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）

親投資信託 ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド

…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

(2) 投資態度

① 上記の親投資信託の受益証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。

② 各親投資信託への投資比率（基準ポートフォリオ）は、以下を基本とします。

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド … 40%

ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド … 15%

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド … 30%

ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド … 10%

短期金融資産 … 5%

③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5%未満に変動幅を抑制します。ただし、追加設定・一部解約等に伴う資金フローの影響により、一時的に上記②の配分から乖離する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の85%以下とします。

② 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の55%以下とします。

③ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配対象額についての分配方針
委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用方針
特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の許可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と投資信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金10,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第57条第1項、第58条第1項、第59条第1項、または第61条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、10,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第34条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第36条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

第13条 取扱販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「DCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第3条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
- ⑤ 別に定める契約を結んだ受益者が、第53条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第47条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第14条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第17条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第18条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第19条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第20条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権(イ及びニに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ. 約束手形(イに掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の85を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の85を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の

時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑦ 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の55を超えることとなる指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の55を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑧ 前4項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券、当該新株予約権証券、当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）および当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第23条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第37条において同じ。）、第37条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条および第22条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関係法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第28条から第32条まで、第36条、第42条、第43条および第44条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第24条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第26条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時

価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第29条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・範囲)

第30条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第31条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または第34条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当す

る売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第35条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第36条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第37条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限りません。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(投資信託証券等の保管)

第38条 (削除)

(混蔵寄託)

第39条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第40条 (削除)

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第41条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第42条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第43条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第44条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第45条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第46条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第47条 この信託の計算期間は、原則として毎年2月22日から2月21日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15年1月10日から平成16年2月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に規定する信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第48条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および会計監査費用)

第49条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 投資信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第50条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第47条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の14の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第51条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資

信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第52条 受託者は、収益分配金については第53条第1項に規定する支払開始日および第53条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第53条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第53条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第53条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第54条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第55条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第54条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第55条 受益者（取扱販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第56条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第57条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、

すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第58条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第62条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第59条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第62条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第60条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第61条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第62条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第62条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第63条 第57条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合

において、第57条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および取扱販売会社の協議により決定するものとします。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第63条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第64条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第65条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま

す。

附則第1条 約款第13条第1項の「DCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第2条 第53条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則第3条 第31条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第31条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）

す。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第4条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

1. 別に定める親投資信託

投資信託約款第22条第1項の「別に定める親投資信託」とは次のものをいいます。

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド
ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 15 年 1 月 10 日

委託者 東京都千代田区大手町一丁目8番1号
ニッセイアセットマネジメント株式会社
取締役社長 山田 昌弘

受託者 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
三菱信託銀行株式会社
取締役社長 内海 暎郎